JOURNAL OF
JAPANESE PRISON ASSOCIATION

監獄協會雜誌

第參拾五卷　第三號

大正十一年三月二十日發行（毎月一回廿日發行）

東京監獄內

司法官辯護士警察官吏獄官其他各團體及個人ニ必讀スベキ參考書ナリ。



日本大學機關雜誌

日本法政新誌

第十九卷　第三號

—(第二百二號)—

論說

占有意志を論ず……法學博士　横田秀雄
免囚保護概論……典獄　寺崎勝治
地方稅戶數割……法學士　田中廣太郎
屍體遺骨の管理權……日本法律學士　遠藤登喜夫
電話使用權の性質……法學士　石原雅二郎
中世經濟思想史序論(三)……經濟學士　向井章
現行出版物法の研究(三)……法學士　宇野愼三

講演

哲學の使用……文學博士　鹿子木員信

質疑應答

不動產は盜罪の物體たり得るや……辯護士　花村四郎

寄書

政治思想の哲學的研究……社會科學生　佐藤克己
良妻賢母主義の改造……同　河內いね

海外近況

◎英埃交涉行惱みか◎歐洲は久しく平和なるか◎ロンドンの中心地◎空中郵便の大計畫◎英國婦人の望蜀運動……門外漢

國家試驗模範答案

辯護士試驗刑法答案……及第者　天津博
漫錄(放言漫語錄(三))……吐雲上人○雜纂……永田菊四郎
○會員消息○日本大學記事……

日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊金四拾錢郵稅金壹錢五厘)



理想の彼方へ

◇教育(Education)とは個性を引出す(Educate)ことであると教育學者は云つた。この解法で云ふと監獄に於ける教誨教育とは無知或は奸邪の爲め國法に觸れた不完全的人格であるところの囚人から本然の心性を顯現せしむることであると云ひ得るであらう、——この場合吾人實際家の立場として人性の善惡などを論議することを避ける。

◇現在吾人の前に現はるゝ犯罪人を檢するに或者は精神低格或は生理的缺陷のために性格的に罪から罪へ辿りゆくもの又或者は心身はさまで低劣でもないが、性好詐のため邪道を步むものがある。要するに罪を罪と了知せず、道を道と能解せざるが故に起る憫しむべき事柄である。

◇世に監獄は罪の運命から離脫せしむるところでなくて却て罪の衣の色上げをするところであると非難する人がある。しかし如何なる農夫も例令一株でも麻つたものを得やうとして甘藷を作るものはなく、如何なる機械工も例令一組でもローズものを出さうとしてハンマーを振ふものはないやうに、如何なる司獄官も又やつて來いと云つて放免の挨拶をするものは誰もなからう。そりや長い期間と多くの員數とを通して見る時は所謂監獄に本籍を置くとか思はるゝものもあらう。しかしそれは理想的に行かない種々の事情が完全に行はれた時には多分消滅する「例外」であらう。

◇いやその例外が多過ぎるから困るのだと云つてはならない。監獄事業の如き理想的大事業は專賣局で卷煙草が出來上るやうにそんな手際のいゝものではあり得ないだらう。誰だつたか「私はせめて死ぬる迄にたつた一人でいゝから眞の信者を得たい」と述懷した宗教家があつた。吾々は少くとも自分の一生は愚か何代先に最後の公式を得るとも豫想されないことに孜々として苦心する發明家の意氣に倣つてこの尊き教誨教育の事業に携りたいものである。

監獄協會雜誌

—第三十五卷　第三號—

◇
理想の彼方へ……（卷頭）
◇
教誨の根本精神を論ず……檢事正　木　亮…（四）
教誨教育と而して善導……典獄　寺崎勝治…（九）
教誨の根本方針……教誨師　河野純孝…（二）
教誨改良私言……典獄　岡部　常…（二六）
時論一束……（三七）
教誨教育と作業との關係……典獄　松隈房吉…（四二）
教誨教育と戒護との關係……同　小橋川昭慶…（四六）
教誨教育問題の改良……同　黒田源太郎…（五二）
教誨の思想的形式的改良……教誨師　苅屋哲公…（五五）
與へらるゝが儘に……同　土倉是空…（六一）
縱談橫議……五　羊　生…（六八）
◇
噫監獄教誨……見十生譯…（七〇）
一放免囚の所感に現はれたる教誨と戒護……瓊泉生…（七六）
博言博士……（七九）
監獄に關する二改革……垂水克己譯…（八〇）
司獄官の待遇を改善せよ…代議士　太田信次郎…（八四）
海外時報
事務室より
獨逸刑法法典の改正（二）……檢事正　木　亮譯…（九三）
統計——質疑回答——訓令通牒——彙報——會報——日比谷より

□□□ 教誨教育問題研究 □□□

近來獄務の改良につき當局に於て著々其歩を進められ先づ監獄作業の刷新を實行されたが、今回更に教誨教育調査機關を設置して同問題の改善を期せらるゝに當り本誌は特に左記項目につき高見の發表を御依頼したところ續々諸方よりとして寄稿さるゝもの數十篇に及びましたことはいかに實務家諸君が斯道の改善刷新に熱誠であるかを證するに充分であります。△然しこの「教誨教育問題研究號」に於て全部之を發表することが出來なかつたのは甚遺憾であるが、餘は號を追つて掲載することにしたいと思ふ。こゝに寄稿家諸君に感謝すると共に一言お斷しておきます。

記

一、教誨教育の根本方針
二、總集教誨の思想的及形式的改良
三、個人教誨の思想的及形式的改良
四、個性觀察の方法
五、教誨教育と職業操定指導との關係
六、教誨教育と出獄人保護との關係
七、教誨教育と戒護との關係
八、其他教務に關する意見

教誨の根本精神を論ず

檢事 正木亮

(一)

獨逸の哲人ニイチエの思想は一生を通じて三期に分つことが出來るが其第三期は卽ち强健なる自我（Ego）を作ることにあるのである、誤り傳へる人達はニイチエの此の尚い第三期をも醜惡なる個人主義の宣傳として葬り去ろうとして居る、然し私はニイチエの此の第三期卽ち强健なる自我を主張した時代は明かに最も根據ある國家主義の主張ではないかと思ふ。（西田幾太郎氏著想主義の哲學參照）

何となれば國家の發達は完備せる自我の綜合でなければならない。

强健なる自我の發育といふと或は他人を排斥するのではないかといふ非難を受けるかも知れないが强健なる自我は絕對に自己の利益を主張するものではない、甲と乙とを比べて甲が乙より優つて居る場合に乙を讓ることは完全なる自己批判である、如斯自己批判をなしつつ進み行く自我の所有者の綜合せる團體は最も强く最も根據ある國家といはなければならない。

(二)

然らば一國の中に此の自己批判卽ち自我の充實を圖らない者が多數あれば國家は其れ丈け弱く其れ丈け不完全でなければならない譯である。

犯罪者は卽ち强健なる自我の發達なき者である。何となれば彼等は冷靜に思ひ返すならば人として斯くあるべき法則卽ち人として守るべき法則を忘れたる者である。如斯强健なる自我を有せざる犯罪者を多數出すことは其所屬團體を弱くする所以であるが故に茲に其所屬團體卽ち國家は法律を定めて之を防止するのであ

る。

其防止の執行方法として生れ出でたるもの即ち監獄（死刑、罰金刑等あるも概括的執行機關として監獄を掲ぐ）である。

犯罪者が團體の異分子であるならば何故に監獄よりも其團體より絕對に隔離せざるかとの疑が起るかも知れない。其疑が現に實行せられて居たのは例へば普露西亞のフリードリッヒ、ウイルヘルム一世（Friedrich Wilhelm 1.）の即位以前であつてフリードリッヒ・ウイルヘルム一世の即位迄は全く威嚇目的（Abschreckungszweck）であつた即ち自我の完全なる充實といふ事に着眼しないで只威嚇にたよつて犯罪を防遏したのである此れを即ち一般豫防といふ（Generalprävention）

(三)

フリードリッヒ、ウイルヘルム一世は此の一般豫防といふことを刑罰の執行から全然除去しなければならないといふ考へから犯罪者の個性といふことに着眼したのであるが此れは千七百二十一年に發布された彼れの勅令と普露西亞國法によつても其一端を覗ふことが出來るのである即ち此の二個の中には犯罪は外部の影響を受けない行爲者の惡い自由意思によつて現はされたのであることが見えて居る（Dr. Eberhard Schmidt, Die Kriminalpolitik Preussens unter Friedrich Wilhelm 1. und Friedrich II）

換言すればフリードリッヒ、ウイルヘルム一世は犯罪者は健全なる自我の發達を圖らない爲めに惡行をするのであるから威嚇するよりも進んで其自我の不完全なる所を補塡して行つてやらなければならないといふ事に留意したといつて過言はないと思ふ、夫れ故に彼れは此の見置に基いて一般豫防から特別豫防に進む爲めに最善の努力を盡し其勅令中には屢々聖書の文句迄引用して居るのであるから私は獨逸に於ける教誨教育の萠芽さるゝに至つたのは恐らく此王の時代が始めてであらうと思ふ、同時に教誨教育が完全なる自我の養生にある事は此の歷史的考證によつても證明さるゝ事は論を俟つ迄もないことである。

一面から考へると惡い點を矯正する爲めに苛酷なる處置をなすことは丁度醫者が患部を小刀で切り取るのと同樣であつて決して弊害でないとの議論が出るかも知れない然し若しも患部を切り取ることによつて他に惡影響を及すことがありとするならば其手術は反つて其儘にして置く方がましになつて來る事が屢々起る。恰度之と同じ理由で彼のモンテスキュー（Montesquien）は法の精神（Esprit des lois）の中に慘酷なる刑罰は一般人民の感情を粗暴にするものであるといつて居る（Esprit des lois, Liure VI. Chap. XII）

(四)

上述の如く完全なる自我の發達を養生する目的と刑の執行に伴ふ良民の惡化を防ぐが爲めに一般豫防より移り來れる特別豫防（Spezialprevention）を充分に實現して行くが爲めに玆に教誨教育の制度が生れ出でたのであるから教誨教育の主眼として採らなければならない大方針は自我教養でなければならない。

此の自我教養を教誨の基礎とするならば例へば殺人罪放火罪の如き激情（Leidenschaft）に因る犯罪者は犯行後當然改悛せるものであるから更に感化するの必要がないとの議論を排斥することが出來るのである、何となれば彼等は平常善良なる人民であると雖激する時には自己批判を忘却する不完全なる分子であるから豫め之に對する自我の充實を計らしめて置かなければならないのである。

人或は謂はん囚人に對する教養の方針は國體に對する觀念の養成を第一としなければならないと。然し我

が監獄に於ける囚人達は國體に對する觀念を忘れ又は知らざるが故に犯罪を犯したる者でない者が大多數を占めて居るのであるから教誨は結局自我の強健なる充實を目的として國體の欽損を補つて國體教育より自我の充實に進ましむる方針は顚倒である。

(五)

要するに淳風美俗の精神も忠君愛國の精神も總てが自我の充實を基礎として行くといふ哲理を忘れた教誨が水泡に歸すべきことは當然である。窃盜の犯罪者に完全なる自己批判を養つて然る後に社會國家の平和なる一員たる事を進むるのは論理的であるが、愛國の精神を說いて後に自己批判を望むことは愛國精神の說教が何等效果を及ぼさざる事になるのである。

己が罪を悔ひ自己を嚴正に批判して個性の充實を計ることを祈念する囚人が一人出づれば國家は一人丈け健在な分子を增加するのではあるまいか。（完）

教誨、教育と而して善導

——監獄の三大高等政策その一——

典獄　寺崎勝治

——一——

監獄に關する政策——監獄に關する高等政策は卽ち監獄に就いての根本方針の闡明に外ならぬ。而して其の一は監獄教誨の問題である。

其の二は監獄工業の問題である。其の三は監獄保健の問題である。其の四は監獄教育の問題である。過般當局は監獄工業に關する根本方針を確立されたから殘る所は餘の三大政策である。吾人は茲に卿か監獄教育に關して管見を陳べて見たいと思ふ。

教育は成熟者と未成熟者との間に行はるゝ有意的、具案的動作なりと解するのが普通である。教育は成熟者と未成熟者との間に於て行はるゝものであるから教育する人と教育される人との對立がなければならぬ。故に自然に依つて受くる教育の如きは茲に所謂教育ではないのである。又教育は其の主體を限定するばかりでなく其の方法に就いても限局されるのである。卽ち有意的に或結果を豫測しての影響、具案的、秩序的影響でなければならぬ。故に社會教育、家庭教育の如きは當然包含するものと云ふことは出來ないから狹きに失する感がある。併しながら自然教育までも包含するものとすれば、其の意義餘りに漠然である。之れを少しく廣義に解して胎內教育、學校教育、家庭教育、社會教育、感化教育、監獄教育を包含させたいと思ふ。或學者が教育は前社會が後社會へ傳承的文化を傳へることである、と云つたのは教育の社會學的見地に着眼したものである。或學者が教育は個性を發揮し文化と稱する所の思想、行動、制度に進ませることを補助する見解を以て種族の精神的財產に漸次適應することであると云つたのは生物學的見地に立脚して居る。之れを綜合して見るに教育は

一、個人の特性を十分に發揮するやうにしなければならぬ。

二、精神財產卽ち科學、文學、美術、制度、宗教の如き文化的生活に漸次適應させるやうにしなければならぬ。

三、成案的影響、補助、感化を意味するのである。或は之れを文化の授與、文化の傳承と云つても良からうと思ふ。

教育の意義は叙上の如く解して大過なからうと思はれる、更に分類すれば

甲、科學的教育と實驗的教育とに分けることが出來る、此の分類は卽ち教育を本質から研究したものである。

乙、理想的、現實的、個別的、團體的。形式的、實質的等の區別は卽ち教育の目的の上から見たものである。

丙、子供中心主義と否との區別は教育の方法から區別したものである。

(1)、先天主義と後天主義とある、卽ち一は遺傳を重んじて人種改良を中心とするものである。一は環境に重きを置き社會改良を主とするものである。

(2)、兒童教育の中心を知能、感情、意思、技能、體力の孰れに置くかに依つて區別するものである。

(3)、取扱が劃一的にするか、個別的にするかに依つて天才兒、低能兒、不良兒等の區別が生ずるのである。

要するに理想も現實も形式も實質も備はれる文化主義を採用し、子供を中心として各主義の長所を加味したものであらねばならぬ。

——二——

監獄の教育的方面を見るに、監獄は囚人をして文化生活に適應せしむべく善導、補助する點から見て——感化教育や社會教育と比較對照して考へて、監獄事業は或意味に於て教育事業であると云ふことが出來る。監獄には教育と名づけるものもあり、教誨と稱するものもあり、特に名稱がないが囚人の訓練のやうなものもある。此の三つのものを全部總括して監獄教育と名づけても必ずしも不當であるまいかと思ふ。然らば監獄が何を目標として教育せねばならぬか、聊か所信を述ぶることを許して貰ひたい。

監獄は囚人をして現代生活に適應するやうに善導せねばならぬ。小學校教育の如く成熟者が未成熟者に對して教養するにあらずして成熟者が成熟者を善導するのである。而して善導なるが故に金を鎔かして鑄型に入れるやうなものでない。外部から附加、注入、干渉するが如き意味ではない。併し練磨、涵養、蓄積、充實と云ふ意味は包含されて居る。それで指導、教導、訓練、教養と云ふことを簡單に善導と名づけたのである。囚人善導の目標は大要下の如きものであらうと思ふ。

第一は協同連帶の精神である、

「世の中は持ちつ持たれつ」であるとか、「四海兄弟」と云ふ言葉は譬として我國民の腦裡に潛在して居るのである。現代語で云へば協同精神又は社會連帶と云ふことに相當する。卽ち社會は相依り相扶けて生存するのである。四海は兄弟であるから相互に扶助しなければならぬ。それ故に他人に妨害を加へたり他人を奴隷視したりすることは勿論良くない。どうしても他の人格を尊重し相當の敬意を拂はねばならぬ。而して他人の缺點は寬大に取扱つて之れを補つてさうして協同一致の心を持つて協力すれば圓滿に平和に仕事が出來るのである。

第二は健全なる思想である、

古い文化の利用、外國の文化の參酌は極めて必要のことである。併し古代文化、外國文化を其の儘現代に役立たせやうとするのは恰も高山植物を平原に移植すると同樣であつて枯死するか若しくは生育が不完全になるのである。故に現代思想を理解批判して之れを消化攝取し得るものでなければならぬ。古代文化、外來文化を時代錯誤とか危險思想として一蹴することは吾人の贊同することは能はざる所である、之れと反對に一も二もなく古代文化を是認し、或は外國文化に盲從することも贊同し兼ねるのである。宜しく批判的、創造的態度を以て斷定を下すべきである。

第三は自主獨立の精神である、

他人の干渉を受け又は他人の束縛を受けてさうして自由に自己の意見を決定することの出來ない場合には獨立の意思はない。それから依賴心や摸倣心のみに依り活動するものは獨立と云ふことは出來ない。自己の獨立觀察、獨立の判斷、獨立の行動あつて初めて獨立獨歩の人と云ふことが出來る。併し獨立と云ふことを誤解して協同結合を嫌忌するが如き所謂孤立に陷いらないやうにしなければならぬ。

第四は命令服從の精神である、

命令は命令のために命令するにあらずして**或目的**を達成するため命令するのである。故に命令の由來する所を克く理解して之れを遵守し之れに服從することは處世上極めて必要なことである。即ち命令禁止に反對し又は違背せざることである。盲目的服從も**眞**の服從でない、即ち盲從である。不利益を避くるための服從は矢張服從ではない。**眞**の意味の服從は**自覺**し諒解したる服從でなければならぬ。

第五は自由發展の精神である。

自由發展は人間の特性、天才、技能を自由に發揮伸暢させることである。個人の特性を發揮させるには適材を適所に置いて趣味に適した仕事——技能を十分に働かすことを得る仕事——天才を伸ばすことを得る仕事を授けなければならぬ。即ち人間の人格的價値を「ヨリ」多く發揚させることを考へねばならぬ。

自由發展と云ふのは放縱我儘にあらずして抑制すべきを抑制し、伸張すべきを伸張する意味である。それから他人に干渉して人の自由を妨げたり、粗野に流れたり、他人に迷惑をぼしたりすることを許容する譯でない。

第六には自治の精神である。

我國民は「民は由らしむべく知らしむべからず」と云ふ封建の制度に馴れて官憲の獨斷專行にして「御上の御命令」「御上の御趣意」に從つて來たから人民は之れに對して彼是啄を容るべきものでないと信じて居た。故に國家は何事に對しても干渉しなければならぬ、何事に對しても命令しなければならぬ。即ち「御上」の御命令がなければ傍觀して居る、御布令があれば實行するのである。故に自ら工夫し發明し創造して處理すると云ふ考はないのである。從つて自分の事は自分で治めると云ふ自治的精神は殆んど消失して官憲の力に依つて治めて貰ふと云ふ考を有つて居るのである。過去のことは兎に角、將來は自分の事は自己が自ら治めると云ふこと、即ち自治的精神に基いて行動しなければならぬ。

第七は努力活動である。

吾々は生存の爲めに努力し活動しなければならぬ。努力活動するには健全なる精神、健全なる身體を持つて居なければならぬ。若し身心が弱ければ全力を盡すことは出來ない。實行、活動、努力は現代の要求に應じて之れに適應すべく身體、精神を鍛練せねばならぬ。

第八同情愛情である、

同情愛情は即ち涙である、熱涙である。愛情同情は優美なる感情の發露である。之れあるが故に寬大となり圓滿となる社會及び家庭に於て同情愛情がなければ圓滿と平和とを望むことは出來ない。

第九は國民的自覺である、

我日本は君民一家の國體にして其の初めに遡れば君も民も同一祖先であるから義は君臣にして情は親子の如くでなければならぬ。故に全人類と云ふ自覺もなければならぬが一面又日本臣民と云ふことも考へねばならぬ。要するに國民道德、國際道德と云ふことを自覺しなければならぬ。

——三——

監獄に於ける教養は教誨、教育、訓練(或は自修とも云ふ)の形式を以て行はれる。

第一　教誨

(一)、教誨の主義

歐米各國の獄制を察するに教誨の方針に關し二個の主義がある。

其の一は眞理を開發して自動的に煩惱を除かしめんとするものである。其の二は信仰に依り他動的に安心立命を得せしめんとするものである。眞理の啓發も宗教の歸依も結局吾人をして轉迷開悟せしむるに外ならない。

惟ふに宗教上の歸依信仰は臣民の自由にして憲法の保障する所にして獄內教誨と雖ども之れを强ゆることは穩當でない。のみならず基督を信するものに佛教を說き、佛教を信するものに對して基督教を說いても大悟を期待することは出來なからうと論ずる者もある。又教誨は其の國の普通なる宗教を併用すべきものなりと論ずるものもある。而して各國の獄制は眞理開發の主義に依らずして教誨に依る所以のものは囚人の學問の程度低くして他力教に依るを便利としたからである。卽ち現代監獄は宗教主義の教誨を採用したものと認めねばならぬ。而して監獄に於て宗教を佛教に限定したる所以のものは恐らく下の如き事情ではなからうか。

一、佛教徒に依つて教誨することは沿革的理由もあるだらうと思ふ、卽ち明治初年から佛教家は大なる努力を以て囚人の教養を爲し爾來之れを續行して居るのである。

二、佛教徒の教誨は寺小屋教育に淵源するものでなからうかと思はれる。遠く鎌倉時代に於ては僧侶が社會教育に力を致し武人と庶民との區別がなかつた。太田道灌が鎌倉五山に學び、織田信長の尾張天王坊に通ひ、德川家康は駿府智源院に學びたるが如きは其の實例である。當時四民をして寺院の學僧に師事させる習慣であつたが儒學興起と共に士分は儒者の管理する藩學に入り庶民は僧徒の經營する寺小屋に學んだのである。民衆教化は寺院を學校とし僧侶を教師としたのである。師の坊、和尙、寺子の名稱の殘存するはこれがためである。如此我邦國民の腦裡には寺院、僧侶に就いて特別の印象あるからして教誨を擔任させることになつたではなからうか。

三、囚人の多くは佛教信者と云ふことは出來ないが寺院に關係ないものはないと云つて良からうと思ふ。我國民は寺院に對して特別の親しみがあると同時に僧侶を尊崇するから教誨師たらしむるに適當なりと認めたるものと思はれる。

(二)、教誨の種別

A、一般教誨。一般教誨は休業日又は日曜日に爲す所の教誨にして集合せしむるを普通とするのである。

教誨堂、工場、食堂、雜居房、棺前の教誨は其の例である。

B、特別教誨。特別教誨は個別的なることあり又集合的なることもある。

(イ) 式典教誨。恩赦、假出獄、賞表授與の教誨である。

(ロ) 個人教誨。獨房、入監、賞罰、接見、受信、遭喪、放免の際に爲す所の教誨である。

(三)、教誨の材料

教誨の材料は時代の潮流、在監者の顏觸れ社會に於ける犯罪狀況等を斟酌して選擇しなければならぬ。同時に在監者の心意、行動、監獄政策等に鑑みて適切なる教材を選擇する必要が起る。要するに先きに述べたる目標に從つて適切恰當なる教材を選んでさうして排列整理に注意しなければならぬことは勿論である。

第二 教育

我邦の學校系統は學齡以前の小兒の教育場所として幼稚園がある、學齡に達したるものは六年の尋常小學と二年の高等小學があつて一般國民に必要なる知能と道德とを養成するのである。而して高等教育を受けやうとするものも普通教育を受けやうとするものも先づ之れに入學するのである。監獄教育も此の系統に準據

して教育することになつて居るのである。併し其の教授科目が全部小學校と同一にしなければならぬ理由はないのみならず同一にすること能はざる事情がある。即ち小學校は四年であるから刑期の關係上之れと同一にすることは不可能である。

(一)　修養は自修又は自己教育にして自己が自己を教育するのである、即ち監獄備付の書籍を借覽して學ぶのが普通である。或は筆紙使用の許可を受けて書方の練習をするのも亦一方法である。此の方法は十八歳以上の囚人の教育に就いて採る所のものであつて十八歳未滿のものに對しては教育の方法に依るのである。

(二)　自己が自己を教育するにあらずして看守長、教誨師、醫員、技術員、典獄が囚人に對して處世の道、宗教、衞生、職業に關し指導し說明することが少くない、之れが或意味に於て教育にして教誨、教育の外に一の教育があり得るのである。之れを教育と云はず指導、善導と云ひ又は訓練、修養と云ふも別に差支はない。

——四——

從來の監獄教育に就いて吾人の見る處を述ぶることを許して貰ひたい。

(一)　監獄教育は知的教育に偏した嫌がなかつたらうか、監獄に拘禁されて文字を知り、新聞を讀み、手紙を書くやうになつたり、教誨を聽き、訓示を受け、言葉を知り、議論を覺えて談話に巧みになることは認め得られるが、之れを恐喝の手段に供し、之れを詐欺の方便とするものも少くないやうである。吾人の行爲を道德的價値あらしむるには知的判斷に待たねばならぬ。善惡、正不正を判斷しなければならぬ。即ち智育の價値は玆に存するのである。出獄人は多く之れを惡用して居るのではなからうか。知識の必要なるは勿論であるが、知識のみ進步して感情の發達が之れに伴はざるときは筆舌を以て論ずること高尙にして行動や人格は

劣等になるのである。文化の華は學問を以て飾られ、文化の實は感情に依つて結ばれるのである。吾人の價値判斷は欲求の如何に依つて決定される。即ち價値があるから欲求され、欲求されるから價値がある。資本家は金錢に對して無限の慾望あるけれぞも學者は眞理に向つて價値を認めるのである。而して價値判斷に偉大なる力を有するものは感情であつて感情は吾人の意思を左右するのである。人情は感情に外ならぬ、人情の意思を變轉する力の大なることは何人も疑はざる處である。

(二)　監獄教育は主意教育即ち意育に偏したのではなからうか。一般教育界に於て意思の薄弱なるを歎じて意育を說くものが多く武士道の再興を主張するものさへある。強固なる意思、堅忍なる意思は意育に依つて得らるゝかどうかを研究せねばならぬ。或學者は意思の薄弱なるは感情の淺薄にして可動性に富めるが故に或時は英國に倣ひ、或時は獨國を學び、深刻なる感情を有つて居ない。即ち意思の薄弱なるは感情淺薄に原因するものであると斷定して居る。吾人も亦此の說に贊同するのである。而して監獄教育も一般教育の影響を受け强固なる意思の所有者たらしむるには意思の教育に依らねばならぬ。犯罪は薄意弱行に原因するが故に意思の教育に全力を傾注しなければならぬと論ずるのが定說のやうである。然るに前非を後悔して再生の人となり强固なる意思を以て平和なる生活を爲さゝるべからざるに、之れを裏切つて却つて監獄に於て訓練された意思を以て累犯を企劃斷行した類例も少くないのである。

五

吾人の有意行爲は目的表現と目的表現の快樂感情と結合して動機となり、精思熟慮となり、手段方法を選擇して決意となり、行動に表れるのである。此の場合に於て知識作用が取捨、選擇、比較、對照するに相違ないが强力なる感情のために知識の光明は隱蔽され壓倒されることは社會事實として屢々見聞する處であ

る。要するに監獄教育は智育より情育に、意育よりも情育に全力を注ぎ囚人をして善美高尚なる感情の所有者たらしめたならば犯罪心の防止、不良行爲の豫防が出來るやうに思はれる。監獄教育の刷新は此の點に在りと信ずるのである。吾人は感情を何ものたること、及び其の彙別に就いて少しく説明して置きたいと思ふ、感情は刺戟に依つて起るものである。情緒は感情よりも複雜なる知的作用即ち觀念の聯合に伴つて生ずるものである。而してこれよりも尚ほ發達したる知的作用例へば判斷作用に因つて起るものは情操である。之れを一括して廣義に感情と名けて説明したいと思ふ。

(一) 利己的感情、利己的感情は個人の利害若くは幸福に關係するものにして自存本能に起原するものにして恐怖、悲怒、活動の情である。

(二) 社會的感情、社會的感情は主として他人の福利に關するものにして社交的交涉に基くものである。即ち愛情、同情にして高尚なる感情である。

(三) 知能的感情、吾が不知の事に遭遇して驚異の情を起し更に疑問となり其の解決となる。即ち開發に一條の光明を得て滿足となり快感となる。

(四) 審美的感情、審美的感情は美醜に依つて起るものにして美的趣味、美的判斷から成立するものである。

(五) 道德的感情、道德的感情は善惡の判斷に伴つて生ずるものである。而して此の感情は社會的生活に依つて生ずるものにして善は爲すべく、惡は爲すべからずと云ふ、義務的感情の伴ふものであつて實行を理想とするものである。

(六) 宗教的感情、宗教感情は歸依、信仰の情にして超越せる勢力を嘆賞し、信賴し、崇拜し、之れに依つて安心立命を得んとするのである。

吾人は叙上の情育を完成して犯罪人の良民化し善導して見たいと思ふ。

六

(三) 監獄教育は美育を閑却したる缺陷があるやうに思はれる。人類の理想として眞善美のある以上、審美的教育又は藝術的教育がなくてならぬ。古來此の點に論及したもの、又は教育の全活動が美育なりと力説した學者もあつたが、それは別として、十九世紀に於ける藝術教育運動の大要を述べて見たいと思ふ。

一、科學萬能主義の餘響として知識慾に囚はれ、消化せざる知識を蓄積し、抽象的、器械的思想を尊重したのである、而して藝術は個性を根柱とし創作的內部的精神力に依り個性を自由に活動させるから、誠實淸潔等自己忠實の精神に基き、利害を度外に置き、所信を貫くと云ふ努力の結晶であるから——そこに偉大なる精神力——創造力がある、即ち科學萬能主義の缺陷を補はんとする點は茲に在る此の運動は科學主義の反動として起つたものである。

二、產業革命の結果は大工業、器械工業、資本主義の經濟組織となり、物質的傾向が著しく顯はれ、趣味は墮落して肉慾的となり、賤劣なる享樂となつた。藝術は之れを救治する方法である。即ち藝術は創作を鑑賞して之れを諒解し、純潔なるものを愛し、不純なものを斥くる所の高尚なる——優美なる感情を起させるから人生向上の一方法であることも此の運動の起る理由の一である。

三、藝術を贅澤な生活として富豪や、貴族の獨占に委するが如き社會は不健全なる社會である。藝術的創作、享樂は何人にも必要にしてそれに依つて簡單なる創作品、日常生活の器具に結び付けるやうになつて始めて藝術の社會的效果を認めることが出來る。故に或少數者を占有させないで民衆をして鑑賞、享樂させてさうして生活の美化、生活の藝術化——所謂民衆藝術たらしむると云ふことも此の運動の一理由である。

藝術教育運動は反資本主義の色彩の濃厚なるものあり、社會政策的、民衆的特色を帶びるものもあり、民衆藝術の創造を主とするものもあるけれども趣味の向上生活の美化に就いては此の教育方法に依らればならぬ。而して此の思潮は教室の美化、自由作文、自由繪畫、自由手工、體操の改善となつたのである。

監獄教育に於ては美育に關しては殆んど顧みないと云つても過言でない、吾人は高尚、優美なる性能を養成することに依つて犯罪の防遏をしたいと思ふのである。

七

思ふに彼等の利己感情にして洗練され、陶冶されて居るならば憤怒に驅られて人を傷け、人を殺すが如きことはなからう。彼等の社會感情が正常であつたならば同情の念が起つて、人の財物を取るやうなことはなからう。

彼等の知識感情が適當に働くならば不正を敢てするやうなことはなからう。彼等の道徳感情が正しいならば人道に反し、强慾を逞うするやうなことはなからう。彼等に審美的感情があるならば高尚なる——優美なる思想の所有者たることが出來やう。彼等に宗教的感情があるならば信仰に依つて生きんとする——生活の安定、平和の生活、圓滿なる生活が出來やうかと思ふ。吾人は監獄教育刷新の一として情育、美育を提唱する次第である。（完）

新の制反響

藍色の新衣を着せて頂いて

——◇眞面目に　改める證據——

——◇變つた姿を早く見せたい——

◇今日も今日とて　私共一部の者を限り行狀善良なりとお認め下されて特別なる御上の思召で監獄法の一部を改めてまで明治年來の長い〳〵間罪人は必ず赤い着物を着るべきものとして居りました

◇藍色の衣物に　換ふるに青色の新調衣を給與されたのであります。私共の其の時の氣分其感想は果してどんなでありましたらう。人は知らず、私としては矢張自分の喜びに連れて直ぐに亡き弟や妻の事が頭に浮ぶのであります、それは數十來受刑者は赤い着物を着るものとして赤い着物は罪の現はれと云ふ樣な一種の嫌惡すべき

◇深い印象を自他　共に留めて居たのであります、入監以來滿六年罪人としての赤い姿を絕へず面會に來て呉れました弟や妻に見せて居りましたのを此の變つた……私自らは未だ〳〵足りないものとして益々愼み且つ勵む樣努めて居りますが、行狀善良なる者として斯樣な青色の新調衣を與へられました姿を

◇弟や妻の面會に　見せましたなら、眞面目に勉めて居ると云ふ證據にどれ程か驚喜する事でせう、赤い着物と云ふ事は聞くからに罪の恐しさや惡さを思ひ出さしめるものです面會に來る人々が今迄の赤い姿に變る此の青い着物を見たならば如何に好い氣分で接するだらうか

◇御上の御思召は　奈邊にあるかは私は深く知りませんが、私として尤も感謝に堪えませんのは外來の面會人に與へます喜悅好感であります、此の青い着物の姿を見た親族の面會人は必ず言ひ得ない感謝の念に滿ちて喜びを土産にいそ〳〵と歸られる事と私は感泣致しました

—在監生—

教誨の根本方針

河野純孝

緒言

監獄教誨の根本方針は、一言にして之を語らば、その言甚だ容易なれども、之を詳言しやうとすると大分面倒なことゝなるであらふ、之を一言にせば易しと云ふは、何人も抽象的には意見が一致するからである、之を詳言しやうとすると面倒であると思ふのは、具體的に論ずれば人に依りて其意見に異點を生ずるからである。

監獄教誨は行刑に伴ふて犯罪防遏を目的とする事業である故、その目的に對して趣向することが根本の方針であると言へば、何人も異存のない筈である併しそれでは餘り漠然として言ふても言はなくても同樣であるかの如き感じがする。それゆゑ茲に具體的に其方針とする筋道を明瞭に提示し、その筋道とする重要の項目を明確に列擧して、右の目的を達成すべき緊要適切の意見が多數識者の間に一致確立せられた所のものが、所謂教誨の根本方針と公認せらるゝことゝなるのであらふ。果して然りとせば、斯道に多年從事せる吾人に於ても平生抱懷せる意見を互に相交換して更に大方の高教を仰ぎ、以て時代の要求に應ずべき研究の歩を進めたいと思ふのである。

監獄の教誨は明治の初期より行はれて來て居るものであるから、その之を行ふ方針は、教誨の實務に當る人々の意見に依て立てられ、而も年所多く閲し來つたものである故、實地の經驗に基きて各自に立てられた意見も漸次に暗合する所もあり、又明治二十三四年頃より種々の名稱に依て開かれた教誨師の

研究協議の會同の度毎に、教誨教育の問題を討議研究せられたものであるから、大體に於て教誨の方針と云ふものは自然に立てられて居る譯である。但特に之れが教誨の根本方針であるとの徹底的議定と見るべきものはないから、この際從來不文律として存して居る教誨の方針に、更に世運の推移と思想の變遷とに就て斟酌すべき要點をも併せ研究して、以て教誨の根本方針を明確に提示し、今後その方針に基きて此の教誨をして一層的確に有效ならしめやうとすること、現代當面の要求である故、今や新に此の問題研究の氣運を促がされることゝなつたのである。

現今監獄の教誨は、監獄法に依て施行せられることゝなつて居る、その監獄法第二十九條に『受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得』を規定せられて之れに依て受刑者には必ず教誨を施さねばならぬことゝなり、又受刑者外の在監者にも其請求に應じて教誨を施すことゝなつて居る。而して其教誨施行の方法として、同法施行規則第八十條に、之を行ふ日を規定し、第八十一條に之を行ふ場所を規定し、更に第八十二條乃至第八十四條に、之を行ふ特別の機會を示されてある。けれども右の法律及規則は單に教誨を行ふべく規定せられたものであつて、之を行ふ方針を指示せられたものではない、この監獄法の前身たる舊監獄則（明治二十二年改正）には、その第三十條に『囚人懲治人ニハ教誨師ヲシテ改過遷善ノ道ヲ講セシム』とあり又その第三十二條二項には『囚人懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限リ之ヲ許ス』と規定せられてある。この法文に依て見ると、改過遷善の道を講ずること、併せて修身宗教教育及營業に必要なる書籍を讀ましむることが、受刑者を敎化する根本方針の如く認められる、現行法には右の如き規定なきも、法規の沿革より察すれば、現行法に教誨を施すべしとある其教誨は、舊監獄則の精神に淵源を有して居るものと認むることが出來る。その後明治三十六年四月訓令せられた、監獄醫教誨師教師藥劑師の職務規程の第二章第三十條に『教誨師ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ在監人ニ對シ專ラ德性涵養ノ任務ニ從事ス』との規定がある、この職務規程は今より二十年前に出でた訓令であつて現行監獄法施行以前のものであるけれども今尙生きて居る訓令であるから、法規の上で教誨の根本方針を求めやうとする時は、この法規に示された在監人の德性を涵養すると云ふことを教誨の根本方針と認めねばならぬ。この德性涵養と云ふ文句も、又舊監獄則の改過遷善の道を講ずると云ふ文句も、共に是れ抽象的の語であつて、之れを以て教誨師が一般に準據すべき教誨の根本方針として指示されたものである言ふには物足らぬ心地がする、故に茲に明瞭的確に其方針を提示するの必要を感せざるを得ないのである。

教誨の目的

教誨の方針を立てんとせば先づ以て教誨の目的を明かに指定するを要す、教誨の目的を闡明せんとせば顧みて行刑の目的と教誨の目的との異同を辯せねばならぬ。由來犯罪防遏の方法は、制裁、敎化、保護の三機關に依て行はれて居る、制裁は國家の機關として刑罰制度に依て行はれ、敎化は社會及國家の機關として宗教教育の事業に依て行はれ、保護は社會の機關として各種の社會事業に依て行はれて居る。斯の三種の機關何れも同じく一般豫防と特別豫防との兩方面に任務を有して居る、刑事制度に於ける法律の威嚇、宗教教育の事業に於ける一般宗教の宣傳及普通教育の施行、社會事業に於ける防貧授職施療矯風等の施設は、一般豫防の任務に屬し、刑事制度中の行刑、敎化事業中の監獄教誨、社會事業中の出獄人保護は、卽ち是れ特別豫防の任務である。而して監獄外に行はるゝ宗教教育の敎化は、その目的が廣き範圍に存するものであるから、單に犯罪防遏のみを目的として居るものではない。故に刑罰と其目的を同ふするものであるとは無論云へない。併

し監獄の教誨は行刑に伴ふ事業であつて、現在の制度に於ては監獄の事務に屬し行刑中の仕事の如き觀を爲して居るものであるから、全然行刑と其目的を同ふするものには相違なきも、その之を行ふ事體に就て諦觀すれば、

行刑は犯罪せしめざるを目的とし（行刑を制裁のみと見て立てたる意見）

教誨は犯罪せざる人たらしむるを目的とす、

との色彩を異にして居るものである。齊しく特別豫防の任務を荷ふて居るとは云ふものゝ、行刑は受刑者の自由を拘束し制裁的施設を以て累ねて犯罪させないやうにすることを主たる目的とし、教誨は何等制裁的行動を執らず、教へて其智を啓き慰めて其情を和げ、以て重ねて犯罪しない人たらしむることを唯一の目的として居るのである。教化上に攝受と折伏の兩方面の道理を說示すると同じく、行刑上にも制裁の外に教育的訓練も含まないことはないけれども、大體に於て其目的の色彩が右のやうになつて居る。

教誨の方針

教誨の目的は右に論ずるが如く、犯罪せざる人たらしむるに在りとすれば、この目的に向つて進趣す可き教誨の方針としては、第一に其目的を達成す可き筋道卽ち教導上特に重要なる着眼點を認定し、第二に其の着眼點に就て之を導くに適切なる教旨を選定し、第三に教誨師に適當なる任用資格を確定し、第四に教誨施行の方法及び形式の標準を立つることを必要とするのである。

第一、教導上特に重要の着眼點たる項目とは

一、品性を改善する事、
二、社會順應の思想を養成する事、
三、生計上の指導を爲す事、
四、國體及び國法を尊重する思想を養成する事、
五、內外の美風良俗の發達訓練を奬勵する事、
六、不健全なる思想を緩和し之を穩健に善導する事

一、品性の改善とは、犯罪に陷る素因たる氣質、犯罪に陷る習癖、犯罪に陷る生來の素質を有する品性を改めて、犯罪せざる性格の人たらしむるの謂であつて、彼の職務規程に示されてある德性涵養と云ふことよりは、狹く限定したる意味である、玆に狹く限定しやうとするは教誨の筋道を明瞭に示さんとするの趣意である、德性涵養は德育の全局面にして品性改善は其一局部である、全局の教養が完全に出來たならば、局部の改善は自然に出來る筈のことではあるけれども、特に教誨の任に當る者の平生の注意力を適切ならしむる意味に於て斯く言ふを適當と思ふのである。而して右の犯罪に陷る氣質並に習癖及び生來癖に就て觀るに、犯罪者一般に概して通有するものと個別的に異りたるものとがある、その一般に通有する品性に就ては總集教誨に於て之れが改善を圖り、個別的に異點を有する者は個人教誨に於て之を訓育し、且つ其通有性と個別的氣質とを共に有する者多きを以て、總集教誨と個人教誨と兩者相待つて品性の改善に努めねばならぬ。惟ふに犯罪の原因は環境の不健全に屬するもの多きも、環境に對する防衞の道は保護事業の任務なるを以て、監獄內の教誨は主として其個性改善の責に任せねばならぬ、故に品性の改善を第一の項目と認めねばならぬ。

二、社會順應の思想は、社會的生活を爲すには特に必要なる思想である。而も犯罪者には著しく此の思想に缺くる所の者が多いのであるから、第一の品性改善に次で此の項目を重要と認むるのである。社會順應の思想の缺點も、亦犯罪者に通有する怠惰の氣質、遊蕩の習慣、虛僞の性癖、自制力の微弱等と同じく、品性中の一部分の缺陷には相違なきも、他の缺陷は假令之れありとするも必ずしも犯罪に限る譯ではないけれども、反社會的傾向ある者に至つては犯罪に陷る者著く多きを以て、特に此の項目を教誨の目標とするの必要を感ずるのである。

三、生計上の指導は、犯罪の防遏上必要の條件である、犯罪の大部分は財產に關するもの多數を占むるを以て、犯罪の原因を直に生計の窮迫に在りと速

斷することは出來ないけれども、再犯の防衛には生計の道を都合よく立てさせることが極めて必要である。生計上の指導と云へば、農工業の智識技藝を教へ、或商業上の教育を與へ、或は會社銀行等の事務的教訓を加ふる如きことも必要なれども、是等の事は教育の範圍に屬すべきものであるから、教誨の任務としては、之を道德上より教訓して、勤勉の思想貯蓄の觀念、營業上の德義、職業尊重の思想、製品の精製、商品の精選、約束の勵行、衣食の節制、起臥時間の限定、家族相互の行動上の聯絡、社交上の適義等に就て適切の指導を爲すを要す。

四、國體及び國法を尊重せしむることは、國民的教育上最も重要の事なれども、日夕の生計不如意の者に對して國體の尊きを說き示すも耳を傾ける餘裕がない、反社會的の氣風の者に對して國法を守るべく指導するも其氣になれるものではない、故に社會順應の思想の養成と生計上の指導とを先きにして、以て彼等の精神上の地馴しを爲し、然る後懇篤に國體の精華を說きて忠君報國の思想を養成し、國法の守るべき理由を諭して法治國の良民たらしむべく教訓すること、教誨上特に重要の項目たることは言ふまでもないことである。然るにこの項目に對して更に惟ふに、近來智識階級に於て國體を輕侮する者尠からず、地位高く資產ある人にして國法を蔑視するの事例頗る多きを見るの時に際して、無智の徒、迷妄の輩、恒心なく恒產なき彼等の頭腦には、國體の尊嚴も、國法の權威も、毫も敬服に値せざるものゝやうであつて、諄々之を說くも、恰も水と油との關係の如く見ゆる者か多いこと、誠に痛歎に堪へざることである。故に此の項目に就ては、能く時代の趨勢を洞察し先づ以て彼等の精神に此の教訓を容るべき素地を培養し、然る後に之を施すの必要を感ずるを以て、この重要の項目を茲に第四位に順列したのである。

五、內外の美風良俗の發達訓練は、犯罪防止上亦重要の事である。風俗の良否は品性の良否以外に別に存在するものであるから、品性改善の項目以外に之を教誨の筋道を認むるのである、我國の民族には幾多固有の美風のあると共に亦醜俗も存して居る、今や其美風が段々衰頽するに隨ふて醜俗が增長する傾向がある、加之外國より輸入の風俗も、良俗の移入は遲々たるも惡風の侵入は猛烈である、この現象實に是れ犯罪の防遏上重大の問題である。我國民古來の美風たる、家族制度の良好、隣保共助の義擧、慈悲心の濃厚、報恩的の行動、その他一般私德の淳厚なるは、是れ個人的修養の結果と云ふよりは、國民固有の美風として不知不識の間に養成せられた所のものであつて、この美風の今尙衰へない地方には犯罪者極めて少く、之れが衰頽を來せる都會には犯罪者著しく多きこと、風俗の犯罪に關係多きを察することが出來る。故に此の固有の美風を保全し且つ之を發達せしむると共に、更に博く外國に模範を求め、彼の英國人の紳士的氣質、獨逸人の勤勉儉素の良俗、米國人の進取的氣象、支那人の商業道德の長所等、採つて以て之を教ゆることは教誨上亦重要の項目と認めねばならぬ。

六、不健全の思想を穩健に回轉せしむる事は、現代に於て特に必要を感することゝなつて來た。所謂新思想なるもの影響は、國民一般に普及して之を感受する程度に於て厚薄の差こそあれ、何人も幾分か受けない所の人はない、この新思想は卽ち時代思想であるから、我國民が此時代思想に移ることは時代に順應する意味に於て大體良いことである。併し我國體に背戾する危險の思想、我國法を無視する不健全の思潮の如きは實に忌むべく恐るべきものたるは申すまでもないことである、近來在監人中この種の思想を有する者漸次多きを加へんとする傾向あるを觀ては、この類の者に對する教誨は特に研究の必要を感せざるを得ざるのである、惟ふに思想の潮流は恰も洪水の如きものであるから、之を正面より防止せんとすれば、却つて激昂して汎濫する恐れがあるから、徐ろに之を緩和して然る後之を穩健に指導

するの方針を執らねばならぬ。その緩和の道としては、一は其思想中の是なりと認むる或る點に賛同して其の是なる所に其精神を傾到せしめ、依て以て其の非なる點に對する思念を稀薄ならしむること、その二は我國在來の宗教道徳の思想中の或る部分の彼れに共鳴する點を示して、その共鳴點に引付けて之を緩和すること、是れ思想上の指導法として有益なることは昨今僕に得たる經驗である、尚この項目の教誨に就ては今後特に大に研究を遂ぐる必要なるは亦勿論のことである。

以上の諸項目を教誨上重要の着眼として、之れに隨時更に必要なる事項に就て教訓することゝせば、教誨の目的を達するに比較的有望なるであらうと思ふ。（未完）

教誨改良私言

典獄　岡部常

一、近代刑事思潮と教誨教育

刑罰が今でも尚ほ應報の觀念を包含するものであることは、勿論のことではあるが、近代の刑罰觀念に於ては、漸次他の要素に侵蝕せられつゝある有様である、則ち應報以外の又は夫れ以上の要素が加はつて來つゝあるので、犯罪人を憎むで苦めるよりは

て司る教誨教育の業が、益々重大なるものとなりつゝある。

應報刑時代の教誨教育は、消極的なものでも濟むだかも知れないが新時代の刑罰の下に於ては、積極的で創設的のものとならねばならぬ。

私は大體に於て、教誨の現狀に餘り大なる悲觀をしない、將來に向つては好望なりとさへ觀察して居る、但し現狀に滿足して居るのではなくて、改良の可能性を信じて居るので、改良さへして行けば、一部論者の絶叫する悲觀説を採るの要はなく、行刑の大眼目たる罪囚の改過遷善の目的も達せられるし、更らに行刑と謂ふ點を離れて考へても、靈を救濟するてふ、大々的事業を營み得ることは、極めて重要なる、又極めて樂の深い事業と謂はなければならない。

將來の監獄に於ては教務及醫務が——現在に於ても勿論重要なる要素ではあるが——一層強き意味に於て二大要點となるであらう。

二、監獄教誨と本願寺

監獄教誨の有意義なる大事業なるを前述の如く、夙に東西兩本願寺が玆に着眼して、大に力を致し、吾監獄教誨史上に、大なる功蹟を殘したことは、尤もな次第であり、又大に其勢を謝せねばならぬと同時に、將來に向つては時代思潮に順應して、更らに積極的に大々的の努力を希望して已まんのである。

五十有餘の全國の監獄の教壇が、殆んど全部東西兩本願寺出の僧侶に依つて、占められて居ることに就いては、疑問を抱く人もあり、耶蘇教信者の中には此制に反對の人もあり、現に昔或監獄で佛教僧を排斥して、代ふるに耶蘇教徒を以つてせんとして、大騒動を惹起して、失敗に歸した歴史もあるそうなが、私は監獄教誨史上の頁に遡るまでもなく、吾國に於ける佛教の地位——其文物制度が如何に深く佛教に培はれて居るか、吾人の生活が如何に佛教と密接なる關係に立つて居るか、更らに換言すれば、吾

々は佛教の雰圍氣の裡に呱々の聲を擧げて、其裡に生活しつゝあることを考へる時に於て、又國民中最大多數を占むる佛教徒中、眞宗信徒が其首位を占めて居ることを知る時に、教誨師が佛教の僧侶に依り佛教の中でも特に兩本願寺が、殆んど獨占の形を有することも、寧ろ穩當なことゝ思はるゝのである、夫れに教務が一の監獄行政である點より見て、其組織統一を要することより考へても、教界の二大統一團體たる、兩本願寺と連絡を保つことは、常識的に考へても當を得たことで、現在の制度は百年二百年の後はいざ知らず、近き將來に於ては變革の要は認められない。

かるが故に私は兩本願寺に對しては、監獄教誨に今後一層の力を集注して貰ひ度いのである、從來教誨に注いだ布教の力をして有終の美を濟さしめて貰ひ度い。

監獄は誠に得難き布教場である。現代が餘り物質萬能主義に傾き過ぎて、靈を求むることを忘れる傾向があるが、靈に對する慾求を缺如するが爲めではなくて、物質の威力に衒惑して、信仰に入る機緣を與へられざることが大なる原因となつて居るのではあるまいか？、併るに在監者は其入獄の原因が既に人生の悲慘事に因るものが大部分で、正に人生苦の表現とも言へる、況して其鐵窓裡に心身の受くる現實の痛苦の如何に悲慘なるかは言を俟たざる處で、彼等は淚の眼を以つて、悲の心を抱いて、世間を眺めるし、人生を看ることが出來る、世相の秘奥を覗ふことも、人生の悲哀を洞察することも能く地位に置かれてある、靈に對する慾求を深くせられて居る彼等は正に絕好の機緣に惠まれて居るとも謂ふべきである、靈を求むるの途は正に彼等の前に展開せられて居るのである。監獄が從來幾多の信仰者を出したことは誠に宜なるかなである、近く山中峰太郎の如き又野依秀一の如き、佛教の信仰者を得て、單に山中野依が救はれたるに止まらずして、其信仰は曉れる斯界に向つては一大警鐘となり、僧侶の間にさへ、新生命を注入して居る有樣で、僧俗を問はず、幾多の後續者を出し、又向後も次々に出し得ることも偶然ではない。親鸞聖人は良き徒弟を加へられたものである、併かも夫れが獄裡に於て爲されたことも誠に故あるかなである。

三、總集教誨か？個人教誨か？

人を感化教育するが爲めに、第一に必要なものは何であるか？對手方の人物を詳知することであるは勿論である、而して其爲めには、心と心との接觸が必要である、心と心との接觸があつて、感化教育の光が初めて發せられる。

總集教誨の場合に於て在監者の心に接觸することも勿論出來るが、個人教誨の場合に於ける如く、各人の特徵缺點を詳知して、在囚の心琴に觸れつゝ、其長所を助長し、其短所を補ふ底の働は、到底總集教誨には求められない。以上の理由よりして、個人教誨の總集教誨に優れることを主張したい。而して教務當事者の意見も大體同樣に一致して居るらしいが、實際を見ると反對で、教誨と云へば、先づ多數を集合する總集教誨を想起する如く、大體個人教誨よりも重用せられて居る傾向がある。

總集教誨の外觀形式は誠に美なり、壯なりと雖も效果に就いては果して如何？、私は寧ろ個人教誨の補足としての意味を認めたい、總集に對しては、一般的に德義心を養はせ、信仰心を喚起することは出來ようが、併し各人が各々特有する、德義心信仰心の缺陷に對して、適切妥當なる教誨を施して、直接肺腑を衝く底の力は、どうしても個人教誨に俟つの外はあるまい、是れを學校教育に就て見るに、倫理修身の教授を、學生を一堂に集めて爲すよりも、教師が個人的に學生に接觸する場合、事に觸れ、折に臨むで、發せらるゝ片言隻語、乃至は其時の顏容なり姿體なりの極く微細なる事柄に依りて、如何に教師の人格的感化が有效に働くものであるかは、學校教育を受けた經驗ある人の同感する點であらう。個

人教誨の效能は正に此後の場合に該當すべきものである、よろしく層一層の力を此方面に濺ぐべきではないか、但し以上の言ありとて、總集教誨を否定するものではなく、寧ろ分業的に、新なる意味を總集教誨に附與して、個人教誨と兩々相俟つて、有效なる教誨の實現を期したいので、後に教材の點に就て述ぶる處ある如く、德育方面の基本的原動力を與ふるものとして、又恰も教科書を與ふるが如く、宿題を科するが如き働を有せしめて、以て有效なる個人教誨の目的を達成する樣にしたい。應病與藥的の個別主義を重用して行き度い。

四、教材の進展

時の流は世間と同樣に監獄の中にも流れて居る、在監者の頭も時代と共に、靜に強く動きつゝある、教材の選擇は大に考ふる必要がある、昔ながらの因果物語は監獄内にも疾くの昔から通用しない、官の命は維れ從つた時代——所謂お上の威力の强盛だつた時代の教材と、現代の夫れと同樣なものであり得ないのは論ずるまでもないことだ、昔は教へるだけで足りたかも知れない、或は更らに感せしめれば十分であつたかも知れない、今は更らに一步進むで思索せしむるの域に達しなければならない——他律的の教誨より自律的教誨に進展しなければならない。

囚人は在監者の思想的傾向より見て、教材採用の方向を指示したものだが、更らに博愛主義の立場から見て、彼等を社會的弱者の地位より、社會生活の適格者となさんが爲めには、如何に爲すべきであるかを考へて見るの要がある。

智育が德育を度外視することの不可なると同じく、德育も智育の基礎を要することも言へやう。少く共智育の基礎なしでは德育も十分に涵養することを得ないであらう。教誨が德育の方面を、教育が智育の方面を、各分擔すべき者であるとには、問題はないが、又教誨が宗教的基調の下に、道德に關する話を主とすることに就ても、異論はあるまいが、在囚教誨の目的が

單に夫れだけで足りるものであるか、抑も在囚の大部分が其德育方面の缺陷に因つて、悲慘なる境遇に墮するに至つたには違ないが、大體彼等は、其生育なり、其後の境遇なりの關係に於て、教誨の目的とする德育涵養の爲めには、餘りに貧弱なる智育を、受けたに止まつて、是れが爲めに德育を感受し得ざる者の多いかに、感せらるゝに依つて、私は在囚に對する德育には、智育的教育的色彩を餘分に加味することが必要であると信ずる、勿論現在に於ても、夫れらの注意は拂はれて居られることゝは思はるゝが、特に智育德育の關聯を强く唱へて見たい、而して此意味の教誨は、一般的なる總集教誨に於て施し以つて個人教誨の補足的職分を完うするやうにしたい。

五、新しき形の教誨

教誨の方式も亦時代と共に變遷しなければなるまい、蓄音機を應用して教誨することも或は可ならん活動寫眞を使用することなどは益々面白いかも知れない、必要となれば音樂を利用するのも一策であるかも知れない、或は米國に於て試みられたと稱する在囚に依る芝居の興行を利用することも出來やう、併し私は有效なる、而して實行容易にして、又大方の同意を得べき一方法を提唱して、其實現を近き將來に期待したい。と言つて別に事新しき珍奇な方法ではなく、既に二三監獄に實行せられ相當效果を奏しつゝある所の、文章に依る教誨教育——私の假りに文書教誨と稱する方法を採用したいのである。言語と文字とは各異る作用を特有する、文章に表はし難きことも言語にて容易に發表し得るし、其反對に言語に盡し難き表現を文章が爲し得ることもある、實に活字に現はれたる思想は、一種獨特の力を有するものである、活字の力はグーテンベルヒの想像もしなかつた魅力を有するものである、之れを善用して行き度いものだ。夫れには現在行はるゝ此種の文書教誨を打つて一丸とし、中央に一つの在囚看讀用

一月刊雜誌を新設して、全國各監獄教誨師の思想發表の機關とするは勿論、其の他内部の關係者より廣く社會一般有識者の助力も仰ぎ、教誨思想統一の機關とし、且つ宗教家以外の助力に依つて智育方面の教養に留意し、一種の教誨用教科書を形作り、集合教誨の際には各一部づゝ所持させて、講義を施すことにして、集合教誨の效力を完うすることが能きやうと思ふ。此提案に對しては、關係各方面の賛同を得ることは勿論なるべく、兩本願寺の如きは、特に布教宣傳の一大有力なる方法として、盡力を惜まざるべきを信じて疑はない。

六、監獄教壇の開放

前に教材の範圍を廣くすることを主張して置いたが、其結果教誨師はより廣き知識を有する人であらねばならぬ、少くとも高等普通教育を受けた人で知あり、又日進月歩の世の中に順應するに足る智識を攝取して行ける丈けの素地能力ある人でなければならない、併しながら一人の教誨師が萬能であり得ないから、教材の範圍を廣くする爲めには、茲に自ら專門的の知識を入れる必要が生じて來る、教誨師は曩に述べたやうに、統一の必要上兩本願寺の僧侶を以つて充てる事にしても、教誨の講師は宗教家にのみ限局するをなく、廣く世の中の有識者に向つて開放しなければならぬ、此事は一面異る指導者講師を入れて、目先を變へること自身が、特殊の興味を唆つて、談る事は同一であつても、效力に於て優る利益もある、講師としては、學者政治家道德家社會事業家は勿論、教育家宗教家殊に可なり、耶蘇教徒の如きも勿論排斥してはならない、——徒らに他を排斥して、安きを貪る事を已めよ、他に良き處あれば進むで採り納れなければなるまい、徒らに信者を失ふことを危惧する勿れ、進むで信者を求めよ、自ら眼を蔽ひて見識を狹むるの態度は、新宗教家の執るべき道ではあるまいと思ふ、宗教家は徒らなる繩張爭に沒頭してはならない、宗教家は濟度救濟の力より自ら生じ來る繩張を持ち、此繩張に就いて競爭をするのでなければ無意味である。

此點に關聯して考ふべきは、現在の如く一教誨師が同一監獄に多年固定する事は、利益もあるが、又一面沈滯の氣を生せしめ易い、又現在の如く範圍を限定して、兩本願寺が住所を有する事は廢して、よろしく兩本願寺相融通して、時々住所を新にすることも必要な事と思ふ。

七、監獄諸機關共助の要

監獄に於ける戒護は劍であり、威力であり、教誨は涙であり、愛である、典獄は一方に劍と謂う威力を持ち、片手には慈悲の涙を持つて居るといへる、典獄は此相反する、二つの道具を使ひ分けする曲藝師であればよろしいのであるか？、力と愛とが巧く調和の取れて居ることは最も必要なことで、戒護と教務とが協調して行くことは望ましいが、全然相反する氷炭相容れざる二要素を曲藝的に使ひ分けるのではなくて、素々表面恐ろしく見へる所の戒護と謂ふ威力も、其裏面に、其基調に、愛と謂ふものゝ存するが爲めに、兩者の協調が能きると謂ふことにならなければならない。國家が憐れなる罪囚に對して有する力が、單に强者の力であり、暴力であり得べき筈がない、教師の笞であり、親の子に加へる、慈愛の打擲でなければならない！、併るに現狀果して如何？、戒護部と教務部との連繫如何？、教誨の力は無慘にも戒護の足下に蹂躙せられる傾向にありはしないか、是れはやゝ極端なる言であるかも知れないが、確かに此傾向は認められるゝので、大に愼戒するの要がある。戒護と教務との連絡は茲に示すが如し、其他の部面にも各機關各々其小天地に跼蹐して我不關焉の態度を持するの傾は、否認する譯に行かぬ、大に共助するの要がある。就中將來は醫務と教務の如きは、もつと科學的に密接な關係に立つ樣にならなければなるまい。

八、要するに人材問題

理屈はいろ〳〵竝べることが出來やう、制度も夫れ夫れ變改することは能きる、併し結局夫れを運用する人物の如何が、最大重要なる問題として殘るのである。人材を要することの急務は、監獄各機關に於ける、緊急事なるは他の社會のあらゆる事業に於けると同樣である、併るに近時益々教誨師を希望する者稀に人材は爭ふて、他の社會事業の美名に走ると謂ふことは、某本願寺當局の言である、社會事業の徒らに麗しき名に走るのも、亦優服に赴くのも無理はないが、監獄教誨の精神的大事業であり、此末世に於ける絶好の布教壇場であることを知つて、奮つて新進の宗教家の監獄教誨壇に獻身せられむことを切望して已まぬ、是れと同時に國家も亦現在の如き貧弱なる待遇より改めて、精神的にも物質的にも優遇の策を講せねばならぬ、宗教家たる教誨師は物質的に受くる處乏しくとも、持することを高きを得るかも知れぬ、併し世間的に活動する爲めには、自己のみ持するを多くとも詮なきことだ、客觀的に認識せられなければならない、而して其標準は結局官等俸給に外ならないではないか？　而して官等俸給の現狀如何？　正に速に改めらるべきものではないか？。

次に人材養成の爲めに教誨師養成の機關設立の必要を絶叫する聲を聞く、是れにも贊同の意を表して筆を擱くことにする。（終）

金五錢の——珍訴訟

金五錢の區部費を返せ返さぬと言ふのが問題になつて遂に今三日東京地方裁判所まで持ち出された珍訴訟があるそれは神田表神保町東京洋服商同業組合長大野傳吉氏が辯護士秋草愛一氏を代理人として同區錦町二の三洋服裁縫業長連光氏を相手取り二日東京地方裁判所に金五錢の賦課徵收金返還請求の控訴を提起した事件で原因は組合で組合員の長氏に大正九年九月分區部費として金五錢徵收したが長氏の方では定款にもない權限外の區事務費を徵收したのは不當であると主張し東京區裁判所では長氏の主張を正當と認め組合に對し金五錢の返還を言渡したが組合では之れに服せず抗訴に及んだのである。

時論一束

富豪の社會奉仕

内務省參事官　堀切善次郎

理論上から考察すると、社會奉仕は凡ての人に共通する責務である、單り富豪特有の問題ではない譯だ、若し社會上有益な事業であるなら國家又は公共團體が經營し、富豪に金を提供せしむる必要があるならば、租稅として徵收すれば足る。處が現今の租稅制度はさういふ樣に出來てゐないから實際問題として富豪の社會奉仕が喝導せられ、必要視されるのである、其の一例を云つて見やう。

獨逸に於ては相續稅として七十パーセントを課し親等の遠近相續財產の多寡に依つて等差を設け五パーセントから七十パーセントを課して居る獨逸憲法は相續權を認むることを特に規程し但書に依つて相續財產に對する國家と相續人との分前（相續稅率）は別に法律を以て規定することゝし前記の如く七十パーセント迄を課し得ることゝなつて居る。他の租稅制度に就ても所得稅は負擔能力を標準とし一應徹底的に累進率を課し家庭の狀況老幼等の數等を參酌して各納稅人が公平に負擔することゝなつたならば富豪の社會奉仕と云ふ題も餘程輕微な問題となるであらう要するに國家として必要なものは租稅として法律に基き之を徵收するのが最も正當であり且つ極めて肝要であらう斯くすれば各個人が社會奉仕として提供すべきものは適法の手段に依つて進められ國家又は公共團體が社會に必要な各種事業を施設することゝなる獨逸に於て相續稅として七十パーセントを課して居るのは一日苛酷のやうであるが日本の現在に於ては人に依り尙甚しい場合があるであらう、卽ち女子及び次男以下の男子は長子全財產を相續する制度であるから相續すべき部分は三十パーセントに上らぬ之等の點を考察すれば相續稅の如き人に改正し徹底的に累進率を課することは決して無理でなからう。法律の制度が公平に施行されてゐるなら前述の如うに各人の資產に就ても同等に考へら

るべきであるが、現在の社會では理論的考察が行はれてゐないから特に富豪に社會奉仕が要求される樣に成る。特に富豪成立の來歷に考察が加へられ、彼等の富が社會全體の向上發展から出來てゐる以上、其の成果を社會に奉仕すべきは當然だといふ風に考へて來る。其處へ現在の社會狀態に於ては施設すべき社會事業が頗る多く、其の財源に苦んでゐる有樣だから、一方に於て富豪に社會奉仕を望むのも又無理からぬ要求である。財產權に關する法律上の理論はさにかく、今や實際の問題として頗る痛切になつて來てゐる。

——報知新聞——

都市と社會事業

東京市　後藤　新平

社會事業には二個の思想がある。其一は社會に不相當な事の多いのを矯正する事で、もう一は社會全體をよくせなければ全體の幸福は期することが出來ないと云ふ事である。後者は文化事業であつて、品性の涵養を基とするのであるから、劇場、博物館、動物園、美術館等の設立を必要とする。前者は救濟事業である特に防貧事業がその骨子となるのであるから、都市の有力階級も貧民救濟を責務として當局の盡力と相俟つて其の意志と全力とを用ふる事が必要である。

社會事業の實行に差し當り財政問題を解決せねばならぬが費用を市民の全部から徵收し市民の負擔をより多くするのは感心が出來ない、故に都市事業の範圍の擴大するにつれて最も有效に實行するには第一に其の指導者の能不能を見出さねばならぬ、之と相俟つて富豪や一般市民の自覺は最も必要な事である。そして其の財の利用によつて如何に效力の顯著であるかは近頃の實例に依つて明である。

大體に於て最近世界各國都市の傾向としては、從來の治安主義から進んで生活主義となつた。隨つて都市としての職能も秩序安寧の維持ばかりでなく市民生活の各部門を作る樣になつて來た。そして此の勢ひを守るものは一は中流以下の人々の力の發展であり、從來市の權力を握つてゐた特權階級は一般的になつて、都市權力の民衆化即ち社會化となつたそして他面で都市が實力を滿たして來た結果として都市自治の問題が世界的となつたのである。吾々は斯の改造期に當つて自治永遠の發達をはかると共に、市民の福利と健康とを增進せしめ、名實共に歐米列國の都市に劣らぬ樣協力一致せねばならぬ。

——やまと新聞——

幼年裁判の苦心

大阪區裁判所判事　大島　辰彥

幼年裁判は近頃喧しく論議される樣になり此趨勢に促されて今期議會には幼年法案が提出される迄に漕ぎ付けられた。同法案が可決されれば我國に於ても少年の犯罪に對する取扱ひは統一される次第であるが、現在は當局者の所謂手心一つで行つてゐるのである。私は其手心の上に「刑罰を加へずして懲戒の意味を感ぜしめ度い」と云ふ信念を以て、十四歲以上滿廿歲以下の少年被告に對してゐる。

從つて之が審理は成年者と全く異にし、第一には法廷を別にし成べく公開せぬ事にしてゐる。成年者と場所を區別するのは、彼等の犯罪が多く成年者の遣り口から感化を受ける傾のある爲で、次に審理は形式を避け溫情を以て臨む。少年には特有の誇と羞恥心があるものであるが、之を傷けぬ樣に、法廷には第三者の傍聽を謝絕すると共に、一方此誇と羞恥心を利用して悔悛せしめる。而して審理の席には父兄又は近親者を立會はせて其樣子を見聞させ、後日の監督に便ならしめてゐる。次で審理に入るや出來得る限り詳密を盡すが、之を項目的に擧げれば左の如くである。(一)家庭の狀況、之は親の職業收入から財產、前科、健康等に亘り(二)被告の經歷、生立の事情から養育の狀況、學校の成績、友人關係及び學校卒業(又は退學)後の職業、境遇等(三)不良行爲、彼等は多く家出するものであるから其家出の事情及び審理中の事件のみに止まらず最初に漏り犯罪性が浸潤し居るや否やを見る(四)被告の性質、趣味等。—大阪時事—

撲滅すべき危險思想

實業之日本社長　增田　義一

各人がその內心に如何なる思想を有するも自由であつて、他より之を抑壓することは出來ない、しかしその思想を外部に發表するに當り、それが社會に害毒を流し國家に危害を與ふるが如き危險の性質を有れば、社會の平和、國家の安寧秩序を維持する上に於て之を拘束しなくてはならぬ。近時世界に種々なる思想が流れてゐるが、就中極めて危險なるは露國に跋扈せる過激思想である。この思想の一大要素となつてゐる共產主義の不當不理なることは云ふまでもない。人間としての人格は平等に認むるけれども財產の所有に異同あり、報酬と分配に多少の差別あるは當然のことにて、眞の公平は其人物の技倆能力によつて報酬の差等あるを原則とする。平等無差別に均分するが如きは不公平不條理の極みである。共產主義が行るゝに至らば何人も苦んで學を修め智を磨くものなく、又誰か一生懸命に奮闘努力せんや。働く者は愚、怠る者は利することになる、過激派思想跋扈せば、假令共產主義を實行せざるまでも世の中が餘りに馬鹿〳〵しくなり、文明の退歩するは勿論、野蠻的狀態に陷ゐるの外あるまい。

種々の事業が起り、各人文明の利便に浴するは主として資本家と勞働者の力による。勞働者を無視して事業の發展の期待せられぬと同じく、資本家を度外すれば事業は起り得ぬのである。單に自己境遇の不平不滿より號呼的に資本家を怨むが如きは誤れること亦甚だしいのである。又過激派の中には國家を認めない、國境は無用だと主張する者もある。これ無政府主義で、國民の安寧社會の秩序は如何にして之を維持するを得べき、斯の如きは文明の破壞者であつて、其根本に於て社會の制裁法律の束縛を嫌ひ所謂野蠻的解放を望み個人的の弱肉强食を求むる野獸性を帶びてゐるのである。二十世紀の今日、誰か斯る思想の起ることを想像せんや。斯る危險性を有する過激思想は絕對に排斥せなくてはならな

い。

過激思想の侵入を防ぐ爲には該思想が危險であり不合理であり、結局は何人にも不利益であることを一般に理解せしむることが必要である。同時に又健全なる思想を養成して過激思想の黴菌に冒されざる樣努むるが肝要である。

——實業の日本——

家庭生活の狀況と兒童

身體發達との關係

文部省學校衞生課　田村　森次

兒童身體の發達に力強き影響を與ふるものは兩親の社會上の地位である。モイマンは次の如きことを斷定してゐる。「即各人種は生長の絕對的增加は明らかであるが生長の程度は發達の時期に於て兩親の生活上の地位が最も多く影響する。同じ程度の兒童に就て考ふれば吾人は兩親の社會上の位置が高ければ高い丈兒童の發達がよいと云ふことを肯定することが出來る」と。之はグラスゴーの一學校生徒の身體測定によつて、家の室の數に於て立派なる證明があるのである。

五歲より十八歲までのものに就て其の平均をとれば次の如き數があらはれる。

項目 / 性別 / 室ノ數	身長 男	體重 男	體重 女
一室	三、八七	三、八四	六、三二	六、一八
二室	三、九九	三、九七	六、七三	六、五七
三室	四、一五	四、一二	七、二七	七、一二
四室	四、三六	四、三	七、三六	七、八六〇

之に仍て之を見れば男女共に室の少きものは多きものなりも身長に於て短く體重に於て輕いことが明かで女子は男子に比して其の差が多いことが知られる。

（ロバートアール・ラスク、實驗教育學に據る。）

——現　代——

懺悔の生活を讀みて

（其一）

名著「懺悔の生活」を讀む、全篇を通じて大自然の懷から迸り出たかと思はるゝばかりに充實し徹底したすが〳〵しい氣分が溢れて覺えず我裏心に潛める感物を喚び醒さるゝ如き感なきを得ない殊に著者が東寺の境内で拾つた乞食に近い男に對し、亦別莊の留守番をする老婦人の孫に對する言葉は人世の眞相に觸れ人情の機微を穿ち終に感嘆の聲を發するに至るのである。あゝ墓はしきは愚みに輝く著者が人格である、更にこの人格を中心として熱信燃ゆる、求道者の瞳み合ふ一燈園生活である讀み去り讀み來りて沈思默想すれば心魂飛んで遙かなる洛陽鹿ヶ谷の精舍に逍遙するのである、自分は此書によりて多大の教訓と深甚の感興を憲ましたことを厚く感謝するのである。

（在監生）

教誨教育と作業との關係

典獄　松隈房吉

我國に於て、他の刑罰は暫く措き、只だ懲役刑に就いて考へて見て、其れが應報主義であるか、保護主義であるかと云ふに、其部分の多少は有るが、兩主義とも併有して居るに相違ない。以前に於ては、應報主義が大部を占めて居たが、現在では保護主義が主となつて、監獄作業の上にも其れが影響して居るのであります。以前は「懲役」と云ふ字が創作された位で、作業は痛苦の爲めに科されたものである。故に空役やうのものでさへ科されたるは勿論のこと、例へば同じ精搗業でも、成るべく杵の重いものを使用させて、之を苦ましたものである。其れが現在では、能率に重きを置いて、能率の上らないような作業をさせて置いては、釋放後に於て、普通人と並んで働くことが出來ないと云ふことになつて來たのであります。

釋放者の働きを、普通人と同樣にさせようとするには、先監獄の作業に於て、其機械を精巧にしなければならず、其れに電力等をも使用しなければならず、殊に其作業時間は、普通人の其れと同樣にしなければならず、其れが爲めに、作業時間は昨年の冬から改正されて、其れまで平均九時間であつたものが、平均十二時間半になつたのであります。

話が少し橫道に入るようであるが、此平均十二時間半は如何にも長過ぎる、此れでは受刑者に苦痛を與へるのであり、又却て意業させるやうになると、非難するものがある。私は私の監獄の實驗に由りて、決してそうは思はない。以前の平均九時間の時分には、夏は　時間も十一時間も働いたものであるが、冬と春とは、八時間の時もあり、七時間の時もあつて、其作業時間の餘は、受刑者は多く無聊に苦むで居た。殊に女受刑者に於て最もそうであ

つた。元より何れも圖書を貸與してあるが、之を看讀するものは少い方だ、そうして就寢時間が割合に長いから、夜中に目を覺まして困るものが多かつた。其れを現在のように、平均十二時間半に延長して後は、右の無聊に苦むもの、又目を覺まして困るものがないばかりではない、何れも喜び競ふて働くようになつて來た其働き高の多いことと云つたら、以前と比較になりません。左記の大正八年度乃至十年度の、十月乃至十二月の一時間當りの工錢表を見れば能く判かる。但し私の監獄では、大正八年九年の頃には、夜業は一切行らせなかつたから、表の上で之を比較することは出來ない、由つて備考として、只今十年度の十月乃至十二月の夜業を揭げて置きます、そうして大正八年度には、在監者も多い方であつたが、漸次に減少して、十年度には九に對する七位になつて居る。而るに工錢の方は、反比例の增加を致して居ります。其れは世間の物價が、漸次に高貴して居るから、工錢も高貴する譯ではあるが、其工錢の高貴の程度が監分烈くて、加ふるに夜業に於て、又此の如き收入を得たのは、作業時間が長くなりて、却て受刑者の奮發努力する得意で從事する所が窺ひ得らる。時間が長過ぎるから、苦痛、與へるの、怠業させるの等の非難は、全く無用だと思ひます。

自大正八年度
至大正拾年度　三ヶ月間作業工錢比較表

年次	月別	就業時間	延人員	收入工錢	一時間當り平均工錢	作業總收入高
大正八年度	十月	九時間	一八、五八四、四人	四、四〇一圓八八八	二六、三二	五、八八九圓七三〇
大正九年度	十月	九時間	一八、一〇〇、七	七、四五七、六二八	四五、七八	九、四七六、一四〇
大正十年度	十月	十時間	一四、八七四、三	一二、六八二、五三二	八五、二七	一四、一三四、〇〇〇
大正八年度	十一月	八時間	一八、〇八九、六	四、八六七、二三〇	三三、七七	六、二八八、二五〇
大正九年度	十一月	八時間	一六、九九五、一	六、五三八、三四三	四八、〇九	九、六八八、四九〇
大正十年度	十一月	九時間	一四、九二四、六	一一、八二四、四三九	八八、〇三	一六、二六四、四一〇
大正八年度	十二月	七時間	一九、二〇三、二	四、四七七、二八〇	三三、三一	六、〇八一、五二〇
大正九年度	十二月	七時間	一八、七九三、一	六、七四二、二七二	五一、二五	九、一八一、六一〇
大正十年度	十二月	八時間	一五、三八六、七	一一、〇〇八、四九一	八九、四三	一七、三六一、九〇〇

備考　大正拾年度作業總收入高ノ內ニハ左ノ夜間作業收入高ヲ包含セリ

拾月分　九百拾八圓四拾九錢五厘
拾壹月分　貳千百八拾圓〇四錢二厘
拾貳月分　貳千七百參拾九圓五拾八錢九厘

所が監獄の作業時間は、普通人の其れと同樣に改正されたから、此れからの釋放者は、長時間作業の習慣が付いて居るに由り、大丈夫普通人と競爭することが出來ようと、想像する人があるかも知れないが、實際は中々そう行かないと思ふ、何故であらうと其れは釋放者の全體と云ふ譯ではないが、先釋放者には左の各項の如きものが、殆ど通弊をなして居るやうに見えるから。

一在監中に、長時間作業の習慣は出來て行くが、矢張り相當者に督促されて、作業に就て居るのだから、釋放後に於ても、督促されないと、働かない傾向が見える。例へば下婢が拂底だから、釋放者の適當のものが有つたら、世話をして貰ひたいと、監獄に賴むで來るものがある、其れで相當の女監取締等に尋ね、何れも彼女なれば好適者だと明言するから、釋放を待つて其れを下婢に遣ると、どうも思ふ樣に働かない、世話が燒けて困ると、依賴者から云つて來る。

二在監中には、作業が一調子であつて、若し他に目を注けたり、耳を側てたりすると、直ぐに監督者に尤められるから、自分の作業以外には、假令其れが牽連して居る作業でも、極めて干涉しないことにして居る。斯る習慣を爲して來たのだから、釋放後例へば下婢に雇はれて行つたものが、飯を炊いて居る餘暇に漬物を切ると云ふこともしなければ、自分が井戶端で洗濯をして居ながら、側に齒を磨いて居る主人の爲めに、洗面の水を汲むことにも氣が付かないこと云ふ譯で、兎角氣がきかないと云ふ非難がある。

三在監中に、例へば指物又は漆塗等に從事するものは、其材料は自分のものでなく、又其價格をも知

らないから、隨分材料を濫費することがある。其れは材料を餘計に費消した所が、何れも製品の代價に算入して、注文者より徴收するのである、故に監獄には受刑者にも損失はかゝらないから、餘り頓着しない。所が一旦釋放となつて、自分で同作業を營むで見ると、他の店の同品の正札よりは、高く賣らなければ勘定に合はない、從つて高い店だと評判さるゝ。

四 在監中に於ての製作品は、只だ樣式に由つて、成るべく數を多く製作すれば、其れが作業精勵と云ふことで、賞賛されるのである。而るに釋放後に於ては、需用者の嗜好に投じて、自分で新機を案出しなければならないことが毎度ある、所が斯る工夫を凝らして、製作すると云ふようなことは到底も出來ない爲めに折角の製作品も、空しく店曝になつてしまう。

五 在監中には一切沈默を守り、只だ作業上に關しては、互に交談を許さるるも、極めて低聲に談すだけであるから、釋放後に於ても、其習慣を保持し例へば自身或る商業を營む場合に於て、顧客を引く爲めに、言語殊に挨拶振り等は、總て愛嬌圓滑を要するに、何分其れが甘く行かない、兎解落々として合し難い所が多いので、次第に人脚が遠くなり、從つて店の繁昌が望み兼ぬるのである。數へ來れば此類のものは外にもまだあらう。兎に角在監中から、釋放後に遷るには、自然に種々の故障を現出するので、迷惑する場合は隨分多い。尤も其故障は長い間繼續しないものもあるが、自分も對手も互に忍耐が出來ないので、相宥恕して其れが消散を待つ間がない。遂に失敗を招くようになる。在監中には十分督勵をして、切角作業の習慣を付けたものを、釋放後に故障を生じて、失敗に終らせるとは、遺憾のことでありますが、思ふに在監中の日暮しは、恰も汽車旅行をして居るようなもので、山を越へる時でも、川を渡る時でも、列車の中に腰掛けたなりで、一切車掌や運轉手の世話で運んで呉れるのだから、自分に材料を濫費することがある。其れは材料を餘計に費消した所が、何れも製品の代價に算入して、注文者より徴收するのである、故に監獄には受刑者にも損失はかゝらないから、餘り頓着しない。所が一旦釋放となつて、自分で同作業を營むで見ると、他の店の同品の正札よりは、高く賣らなければ勘定に合はない、從つて高い店だと評判さるゝ。

四 在監中に於ての製作品は、只だ樣式に由つて、成るべく數を多く製作すれば、其れが作業精勵と云ふことで、賞賛されるのである。而るに釋放後に於ては、需用者の嗜好に投じて、自分で新機を案出しなければならないことが毎度ある、所が斯る工夫を凝らして、製作すると云ふようなことは到底も出來ない爲めに折角の製作品も、空しく店曝になつてしまう。

五 在監中には一切沈默を守り、只だ作業上に關しては、互に交談を許さるるも、極めて低聲に談すだのだから、自分には道路の險岨は分らないで通つてしまひます。其れが汽車から下りて見ると、危い所があり、嶮い所があり、跨いで善いか、走つて可いか、初て行路難に出遇ふて、進退是れ谷まると來るのでありましよう。

言ふまでもなく、作業は人類處世の途に於て、缺くことの出來ないものであるから、常に受刑者に對し、在監中強制的に從事させる次第である。所謂之れに由らしむべしと云ふものでありましよう。併し所謂之を知らしむべからずでは致方がない。

そこで受刑者に作を強制するならば、第一作業は國の爲めに人の爲めに必須のものであると云ふ道義より、了解させなければならぬ。そして既に在監中に作業に馴致して、釋放後に自ら從事させるならば、畑水練では行けない、機に臨み變に處するの所置を了解させなければならぬ。卽ち人の監督を待つことは出來ないと云ふこと、手足に緩みのないように働くこと、材料を成るべく儉約して、廉價に物品を製作すること、人の嗜好に投じ、時代に適した物品を製作すること、應接等に注意して、顧客を多くすること等を、了解させなければならない。且つ作業の上に要する智識を養成すること、商賣の上に要する信用を尊重することも、大に了解させなければならない。

以上を知らしむるには、授業手では出來ない、監督者でも出來ない、唯だ教誨師と教師の、教誨と教育に待つより外に、致方がないのであります。抑も教誨教育の範圍と云ふのは、元より廣大のものに相違ありません。併し私は此教誨教育が、此作業の上に於て、特に深く意を致さなければならんと信じます。

故に彼受刑者を保護して、社會の有用なる一員にさせるには、先彼等の通弊と見るべき、作業嫌厭の固疾を治療させなければならない。其れには外科的に作業を强制す、內科的に作業する所以を教誨教育するにあると思ひます、由つて私は斯る方面からして、教誨教育と作業との關係を述べたのであります。

教誨教育と戒護との關係

典獄　小橋川昭慶

行刑は廣い意味の教育である。戒護は其教育の、一部を分擔して、受刑者を指導訓練し、作業と共に教誨教育に協力し、以て行刑感化の目的を全ふする要素にして、教誨教育とは頗る密接の、關係を有するものなる事は言もない、從つて敎化的方面より觀たる、戒護上の研究問題は多々これありと雖も、僅に左の二三の斷片的事項につき、卑見を述べて識者の叱正を乞はんと欲する。

一　自律的敎養

某監獄に在監せる一少年囚が、計らずも假出獄の恩典に浴して、仰へ難い歡喜の情と希望に滿たされながら、敎誨師に伴はれて、横濱市より程遠からぬK町なる、懷かしき父母の許へと急いだ途中の事である。K町に行くには横濱で汽車を降りて、電車に乘り換へねばならなかつた。で、二人は汽車を降りるや直ぐと、發車するに間もない電車の方へ走つて行つた。人に押されながら漸く電車の中に腰を下ろした敎誨師が車中を見渡すと、確に乘つた筈の、くだんの少年が見えないので、ハッと思つて外を覗くと、少年は昇降口の傍に一人突んやり立つて居たので、疾く々々と乘車を促して、やつと間に合つたのであつた。敎誨師は其際彼に、疾く乘れと云ふ注意を與ふるのを忘れて居たと、語りながら苦笑した。

惟ふにこれは、彼が長い間の拘禁生活より、自由の世界に放たれたので、追懷や、歡喜や、希望に萬感交々湧いて來たのと、停車場の雜沓に氣を取られたゝめでもあらうが、又見ても命令本位の拘禁生活によつて培はれた、他律的、消極的、停立的の行動習慣の、悔端なる現はれであるとも云へる。

曾て監獄に居た事のあるもの殊に少年者が、概して氣力に乏しく、萬事他人の指圖に依て動作し、自ら進んで事に當る底の進取的氣象に缺乏せり、と云ふ非難は屢々吾人の耳にする所であるが、這は彼等の拘禁生活に原因することが、少くないやうに想はれる。實に習慣ほど恐ろしいものはない。人間は習慣の束であると云はれて居るか、萬事命令本位の拘禁生活は、永い間には自ら被拘禁者をして、自律自治の念より遠ざかつて消極的、他律的、退嬰的、無氣力の人物たらしめ、進取、發明、獨創工夫の力を減ぎ、遂には生存競爭に堪へざる人と化し終るのである。而してそれは、習慣が植付けられ易い少年者に於て殊に深刻である。

今日の時代は、自覺ある國民を要求して居る。自ら進むべき道を進み得る人、他から働きかけられて働く人でなく自ら働く人、他に働きかける人を要求して居る。故に行刑の眞諦も亦受刑者の眞、自覺を促し、何事を爲すにも機械的でなく、頭腦を働かす實行的の人物たらしむるやうに導くことにあらねばならぬ。斯くて初めて生ける行刑眞の敎養が有り得るのである。

併しながら、自由の制限が行刑の內容の重要なる部分をなし、且又、彼等受刑者が概して放縱、懶惰不規律、無節制の傾向を有する關係上、或程度まで規律づくめで其自由を束縛し、嚴重なる規律的訓練を施すの必要ある事は、言を俟たない所であつて、特に行刑の初期に於て一層切實である。然るに又自由の制限が大なれば大なるだけ、彼等の動作は益々機械的となり、自律的の行爲の範圍は彌々縮少せられるのである。他律と自律、此二者の利害を如何に調和すべきかは、當に行刑上の最大重要問題であらねばならぬ。彼の階級處遇制の如きも、此問題を解決せん爲め考案されたもので、米國に於ける囚人自治制の如き、又吾が假出獄の制度の如き何れも同然

である。

行刑は初期に於ては最も嚴格なるを要し、刑期の進行に從つて漸次之を寬和し、遂に良民生活の伍に入らしむべく訓練すべきであるが、我國の行刑の現狀は、その初めより終りまで徹上徹下、萬事命令主義、規則づくめにして、一切の自由を束縛し、在監者の自治的活動を妨げ、其個性を認めて居らぬ、其結果自發、創始、工夫は失はれ、進歩は止まり、他律、退嬰が痼疾となつて終ふ。實に此痼疾を癒す途は、彼等に自律的修養と、訓練の機會を與ふるにある。曾て有馬典獄が、在監者の作業上のことは、其動作に關する標準に遵據せる限り、濫りに多くの干渉を爲さざることを要すと云ふ意味のことを言はれたが、味ふべき言である。最近受刑者の一部に着用せしむる衣類の染色を改正せられたのも、要するに受刑者をして、道德の自律的權威を失はしめない爲なりと想像する。吾人は此方面が一層研究され、改善されんことを切望して止まないのである。

二　帶劍の威嚇性

曩に有馬典獄は、監獄官吏の廢劍論を提唱せられ本誌上に於て、帶劍は之を佩ぶる者をして、自然と威壓主義に傾かしむる嫌あると共に、又被看守者をして之に親しみ近づき難からしめ、此等疎隔の事情は聽て司獄官に對する信賴の念を起さぬ原因となる、又帶劍は武力を示し、武力は殺伐の氣を伴ふにより、被看守者の温和の性情を養ふに不適當なりとの理由と、並に戒護上必ずしも常時不絕帶劍の必要なきを理由として、帶劍を佩用する場合を改むるの可なるを論せられたが、その實行の範圍の論は姑く擱き、其趣旨は吾人の大に共鳴する所である。

然るに頃者、戶田君は本誌上に於て反對說を述べ帶劍は威嚇の用具に非らず、大和魂を養成し德性の涵養に資するを以て第一義と爲すべきものなるを以て、絕對に廢止すべからざるものにして、廢劍論は取るに足らざる時代錯誤論なりと云はれて居る。果して時代錯誤の偏見なりや否や、暫く吾人をして思ふ所を語らしめよ。

實に霜降三尺玉無垠日本刀は神洲の名寶にして、古來日出男子の心髓は之に依て鍛へられ、之によつて表象されて居る。日本刀の德の偉大なる事此の如く、又其の日本人に對し一種靈妙なる、心理作用を有するのも事實である。去れど思へ、廢刀令布かれて既に半世紀、舊武士道のそのまゝ通用する能はざる今日勿論武士道の精神は之を尊重せねばならないが—劍を以て專ら德性涵養、若くは敎化の用具とする必要ありや、若し監獄官吏の佩劍を以て、專ら直接的に德性涵養の爲なりとせば、學校、感化院の如き敎化的事業に從事する者は、又悉く帶劍の必要ありと云はねばならない。

抑々劍は其性質上自ら威嚇性を具ふるもので、監獄官吏の帶劍の主眼とする所も、その威力によりて在監者の兇暴を制壓するにある。帶劍は實に權力の表象であり、秩序維持の用具である。帶劍の目的は秩序本位にして、修養本位のものではない。後者は附隨的、若くは間接的のものである。固より帶劍は銃と等しく、惡い意味に於ける威嚇の用に供し、在監者を壓迫し、之を虐ぐる者に便用すべきものでない事は、此所に論ずる迄もないことである。故に吾人は平素修養を怠らず、心膽を練り、志操を高潔にし、剛氣、沈着以て兇戾、暴惡の徒と雖も、手を下さずして制服するの威嚴と膽力と、態度とを具へるやうに努めなければならない。

監獄官吏の帶劍が秩序本位にして、單に監獄官吏自身の修養の用に供し、若くば在監者を直接敎化せんとする、感化本位のものでないことは前述する通りである。

又帶劍の有する威嚇性が、自ら在監者の心理上に惡影響を及ぼし、官吏に對する親しみと、信賴を削ぐ力となり、感化上少なからぬ障害となるべき事は有馬典獄が已に詳述された通りで、其上更に吾人が蛇足を添へる必要がない。故に帶劍は出來得べくん

ば廢止するを理想とする。併し今日に於ては、仍ほ暴行逃走等の危險あるを以て、之を原則とすることは能はざるにより、危險の有無を以て判斷の標準となし、受刑者の種類性質、拘禁の場所等によりて、考察し危險を感ずる場合に在ては帶劍し、然らざる時には帶劍せざるを可なりと信ずる。例へば病囚、不良者を除外した少年囚、行狀特に善良なる丁年囚のみを戒護する場合、若くば就寢後に於ける監房勤務の如き之である。

要するに吾人は敎化上廢劍を以て理想とするも、只今日の實況に鑑み、直に之を實行するの不可能なるを感ずるを以て、暫く帶劍を原則とし、帶劍せざる場合を例外的に認めたいと思ふのである。帶劍の目的を秩序本位にあらずとなし、專ら修養本位のものなりと解し全然伸縮性を有せざる絕對的帶劍反對說には、吾人の首肯し能はざる所である。

三　受刑者の交談

受刑者の雜居拘禁は、犯罪の傳播、惡交、國法の輕視及び個別處遇の困難を伴ふ等の缺點を有するにより、之等の弊害を除去するため、雜居制に在ては必ず受刑者相互の交談を禁止するのを普通とし、この交談の禁止は殆ど、雜居制唯一の生命とも謂ふべきものである。是れ卽我監獄法施行規則第三十六條にも「雜居監房、工場、敎場及敎誨堂に於ては、在監者の席次を定め交談を禁止すべし」との規定を設けて、各囚相互の間に於ける交談は、作業上必要ある場合の外、絕對に禁止せる所以である。

されど今日實際の狀況を見るに、交談の取締は頗る困難にして、受刑者中には、戒護者の眼を偸み低聲私語するものの、少なからざることは何人も否定する能はざる所である。

元來社交性は、人類天賦自然の性能に屬し、朝夕寢食を共にする者の間に於て、永く緘默を守ることは、何人も最も難しとする所である。されば雜居拘禁に於て交談を禁じ、不言不語を標語とするも、其

の徹底的實行は到底期し得べからざる所にして、絕對的に交談を禁止せんとすれば獨居拘禁に依るの外はないのである。

某出獄者はその獄中記の中に於て『或囚人が雜話を見付けられて、嚴重に詰責されたが看守が立去つた後、口のある人間を、八人も狹い部屋に閉ぢ込めて置いて、絕對に喋つていかんと命令した所で、そりや駄目だい、おい、これから此監房ばかりに目を付けやがるぞ、捕まらないやうに氣を付けろと皆で語り合つた』と云つて居る。彼等が監房內にて、足音や光線の具合や、電燈の影などによつて、戒護者の去來に注意し『シケ々々』の囁きに驚いて雜話を中止し、又工場內でも作業に關する以外の、交談をすることあるは、吾人の屢々見聞する所であつて、殊に慣れて居る囚人の內に、交談をなすにも唇の動くを見付けられざるやう、對手の顏を見ずに、下を向いてするやうな者も居る。斯んな會話は、騷々しい工場などにては、一層取締りが容易でない。

如斯交談の取締が困難なるのみならず、彼等は表面謹愼を裝ふも、裏面交談の禁止を犯し、假令之がため懲罰を受くるが如きことあるも、毫も反省悔悟の色なく、反つて己一人不幸にして犯則を發見せられたるを嘆じ、若くは官吏の不公平を恨むが如き者すら有りて、行刑の威信を損傷し、虛僞を敎ゆるの結果となるなど、交談の取締困難より來る弊害も、決して小なりと云ふ事は出來ないのである。

併しながら受刑者に交談の自由を與ふることは、之を禁ずるに數倍するの弊害を生ずるを以て、受刑者相互の交談に付ては、次の方策を採り可成交談より生ずる弊害を少ならしめたいと思ふのである。先づ第一に監獄法第十六條に規定する監房、工場等に於ける別異拘禁を勵行し、第二に他を惡化する虞ある者を獨居拘禁に付するは勿論、夜間獨居房を增加して、行狀普通以下の者は可成夜間獨居拘禁とし、第三に行狀善良なる受刑者のみを拘禁する場合は、交談の性質が感化規律に妨げなき限り之を默認する

こと。但この場合は行狀善良者のみを、他の受刑者の監房より相距りたる監房に集禁し、他に影響を及ぼさざるときに限るものとす。第四、特に行狀善良のみを集禁するに非らざる普通の場合に於ても、

教誨教育問題の改良に就て

典獄　黒田源太郎

教誨教育問題は、少年囚と成年囚と、其根本方針にも形式的にも内容的にも若干の差違あるべきものと信ずるが、私は單に少年囚の教育問題のみに就て、以下二三の卑見を陳べて見よう。

教育の根本方針

之は普通小學校令の規定する如く、兒童の身體の發達に留意して、之に德育を施し、生活に必須なる普通の知識技能を授け、國民たるの性格を涵養するにあるので、少年囚の教育も此他に異りたる點はない。

併し不良少年や犯罪少年は、將來はいざ知らず、現在では、心身の異常ある者が其幾割かを占むるから、之に特殊の教育を施すことが必要であるのに、特設の少年監では此點に留意されて居るのが少い、私は考へる、彼等に知識上の異常あるものよりは、寧ろ情意の上に異常あるものが多くなからうか、果して然りとせば、之を普通兒劣等兒低能兒に區別するの外、尚情意の異常兒も之を認め、更に身體上の異常兒、例へば神經衰弱、ヒステリー、癲癇、結核等の所謂治療的教育をも試みなければならぬ、即ち

口談の性質が感化規律に妨げなく、犯則として處分することを要せざる時は、穩かに制止して之がため戒護者に反言する等、犯則を釀さないやうに注意すると可と信ずる。（一一、二、一四）

彼等に對しては、特殊教育として補助學級の編制が最も必要であると信ずる。

教育の根本方針が叙上の如しと假定せば、教育程度に就ても、或論者が主張するやうに、高等小學校卒業程度迄でも教授せざるべからざる必要を左程に認めないのである、即ち尋常小學校卒業程度に滿足し、若し夫れ以上や特別の必要がありとせば、補習教育を施さば十分であると信ずる、此意味に於て、監獄法施行則第八十五條の規定は運用が自在である。

個性觀察の方法

先づ如何に個性を分類するかが大問題であつて、現行教誨原簿に記入すべく例示されたるような、抽象的な性質では駄目である去りとて例の四氣質も面白からず、又性相學的や或はフエリーの分類にも滿足されぬ。私は曾て參觀に來た東京帝大の某々教授に對して、度々此事を尋ねても見たり教を乞ふたが不得要領に終つた、此頃實驗心理學派の學說を聽いた學生が、種々の器械を携へて特設少年監に出入するやうだが、未だに其結果の發表されないのを遺憾とする。故に此際是非斯道專門家の手を煩はして、一定の分類標準が設定さるゝのを希望する、玆に初めて監獄醫と心理學の知識ある教師や教誨師の調査に俟たねばならぬと思ふ。

教育と職業選定指導との關係

先年文部省が飜譯した『英國から見た獨逸の補習教育』なる小冊子の內容は、我國の普通教育にも少年の特殊教育にも、移して學ばざるべからざるものであると思ふから、未だ手にせざる人々に其閲讀を推奨する、それは實に少年囚の職業教育に對し明確なる解決を與へて居るからである。

少年犯罪者の累犯を防遏するには、知識の附與や德性の涵養も勿論必要であり、亦情意の錬鍛も肝腎ではあるが、出獄後獨立の生計を營ましむる資料、即ち職業の傳習が最も大事である、之が爲めには作業收入を第二となし、成るべく多くの種目を增加し之に熟練せる授業手を雇傭して、例の獨逸式補習教

育を施し、毎週幾時間かを普通教育時間より割きて各自就業する仕事に關係ある職業常識を與ふるのである。私は曾て右のやうな教育を若干試みたことがある。卽ち彼等は工場於ては作業の趣味を喚起し、從つて其能率を高むるのみならず、敎場にては熱心勉強し其進歩著るしかりしを認めたことがあつた。

＝教育と出獄人保護との關係＝　教育が叙上のように實業的補習の意味に行はるれば、假令在監中の練習期間に長短あるにもせよ、彼等は父兄に引取らるゝも、亦出獄人保護會に收容さるゝも、其職業紹介上毫も不便を感ずることが無くなるのである、現在の如く、作業經營の便宜上狹い種目の範圍に於ける實業教育にては、彼等が出獄後其就職に惱むのは當然であると思ふ。

＝教育と戒護の關係＝　私は教誨や教育時間に、戒護者の立會を略した經驗がある、卽ち直接教誨堂や教場内に戒護者を配置しないで、建物外彼等の目に觸れぬ所に置くのである、要は彼等をして、切めて此時間丈けなりとも監獄らしき氣分を離れ、暢然として教誨を聽聞したり教育を受けさせたいのである。

序であるが、少年の感化は他に托せよなどゝ言つて大に農作を奬勵し乍ら、腰に聯鎖を施すやうな矛盾を避けたい。既に教育的なりとせば、彼等の名譽心を傷けないで、監督者の信用に感激せしめ、以て逃走等の非行を敢てせしめざるやう躾けたいのである。

＝其他教務に關する意見＝　精神修養の爲めとあつて、岡田式靜坐法や、藤田式息心調和法などを、全囚に練習せしむる方法あり、其効能が斯く〳〵なりとて報告されて居るが、之は左樣に全囚悉くが効果のあるものであるか否やは疑はしい、或は特定の者に對して其效果あらんも、總花的に全囚誰にでも强制すべきものでなからうと思ふ。彼の在監者の眞實ならざる感想を過信し、能事足れりとするが如きは、未だ研究が徹底せぬやうな感じがする、之等は何とか取締らなくてはならぬものであるまいか。

又敎師に恩給制なき爲め良材を採用することが困難である、試みに現在の狀況を瞥見するに、師範學校卒業、格ある老練な敎育家は極めて少い、其他は多く尋常本科正敎員か無資格者であるから、敎育の手段方法が時代遲れの感なき能はずである。故に若し物質上の優遇を爲し、弘く之を敎育界に求むれば適當なる人物を採用し得ること敢て難くはあるまひと思ふ。

敎誨の思想的及形式的改良

敎誨師　苅屋哲公

I　話術の巧妙

（前略）……敎誨の根本方針は以上の如しとして之を宣傳してその目的を達せんとするには又相當の考察を要する、予は敎誨の根本方針を宗敎の信念にありとするものであるが、されば とて監獄を以て宗敎宣傳の道場とするものではない、信仰を鼓吹するの目的は、信者を造ると云ふ事にあらず、一に犯罪者の改善に在りて有するのである。

詳言せば信者を造る事に熱心ではあるが、宗敎の爲めに信者を作るに非ず、犯罪者改善の爲めに信者を作るに存するのみである、かるが故に敎誨の敎旨も形式も、寺院的說敎寺院的形式と其趣を異にして居る點がある。

總　敎誨を以て功果微弱なりとする論者もあるが敢て然らずである、總集敎誨には總集敎誨としての

特色がある、能所共に緊張した氣分を以て、氣合に乘つて話し、氣合に乘せられて聞く、感激といふ味は個人教誨にも無論あるが、總集教誨に於て殊に多い、此は群衆心理の利用に存する長所である、且つ又總集教誨は個人教誨以上に話術の巧妙を要するもので、喝辯の雄辯とやらいふのもあるが、喝辯では聽衆を感動せしめる力がない、內容は立派で理想的でも、話術が拙からうものならば徒らに倦厭の情を惹るのみである、故に總集教誨の功果が微弱だといふ人は、拙い教誨を聽いての批評ではあるまいか、相當話術に鍛錬ある教誨師の教誨が、如何に受刑者を感動せしめ、如何に彼等を奮起せしめて居るかを知つて貰ひたい、或時の一教誨をも深刻に腦裡に印象し、是によつて難化の惡人が改善した實例は多くある。

II　勿れ主義の貧傷

總集教誨は一般的教旨を要する、宗教の信仰に關する說話でも、餘り纖細なる特殊的なる部分は或時機を除くの外は不適當である、或時機とは宗教的聖日の如きをいふのである、信仰外の倫理道德又は國家社會の觀念に關する教說にそれ自身一般的總論的教旨であることはいふまでもない。

總集教誨に於ては、消極的勿れ主義の教說が餘りに多くなつては ならぬ、從來の教誨には、此種の勿れ主義が多う過ぎて居らぬか、寧ろ積極的に誘導して、例令ば勤勉力行を鼓吹して其裏面に怠情浪費を制止するの作用を起さしめるが如き、人心をして萎縮無活氣とならしめない事に注意するの必要がある、出獄人が一種愚むべき卑屈なる氣風を有する事は、他にも原因はあるけれども、動もすれば消極主義の教誨に流れて、慚愧、自屈、の抑壓を受けて捲土重來の奮勵心の養成に足らざるものがあつたのではなからうか。

III　教誨は自然なるべし

予輩は茲に、總集教誨には殊に話術の鍛錬が必要であると言つたが、されば とて餘りに其方に心を取られて、內容がお留守になつてはならない、如何なる趣旨が彼等に必要であるかゞ出發點でなくてはならぬ、面白い教材を得たので之を使つて教誨して見やうといふやうな教誨は、教誨の爲めの教誨であつて、改善事業としては多くの意味を爲さぬものである、教材は「如何なる趣旨が彼等に必要」といふ前提の下に蒐集さるべきものであつて、教材が先きに出來て仕

舞ふべき筈のものではないのである。

教誨に一種の口調を裝ひ、自然の抑揚頓挫以上に作り聲や身振りをして聽衆の感情を喚かんとするやうな仕方は、時代錯誤である、教誨は飽くまでも自然でなくてはならぬ、話術の巧妙なる人には此自然を無視した態度が現はれ易い事を遺憾に思ふ。

IIII　音樂と活動寫眞

教誨に音樂を用ふる事は全然贊成である、音樂は教誨の場合に於て、掃除前の打水としての 功果がある、此の如き言方は藝術侮辱ではない、一般的に認めて居る音樂の價値は十二分に承認しての上に教誨の場合の 功果を特に感じて居る、但聽者の耳を喜ばせるといふ意味のみならば考物であるとせればならぬ。

活動寫眞の應用は益々廣くなつて來た、是非之を教誨に應用して見たいのである、試に監獄協會に於て二三臺の設備をせられて全國巡回をやられたならば確に成功するを信じて疑はない。

V　勅語と讀經

教育勅語は申迄もなく國民道德の根本とせられて居る、監獄には未だ御眞影も下付せられず、最も聖旨の徹底せればならぬ場所柄にも拘らず、事實は疎遠の感がないでもない、少くとも勅語捧讀式は行ひたいものである、尤も少年監などでは既に實行せられて居るが普通の監獄で餘り開かぬやうである、三大節などには擧式すべき旨を本省から奬勵せられたならば、全國的に行はれるであらう、而して勅語を實行德目として鼓吹する事に力めたならば、一面教誨の根本方針と相待つて非常の功果があるであらうと思はれる。

教誨的の讀經は、一言にして言へば莊重謹嚴なるを要す、其讀方は勅語の捧讀振と甚如上人御文章の讀振とを折衷したものがよいやうでめる、經文は一般的にして信仰と教訓とを兼ねたものがよい、音讀は時代的でない、訓讀でなくてはなるまいと考へる、其他の形式も寺院的ならざるやうに注意したい、寺院的で惡くはないとの說もあるか知らぬが、寧ろ教會的の方がよい、殊に新築監獄の教誨堂は建物との調和も其方がよいやうである、佛前の莊嚴も清潔で嚴重なるを要する、從來の如くゴテ〳〵色々の佛具を並べ立てるのは感服しない。

VI　個人の教誨

個人教誨の教旨は、總集教誨の總論的なるに比して各論的でなくてはならぬ、犯罪の原因に一般的なるものと個別的なるものとある以上、個人教誨の特色として個別的犯由に對して教誨するのは自然の理である、酒とか女とか虛榮とか、乃至は忿怒、痴情

等、此等の犯由に属して適切なる教誨を施し、悔悟の眞髓を得せしめねばならぬ、而して個人教誨は教誨師の任意的時機を以てしては功果が薄い、教誨の機會を捉へねば駄目である、例之、家庭よりの來信を讀ましめた時、直に教誨するのは何事もない時の教誨よりも數倍の功果があるやうなものである、あらゆる機會を捉へる事に注意するのが個人教誨の極意である。

個人教誨は形式振らざるを要す、教誨師と受刑者と何等の隔てのない親密さがなくては心の手を握つて語合ふ事は六ケ敷い、教誨師が高い所に居つて受刑者を眼下に見下して教誨するなどの設備は時代錯誤である。

個人教誨には教誨原簿の利用を爲さねばならぬ、彼等の身上に關する事柄は、細大となく記入して置く事と、此を常に閲讀してその變化を察するとは、最大切な事務である、教誨原簿中には幾部分改良刷新を要する點がある、先年予輩數人、其改正案を作製して本省に提出した事があつたが、其儘になつて居るのは遺憾である。

VII 個性觀察

個人の身上を知るためには、從來色々の事をやつて來たものである、此個性觀察は個人教誨の基礎を爲すものであるから苟且にすべからざるものであるが、事實は困難である、入監の際性質を鑑定して記入する事などは實際困難な仕事で、一度や二度で明瞭になるものではない、教誨原簿の上には、幾度か性質の改訂されたものがある未だ改訂されてないのは事實不明瞭なものとも言はれるのである、個性觀察に依りて個人教誨はするが、個人教誨に依りて個性は鑑定されたものである、幾度か改訂を經て始めて適確なる個性を知り得る、然し個人教誨や監房工場の擧動やでは容易に個性の鑑定は出來るものではない、入監以來の彼等は決して赤裸々のものではないからである、殊に教誨師の前に出た受刑者は如何なるものと雖も多少の修飾なしに言動するものではない、教誨師が買かぶつて居るナと擔當看守の眼に映る事は珍數ない事である。

入監後の彼等は赤裸々に觀察する事が困難であるとすれば、入監前の彼を調査するより外はない、檢事局の素行調などは參考になるが、之を簡便に手に入れるやうになれば利用は困難である、近來檢事から廻つて來る身上票もあるが、他は知らず當地方の如きは未だ多大の參考となるほど細密なものでなく、且つ手に入るまでに時日を要する、此點は追々には改良され得る事と信じて居る、身分帳の身上票に屬する警察官署の回答も參考にはなるが、今少し警察眼を離れたものが望みである、これには寺院、學校等への照會が最妙であり、少年監等では實行もして居る事であるが、成年者の學校照會は一部分のみより實効があるまいと思はれる、兎に角如何なる手段かによりて入監前の彼を知るといふ事と入監後の彼を觀察するといふ事と、前後對照して研究するのが一番完全であらう、扨それらの手段方法によつて個性の觀察は出來たとしても、之を個別處遇する道が開けなくては駄目である、予輩は二三の新築監獄にも居つて、監房配置や工場配置や其他の個別處遇に對して希望も持ち意見も持つたが、實行には幾多の支障があつたやうに覺へる、第一は作業の割當である、作業本位の如き氣分が監獄に漂ふて居る以上は、作業の都合に依つて分房に置くべきものを工場に出し、甲工場に入るべきものを乙工場に入れ、從つて監房の配置も思ふやうにならぬ場合が多い、教誨師の立場より見て、無遠慮に意見を述べるならば、作業の都合といふ事が行刑上の最大支障である。

VIII 常識教誨

教誨といへば信仰とか道徳とかに限る如く考へられ易いが、是は

大に辨明もし、改良もせねばならぬ事である、勿論倫理宗教に關する教訓が分量に於て多きを占むるは當然ではあるが、人間は倫理と宗教のみでは生きて行かれない、社會の一員として生存して行くには、社會生活上の智識が必要である、常識教誨の無用ならざる所以は此處に存するのである、常識教誨の中には普通教育の意味のものもある、新智識を與へるといふ意味のものもある、一般的新智識としては「窓の光」的の教誨も可也、事柄によりては今少し突込んで聞かせる必要もある、但し珍らしい事を聞きたがる彼等に、聞かせる事は雜作はないが、只珍らしい事を聞かせる丈では功能はない、聞かせる事が如何に生活に應用されるかを考へなくてはならぬ、常識教誨の主眼は此處に存するのである、而して此常識教誨は教誨堂でなくてもよい、寧ろ工場に於て休業時間を利用してやるがよいやうである。

IX 社會主義者教誨の方法

近來社會主義者又は之に類似したものが入監する。此種の犯罪者は厄介なもので、無論雜居にも工場にも出されないが、教誨は如何にするかゝ問題である、根本的に教誨せうとするならば社會主義そのものを打破して仕舞はねばならぬ、然るに彼等は中

々頑固で信じた事を翻さうとはしない、寧ろ反屬に宣傳せうとかゝる位のものである、我等亦教化資料として社會主義の研究も試みては居るけれども、彼等の玄人に比すれば素人たるを免れない、素人の身を以て玄人を感化せうよりは、如かず他の方法を以てせんには、他の方法とは何であるか、親子夫婦恩愛の情誼より説き入りて感情的に主義に肉薄するのである、予輩之を主義者に聞く、上下階級を無視したる主義者にとつて恐ろしいものは何にもない、官憲壓迫も反つて力を出す機縁となる位のものであるが、親子夫婦の情愛は如何なる主義の力を以てしても破砕するに苦む、一旦主義者となりしものゝ、變節して顧みざるに至りしは多く生活問題と恩愛關係であると、一髪能く千鈞を牽くの力あるものは恩愛である、主義者を陷落させるのは此搦手ある事を忘れてはなるまい、今一つは信仰問題より感化するの道である、主義者に宗教なしといふ勿れ、基督教的色彩ある主義者が甚だ多い、基督教と社會主義、如何にも觸縁が濃厚である、基教以外の宗教、即ち佛教の教理を細かく説いて惡平等觀、業感縁起説、進んでは中道實相の極大乘論等を理論として説明し、一面純粋信仰の感銘を與へる事に勉めたならば、主義そのものに直接觸れずに陷落させる事も不可能ではあるまいと信ずる、ゆめ〳〵主義に屬して直接戰を爲すべからず、之を社會主義者教誨の方法と信ず。前中は乍勝手略したことをお斷します

與へらるゝが儘に

土倉是空

一、教誨教育の根本方針

監獄に於ける教誨、教育の本質たるや即ち行刑の一部にして、之が根本方針は常に罪囚をして前非を悔心より自覺せしめて改過遷善の實績を擧げ、以て一面に於て常識的智能を啓發せしむるにあれば、刑罰の實體上其の目的を達成する方法の一として執行すべきは、今更敢て喋々を俟たざる所なりとす。

是を以て、教誨及教育の要義は、一に唯だ罪囚に對する個人の性狀たる心的狀態を詳密に看破すると共に、外面的生活狀態、生育、教育、嗜好、交友、親族關係、社會に在りしときの一般的狀態、犯罪開始の動機等を精細に調査研究して、教化薫育の資料とすべき用意なかるべからず、而して、罪囚の多くは比較的劣惡なる素質を具有し隨て生育又は環境の不良に起因するもの敢て尠なしとせざるを以て、或者は精神的に或者は肉體的に、先天的ならざれば後天的に、必然的一種の缺陷を通有せるものなれば、其缺點短所を推察して、之が教養訓化に罄さゝる可からず。

其れ既に斯の如く、精神的又は肉體的に缺陷ある

ものとせば、是に對し、諄々として機み隙み切々として變に應じ、律法的或は道義的教誨を加へ、常識的實踐教育を施すべきは勿論なりと雖も、猶ほ進んでは常に温情溢るゝ如き絶對慈愛の至誠を以て、之に莅むを肝要とす。

今や、刑罰の目的も時代の進運に伴ひ、應報主義より保護主義に推移し、即ち感化教養を以て行刑の目的とするに至りたれば、教誨、教育の根本方針に付、自から一新する處なかるべからず、之が要目を摘記せば

一、自他同類の理想を基調として、少しだにも自我を含まざる、即ち佛教に謂ふ慈悲の觀念を根本とせざるべからず。

二、單なる因果的應報主義のみに偏重せず、專ら合理的構想と絶對慈愛の信念に憑らざるべからず。

三、口能く物を説くよりも、身に能く事を行ひ、常に躬踐實行に努めざるべからず。

教育の如きも一般的社會教育に比し別異の點洵に尠なからざるべし、即ち一般教育にありては、專ら知的教育に重きを置くと雖も、罪囚教育は心性の教

化品性の陶冶を主眼とすると共に、實踐的敎育に努むるにあり。

一、總集敎誨の思想的及形式的改良

總集敎誨に對し議論の餘地大に之れあるべし、然かも其效果如何の問題に至りては輕々に看過すべくもあらざるべし、卽ち理論上より云はむか、素より效果の尠なからざるものありと雖も、之を實際上より査覈せむに渾ての組織餘りに漠然たる嫌ひなきにあらざるか爲め、敎者被敎者共に、時には一の形式的に流るゝが如き傾きなしとせず、是を以て敎誨堂は一種儀式の道場たると共に、總集敎誨の敎旨は通俗的說話を縱とし、橫に國民的義務、道義的觀念、友愛的思想を養成せざるべからず、而して、之か構想的用意たるや

一、人類愛を高調し、以て吾人は社交的動物たる所以を說示すべし。

二、高遠なる理論を避け、實際的に適說すべき處世上の要點を說示すべし。

更に考ふるに一般罪囚の通有性とも認むべきは何等他を顧念することなく、一に唯た自我の主張に追隨して己れの慾求のみを充たさむとするにあれば、敎材等の選擇に就ても、素より時代の趨勢に鑑み必要あるは勿論、彼れが本來の慾求を匡正するに努めずむばあらず、而して之が思想的題材としては

一、社會共存、社會奉仕、社會連帶の如き自己に對する責任觀念を理解せしむると共に、身を過つ主因は個人的慾望に由來することを知らしむること。

二、可成的危險的刺戟を受くべき題材を避け、社會の實生活に適切し馴致せしむる方針の許に於て、勞働能力を振興して之が神聖なる自覺せしむること。

三、自由平等は何人も希求する處なるも、他の一面に於て嚴守たる差別あることを諒解せしむること。

四、自己の行爲と意思とが、常に實生活に融合して、行爲其儘が唯一の意思たるを知得せしむること。

五、物質的快樂に比し、精神的快樂の優勝なる理由を知了せしむること。

六、吾人の心性には、善惡二心を具有するを以て、善良なる指導に依らば善に遷るも、若し不良の德に依りて敎へらるゝこともあらむか、忽にして惡化すべきものなるを自覺せしむること。

七、吾人の生存する宇宙間には、超人格者たる神佛の存在、靈魂の不滅、因果的理法に依りて、人には必ず信念の大切なるを說示すること。

又た形式的改良としては

一、崇重にして嚴肅たるを要す。

二、敎誨は簡潔にして平易、何人にも能く理解し深刻なる印象を與へざるべからず。

三、勤式の如きは漢音讀經よりも、適切にして短句なる經典の讀誦を可とす。

四、敎誨堂の內容は、最も眞善美に合致する工夫の許に於て其の莊嚴に留意せざるべからず。

要するに、足一步敎誨堂に入らば、身心悅豫の感に打たるべき設備ありて、始めて總集敎誨の意義を完成するに至らむのみ。

一、個人敎誨の思想的及形式的改良

罪囚を研究すること愈々深ければ、其の犯罪の基本たる精神的事情及環境的關係の益々複雜なることを認むるに至るべし、個人敎誨の忽緖に附すべからざる所以も實に此所に存すれば也、吾人の精神界は靈妙不思議の作用を以て、常に其運動を續けつゝある者なれば、個々の身邊に點在せる法々塵々裡に於て、千波萬波、起伏重疊として去來常なく、これが心事と行動とに湧起せる機徵を獲捕して、時を移さず是に臨むにあらざれば、個人敎誨の效果は無かるべし、卽ち臨機應變の處置に出づべき者なれば、一の定型に依りて之を施すべきに非ず、是を以て個人敎誨上最も肝要たるべき者は

一、受刑者として之に臨むべき心事を排すべし、卽ち隔意なき眞相の許に於て、互に意思の疏通を期すること。

二、常に弱者の味方となりて万斛の同情を傾注し、相手方をして偽らざる告白を爲さしむること。

之が形式の改良としては椅子テーブルに倚るよりも、寧ろ疊の上に對座して接膝談話を交ゆるに於て

能く其の目的を達し得む歟。

一、個性觀察の方法

行刑の精髓とも云ふべくして、又最も至難なる業は個性の觀察なりとす、されど之が透徹を期するにあらざれば、眞個行刑の成果を擧げ能はざらむ、本質的觀察を盡さむには、專門的知識に俟たざるべからざるも、一般的必要なるは疑もなく人物觀察力なりとす、此の人物觀察力なるものは、學んで得んとするよりも、寧ろ比較、綜合、類推等の力を以て爲さるゝものにして

一、對話時に於ける言語の正否。
二、先天的又は後天的疾病の有無。
三、遺傳の調査
四、被告人監時に於ける携有品及教育程度。
五、生育に屬する系統關係、資産の有無。
六、行刑資料、並に事犯に關する一件記錄、其他入監前の職業等

是等を類推綜合し、之に加ふるに實驗心理の力に俟つあらば、最後の斷案を下すに難しとせず、稍々其正鵠を得るに遲きを得むのみ。

又た之が資料を得るには、監獄醫の助力に俟つべきもの洵に尠なからざるを信ず。

一、教誨教育と職業選定指導との關係（監獄作業との關係）

自由刑の問題は、罪囚をして肉體的、精神的及道義的に破滅することなく、寧ろ如何にして肉體的、精神的及道義的に、然かも之が水平線上に訓導し復活せしめ得るやといふにあり、是等を貫徹せしめむが爲め、自由刑には必ず一定の役業を科せらるゝものとす、而して之を課する目的は放縱怠惰の習癖を矯正して勤勉力行の良習に慣れしむると共に、能動的に働くべき觀念を養成するにあり。

是を以て敎化の方面より之を觀察せむに、罪囚をして業種を課するには、一面の都合のみを計ることなく、敎化の一助として大に考慮すべきを要すべし乃ち、職業の如何に依りて終生の運命を支配するこ

とにあらざるを以て、之が選定に方りては細心の注意を拂はざるべからず。

一、職業の選定に臨み、之が考察の要點は既往の狀態に鑑みて將來の指導を誤見せざるべからず。
二、犯罪に關係ありたりと認むべき業種は避けざるべからず。
三、再入者に對しては前科時に於ける業務に就かしむるを最も不可とす。
四、年齡、教育程度、社會に在りし地位及生活狀態等を參酌せざるべからず。
五、一たび業務に就くあらば勇士が戰場に立つ如き觀念の下に於て、一意勞務に沒頭せしむべし。
六、一定の休役を與ふる時間中に際しては紀律を冒さゞる限り身心共に濕々優暢の心事に住せしむるを要す。

素より行刑の要諦は、一種授産を目的とするにあらずと雖も、罪囚をして精神的に善導し道義的訓化を與へむとせば、肉體的訓練に努めざるべからず、是に於てか、敎化改善を標目として業種を選定するや、最も實明なる處遇と云はむのみ。

一、教誨教育と出獄人保護との關係

免囚保護は刑事政策の一部にして、再犯防遏を以て目的とせざるべからず、此意味に於て積ふるに監獄に於ける敎誨教育の根本觀念も又た罪囚をして遷善改過の實績を期するにあれば、惟り在監中と云はず、複雜にして然かも誘惑多き社會的實生活に復歸せる曉を豫想して、敎化的事業に努めざるべからず、是を以て精神的黨化に盡すと同時に肉體的職能を向上せしむるを要すべし、卽ち感化改善主義に立脚して考察せむに、

一、罪囚處遇の方針は、出監後如何にせば社會的實生活に馴致し得るやを慮はざるべからず。
二、機會ある毎に於て、法の許す限り社會の實況を紹介し以て其の運運に遲れざる用意を喚起すること。
三、出監後に於ける勞働能力を養成し、健康の保全に努め、最も作業指定に留意せざるべからず。
四、出監後は可成的犯罪地に歸住せしめざる方針を執り、其の覺

悟を促し置くこと。

五、釋放時六ヶ月にも迫らば看讀書籍の如きは出監後の業務に最も關係深き種類を選擇して貸與せざるべからず。

要するに、免囚保護は行刑事業の延長なれば、將に在監中に於て之が基礎を定め、出監後あらゆる誘惑に打勝つべき健全なる意思の訓練に努め以て再過を防遏するにあり。

一、教誨教育と戒護との關係

教誨教育たる罪囚に對する敎化事業は、惟り敎誨師、敎師のみの力に俟つべきにあらずして、行刑上に於ける十全の效果を期せむとせば、監獄職員全般の面からも緊張せる熱誠と純潔なる信念とに依るにあらざれば、決して豫期の目的を徹底し能はざるべし是を以て作業は勿論、戒護に於ても單に規律的戒護のみに止まることなく、卽ち敎化的精神を內容として戒護檢束に當らざるべからず、卽ち戒護と敎化とは輪車唇齒にも似たらむか、兩々補翼して行刑の目的に進まざるべからず、敎化を中心とせざる戒護檢束にありては、罪囚の感化は得て望むべくもあらず是等機關の完全なる協調に依りて、始めて敎化事業の遂行を期し得たりと云ふべくのみ。

敎誨堂の如き場所に於ては、餘りに戒護の力に俟つことなく、此所に在る間は、殆んど別世界に在るが如き、感激を懷かしめたし。

一、敎務に關する意見

(1)監獄敎務官新設

監獄衞生に關しては、既に衞生官を設けられたるにあらずや、醫務と敎務とに於て曷ぞ庭徑あらむ、今にして敎務官を設けざるや實に片務的と云はざるべからず、所謂敎材の選擇、施行の方法等に關し、全國各監獄に於ける敎務機關の統一を期し、敎誨施設の改良及び之が促進を計らむとせば、速に敎務官の新設こそ、時代に順應せる適切の企畫と云はざるを得ず。

(2)研究機關新設

現時の敎誨敎育は一種の注入的に似て、更に自奮開發的なるを認むる能はざるは、一は時代の要求に對應すべき科學的研究の機關なきに據ればなり、是を以て今後敎誨敎育に對し、適確なる成績を擧げむとせば、先づ以て犯罪及犯人をして科學的に研究すべき要ありとす、將來に於て敎誨師敎師たらむとする志望者は之が專門的知識を養成すべきは、敢て論ずる迄もなし。

(3)監獄醫と敎誨師との差別待遇

何事を爲すにも、物に長短の存するが如く、事に難易のあるべきは、之れ當然の理なりと雖も、監獄に於ける醫務と敎務との如き、兄たり難く弟たり難し、此間に於て敢て難易の別なからむのみ、然かも其の實體上より推論せば、彼れは肉體的保全にあるも此れは精神的敎養にあり、蓋し難易の度おのづから判明すべし、奈ぞ差別的待遇を爲すの要あらむや。

(4)看讀書籍の編纂

適切なる看讀書籍のそしきは、行刑機關の缺點なりとす、是に於て乎、適實なる看讀書籍を得る便法として、少なくも每年二回位宛、一種の懸賞方法を以て、廣く之が原稿を募集すること。

(5)敎化事業の補助策

階級處遇に準據して行狀善良、作業勉勵、改悛の狀ありと認められたる優良者に對しては、看讀書籍の自辨購求を許可し、以て敎化の一助に供すると共に、自發的勤勉心の養成に資すべし。

既に有賞表者に對しては、シャツの自辨購求の許可あるにあらずや。（完）

議員は皆精神病患者

代議士であつて醫博の松下敎授は議場心理に就て語つて曰はく——議場へ入つた衆議院議員は大概は一時的精神病患者である。

卽ち彼等は病的傾向のある群衆心理に罹はれてゐるところへ黨派心だの名譽心だのが附着して「議場心理」を形成し全く一種の精神病者になり終る。だから彼等の行動を紳士的に評價批判するのは無理であると云ふ。して見ると鳩一などを起訴するの何のと騷ぐ方が間違つてゐることになる。

縱談橫議

五羊生

を呵するに至る、

△士道頽廢

石田三成關ヶ原の一戰に敗れ京都に檻送せらる、行路險惡、道逢阪山を過て渴を覺ゆ、護卒に乞ふて水を求む、水なし、護卒柿を與ふ、三成謝して曰く、柿は痰の毒なり、護卒笑つて曰く明日は刎ねらるべき卿に最早養生甲斐もなかるべしと、三成容を正して曰く、武士は身を終るまで其身を大事にすべきものなりと、三成痰を患ふ其戮せらるゝまで加餐愛惜して止ます、自愛の念深く、士道の用意厚し、大丈夫の心事正に斯の如くならざるべからず。

佛國の偉人ラヾジエント、ヒロン侯、極刑を宣せられて刑場に引出され、刑吏の督促を受けたるとき、泰然として、刑吏よ、我に寸分時の猶豫を與へ、我をして此牡蠣を食ひ了らしめよと叫び、徐ろに一餐を終り、從容として死に就きたるは史家の等しく賞歎するところにして、之を三成に對比し、英雄の自愛、東西

△筆舌拳禍

筆を弄すれば筆禍事件起り、口を弄すれば二枚舌の問題となり、怒憤の極鐵拳を弄すれば遂に武勇傳中の人となる、世は誠に物騷にして又蒼蠅さきことの多くなりぬ、如かず獄政の常道に從ひサイレント、システムを學ばんか、左れど個は冗辯拙筆なる吾人の本能に適せざるところ、茲に於てか又々禿筆

情を異にするも同型の美あるを思ひ追懷殊に深し。

今や士氣全く沮喪して、人道日々に萎靡す、人三成を難するものありと雖もそは皮相の見なり、彼武士道を重し、仁愛に富み、機略雄圖眞に一代の英雄なり、彼れ聲望未だ全く備はらざりし、新進の身を以て、落日孤城の豐臣氏を提げ、旭日昇天の德川氏に當り、遙に直江兼繼と相策應して、家康の虛に乘ずるが如き其參劃は孫吳を凌ぎ、機略は良平を摩するものありと云ふべし、予は大和魂の裏へて武士道の銷磨せる現代に於ては史談の宣傳に依て士氣の振興を計るの最も劍切なるを覺ゆ。

△臭氣紛々

臭い物に蓋をせよとは誠に千古の格言にして、いろは歌留多の千秋に對する叫なり、天下何れの世と雖臭ひものなき能はず、唯或時代は人々相戒めて他人の非を語らずして惡を掩ひ善を揚は、切過相償の理法に準據せしむ、社會は共同なり、一蓮托生眞に然らざるを得ず、然るに或る時代は糞尿を都大路の眞中に撒き散らし、正義正道此の如くならざるべからずと宣傳す、予の見を以てすれば個は肥料會社の平和博に於ける出品にして、大に考慮せざるべからず、蓋吾人日常の生活に於て將又日常の家庭に於て疊を叩けば何時にても埃は出つべし、三百六十五日の內纔に煤掃の一日に努力を拂ひ爾餘の三百六十餘日を他の事業し貢獻して、疊をそつと其儘に爲し置くを以て世間の通義と爲すが如く思はる、此通義此流義今遂に其是非を斷じ難しと雖も、二六時中只徒に疊を叩きづめにして、塵中の人否、天下の人紅塵萬丈の內に往來せば其歸屬するところ果して如何、茲に於てか臭ひ物には或る場合に蓋をするの要あり、只夫れ銅臭に付ては斷然これを攻めざるべからず。

噫監獄教誨！

——米國二三監獄の實情(二)——

見十生譯

『どうです大層佳い眺めじやありませんか』と肩幅の廣い腕節の強よそうな眼球のくりくりした童顏に、貫祿の程も偲ばるる四十を越したばかりの典獄が話を切り出した。彼の獨力で一介押丁から此の州の大監獄の一つである是處の典獄に榮進したのである。今しも彼は是の古い監獄に私を案内し、鐵砲を肩にして見張り勤務に就いて居つた押丁時代から、彼此二十年の彼が半世の歷史を物語る外塀を指しながら、宛かも今回の就任を喜び、職責の益々重きを自覺するものの如き心持で、彼は斯く話しかけたのである。斯うした氣分はつい近頃のことで、又彼には始めてのことであつた。

◇吾々は監獄に 面した庇間に座を占めた。廣い河が人家の岸を洗つて緩かに流れ、彼方には一脈の小丘が青々として連なつて居る。如何にも衝動的な夏の朝だ。日は高く樹頭を離れてゐるか、綠蔭の露未だに乾きもやらずキラ〳〵と輝いて居る。小鳥は節面白く樹々に轉啼し、萬象悉く「生の悅び」に充ち滿ちて、實に愉快なる零圍氣である。

◇前面は監獄だ 長い灰色の外塀には、處々に藤蔓が匐ひ絡まり、周圍には萬花咲き亂れ、綠草の色もクッキリと目立つて、如何にも心地がよい。

朝陽は黎明の薄靄を破つて構內の高塔を斜に射り萬物皆活働に目醒めて藹々として居る。

吾々は安樂椅子に倚り、煙草を燻らしながら、監獄を望みつゝ獄事に關する重要問題を語り合つた。

典獄は極めて親切な思ひ付きの良い好人物であるが、殆ど眼に一丁字なき無學者で、經驗の如きも只監獄內の經驗に止まり、技能と云ふても其は只監獄と云ふ、環境から得たに過ぎないものである。然し各種の人とも接觸し、それに性來精力家であるのと悧發であつて又殊に珍らしい程所謂獄吏氣質のないと云ふ點が背景を爲して、彼は非凡な常識も具へ亦勢力をも得たのである。それで御自分も『私は最も立派な監獄官吏の手で仕込まれたし、亦自分も確に忠實に訓練を體驗し來つたつもりである』と言つて居る。

典獄の遇囚方針は『囚人處遇の要は、不斷嚴格に彼等を訓練するにある、卽ち彼等に對しては正義を以て臨め、若し獄則違反あらば卽刻峻嚴なる懲罰を科すべし』と云ふのである而も之は彼が人生哲學の全幅なんだ。嚴格。正義。公平なる處遇。然し若し犯則者あらば、例外を認むることもなく、彼之と下らぬ事を顧慮したり、又停止したりすることも不要だ、只夜を日に次いで必然的に科罰すべしと云ふのである。彼は自分の經歷談や、これまで取扱つた囚人の事や在監人の性質等に就て、好んで話した。囚人達が彼を『規律面』な人と思つて居ることを自ら誇りとして居る樣子が言外に窺れた。

色々な話や冒險談などをやつて居る中に、太陽は中天高く移つて來た。

彼は數年前紐育見物に行つたことがある。そして當時の驚異が、今尙彼の頭に殘つて居るらしい。幾度となく、地下道に迷ひ込んだり、ブロードウエーの往來に群衆をポンヤリ眺めたり、人々が狂者の樣になつて。

◇髮の毛も逆リ 合はんばかりに罵り騷ぐ、取引所の雜沓に面喰つたり、其他頭から抵し付けらるる樣な、高樓や、エレベーターの軋轢等、彼の記憶に存するものが色々とあるが、就中最も仰天したのは、下町に住む人の群れであつた。『女房や子供に話して聞かせたつて、半分も話せませんよ。夫から彼

等は俺の言ふことを信用しないんですからね。あんな處に居る連中は、縱令山の手方面に、自由な晴れ晴れした暮しをすることが出來ても、好んで下町の方に

◇豚の如な生計 をして居るんだと思ひませんか。人間と云ふ奴は妙なもんですからネ。と言つた然し自分は何も答へなかつた。

其日は日曜であつた。丁度教誨の時刻が來たので典獄は吾々夫婦を教誨堂に案内する樣に、副典獄に命じた。副典獄と云ふのは、脊の低い少し許り胡麻鹽頭の肥つた人で、然し物靜かな何事も簡語で應答する、口數の尠い注意深い男である。門が開かれた吾々は典獄の後に隨つて、監内に這入つた。是の監獄はオーバン監獄型の建築で、是種の監獄としては恐らく他に比類ない程の立派な新築である。萬端新規で構内は勿論監房事務所も整然として、金具から大理石の床まで輝つて居る。慶一本見付けやうたつて見付からない位だ。何かの話の序に『囚人に命じて斯く奇麗に掃除さして居るんです』と副典獄が話した。監内は恐ろしく森閑として、聞ゆるものとては只吾々の步調の反響ばかり、見るものとては時々隅々に見張つて居る青地に黄色の釦の制服を着けた。

◇看守が棍棒を 手にしながら、自分達の通りすがりに會釋する位なものである。

教誨堂は座席の千四五百もあらうかと思はるゝ半圓形の室で、私共が入つたときは誰も居らなかつた。一番後列に座を占めた。副典獄は吾々の背後に立つて居つた。鐵格子付きの汚ない窓や、灰色の重苦るしい壁の色、其他彼此と單調な調子が教誨堂の氣分を陰鬱にして居る。暫時沈默の後、待つ間程なく副典獄が戸を開けて、一寸頷いたかと思つと、銅鑼が鳴り響き構内一時に騷然として、諸方から繰り出して來る千餘の囚人の亂れた足音が聞え出した。帽子も被らず、雨腕を析り、肩を萎めて

◇灰色の獄衣を 纏ふた一隊が、顏こそ前に向して、配置に付き、合圖で其の手を兩腿に垂れた。是の間には頭を左右にする者もなければ、交談は。

◇勿論私語する 者もないし、言語を以てする命令一つある譯でなく、萬事沈默の裡に行はれ、千餘の囚人が教誨堂に入つたのである。只重苦るしい灰色の獄衣を纏ふた囚人が動き、大理石の床に響く足音と、鐵鎖の音響が起つたばかりであつた。四五分經て私共の肯後に居つた司會者が合圖をした。と見ると、側面の戸が開かれて、黒裝の人が案内に伴れて教壇の上にやつて來た。小柄な禿頭の男で、度の強い眼鏡をかけた赭顏な猿面の人だ。

◇教壇に靜々と 步を移しポケットに手を入れ、中から折目も古い黄色な紙片を取り出して開いた。それから教壇の前方になる演壇の上に其の紙を置いて、此度は赤いハンカチーフを取り出し、先づ顏を拭き、次に眼鏡の曇を拂ひ、眼鏡の鼻當りを直し、二三度咳拂つて紙片を鼻の前に近く寄せ、繼て

讀み始めた。然し細い嗄れ聲なので、敎誨堂の一半にさへ聞きとれなかつた。

不人情な度量の狹い男だと思はるゝことを外にしては、是の精神的先覺者が如何なる交渉會通を、彼等屈從沈默の囚人達に對して有つたかと云ふことを、述ぶることが出來ない。然し自分は、何等の偏見邪推もなく卒直に云ふ。私は眞實の事を話さねばならぬ。

所詮彼は一介の低能者だ。長い文章になると、まごついて半分も讀んだかと思ふと、又始めから讀み直し、何等の印象も感動も與へなければ、更に快通味もなく、實に無味乾燥な蠟を嚙むが如しである。自分が自分に讀み聞かせ、自分の曝つた言葉を自分の喉にしまい込む鹽梅だから、囚人に聞え樣もなし亦理る筈もありやしない。單簡な祈禱などもあつて式は彼此十五分位で濟んだ。

◇敎壇の先覺者　は例の黃色の紙を疊んで、側の戶口から吸ひ込まるゝ樣に去つた。戶が閉められると、司會者が床を叩いて合圖をし、最後の列の囚人から起立せしめ、二列目三列目と漸次最終まで一齊一動、皆鞭の合圖で動作せしめた。囚人は腕を折つて顏を半ば下向きにして歩み始めた。是の時

◇良く囚人を見る　ことが出來た。大抵は老年で、靑も高く肩幅の廣い立派な體格で、山の手あたりに住む連中の中には餘り見當らない體格の者である。多くは農家の子弟であるか、都會に憧れ來つて、遂に淪落の渦中に卷き込まれ、入監の身となつたのである。皆顏色は灰色で、眼はどんよりとして凹み、意氣悄沈して居る。自分共が敎誨堂の最後の席に居ると云ふことに氣が付いて、一寸喫驚した樣であつた。來觀者は大抵階上に列席するからである。然し私共の背後に小柄なやかましやが、默つて控へて居るのに氣付くや否やおち〳〵早速床の上に視線を向けた。監房に戻り行く囚人の足音が、遙かに聞こゆる。敎誨堂には、恐ろしき沈默が襲ふて來た。恐怖と壓迫と、歪曲の交つた沈默だ、尙その上無限の幽愁味も加はつて居る。妻を顧みた。妻の眼には止め度もなき涙が流れて居る。囚人が殘らず出拂つたとき、司會者が他の一方の戶口に現はれて會釋した。私共の背後に居つた看守が『さあ參りませう』と促すのである。『囚人は敎誨に出席せねばならんのですか』斯く其の看守に尋ねて見た。『勿論です。』

◇祈禱は彼等の　祈禱は彼等の爲めに至極結構です』と、看守が答へた。吾が心は是の敎誨に依つて亂れた。私は未だ嘗て如斯く人情味のない、屈辱的な敎誨に列したことはないのである。

凡そ日曜敎誨と云ふものは如斯きものであつて然るべきだらうか？。否否。斷じて然らずである。私は他所の監獄でもつと親みのある笑聲も洩れる、喝采も交ると云ふ敎誨を聞きもし、又單簡な祈禱の外に、色々の事を取り交せて行ひ且つもつと雄辯な、人らしい音聲の敎誨に列したこともある。只今の光景は遺憾なく監獄の內面的精神界の行き詰りを表はし、一面には何かと云へば、規則詰な形式的な馬鹿に、沈默と云ふことに主を置く現今監獄の所謂紀律訓練なるものの代表とも見るべきである。

概して言ふならば、亞米利加の監獄界には、激瀾たる精神的生命の流れはないのだ。希望もなければ靈感もない。奬勵もなければ赤『善』と云ふものに對する精神的緊張も見られない。只冷酷と、膠着と、頑迷果ては死あるのみである。右は實に一般的に言ひ得らるゝことで、亦眞實である。何人と雖も如上の數語を以て、亞米利加監獄界を品隲することが出來るのである。現に斯く言ふ自分は、約七十に餘る如斯獄を是の夏季に於て視察したのである。

一時間に八十人を殺す

◇惡の毒素

最近米國に於ける實驗心理學の大家エルマーゲーツ博士は人間の感情を化學的に試驗して其結果を發表したが其方法は人間の呼吸を試驗管に入れそれに一種の化學液を投じて管端の沈澱物を調ぶるのであるがそれによる怒の感情の時は赤色を呈し、悲しみの時は灰白色、悔恨のは石竹色等各々異なつて居るが驚くべきは憎惡の時分に沈澱した毒素は人間の活方を消耗する事甚だしく若し假に強烈な憎惡が一時間續くものとせば優に八十人の生命を殺す力を充分に持つて居るといふことである

教誨と戒護

―一放免囚の所感に現はれたる―

瓊泉生

左の一片は放免囚某が來訪の際、予に語つた所感である。囚人の言、固より取るに足らぬと云つて仕舞へばそれまでであるが、吾人は常に如何にしたらば教誨の効果が擧るか、如何したらば行刑の實を擧げ得るか、如何にしたらば德性を植えつけ得るかについては、御同樣日夜に苦心してゐるのであるからナニ囚人の云ふことかと捨てゝ仕舞ひたくない。彼れ等の語る片言隻語の間にも、或は囚人の心理の如何なるものであるかを知ることが出來、或は意外の眞理の含まれてゐるのを知ることもある。故に何か爲めにせんと云ふ言葉でも、輕々に看過せずして、その誤れるは匡し、その採るべきは採り、又それによつてその個性の固だと認めたものには訓戒すると云ふ風に、何れも機に應じてその云ふ處を傾聽すべきではあるまいか。この意味に於て予は左の一片を提供し、諸君の參考に資する所以である。標題は予の勝手に附したものである。

▲先生、いくら、あなた方が心血を注いで教誨をなさつても駄目だと思ひます。

■なぜか。

▲なぜつて、先生が教誨堂で折角聲をからして、善い教誨を說いて下さつても、教誨堂を出ると直ぐ打壞しですからネ。

■それだから、私は平生、どんなつまらぬ話でも、聞く氣が無ければ、耳に入らぬと云つてゐるのだよ。

▲いや、そんな事ぢや無いのです、私がこんな事を云ひますと、先生は何だ生意氣なと云はれるかも知れませぬが、先生の方では非常に積極的な態度で、教化して指導しようとしてお出でになるけれども、役人の方ではまだそれ丈けに頭がありませぬから、毎々打ち壞されることがあるのです。例へば先生が作業の事をお話になるのでも、監獄の作業は他の營利會社の事業と違つて、利益本位で業を科するのでない、仕事は人間の生活に於ける最も大切な條件であるから、人生に於ては最も尊いものであるとの觀念を與へる爲めである。敢て苦役を科して囚人を苦しめる爲めでなく、働く習慣を付ける爲めであるとか、仕事をするのに材料を粗末にせぬ習慣を養ふ爲めであるとか、放免後就職上の便を得させる爲めであるとか、たとひ幾分なりとも生產を上げて監獄費を償い親兄弟に等しい國民の負擔を輕からしめる爲めであるとか、社會生活の實を擧げんとするには、先づ業務を勵まればならぬとの觀念を與へる爲めであるとか云ふ樣に、監獄作業の目的を十分に說明して、暴氣味の精神になりまして、勝手にしろ、どうにでもなれ、と云ふ樣な氣持ちになりまして、高尙な觀念を植えつけられても、それが成長せずに消えて仕舞いますよ。

□今では人格の觀念が段々强くなり、書籍などにも注意せればならぬと云ふ思想が深くなつて來たから、そう無關なことは無からふと思ふがネ。

△どうして先生などは始終見てゐませぬから、わからないでしようけれど、まだ〳〵駄目です。そりや中には、精神家とも云ふ樣な立派な人格の人もありますが、野郎呼ばりや馬鹿呼ばりが、まだ絶えないのです。

それに今の監獄は制度が悪いと云ふのか、役人の知識が足りないと云ふのか、隨分とんちん漢なことがあります。

■お前も隨分ひどい勝手なことを云ふぢやないか、そんなことを云ふから、生意氣だとか何とか叱られたりするのだ。お前の缺點はその口の過ぎると云ふ處にある、どうしてもその缺點を反省して改める必要があるネ。

懺悔奉仕の精神に基いてすれば、自然に勉强が出來る樣になるとお話し下さると、お話を聞いてゐる中は成る程と思ひ、作業に對する趣味を感ずる樣になりますが、教誨堂を出て工場へ參りますと、教誨とは全く沒交涉で、誰々は此頃成績が悪いぞ、誰それより先きに初めて居るに係はらず敢けて來たぞ、そんなことで如何する、もうちと勉强してしつかりせぬといかぬぞ、なんでも人は他のものに敗けない積りでやらぬといけないぞ、全體人のやることが出來ぬ樣な意氣地のないことがあるかと云ふ樣な有樣で、頭ごなしにやつつけられるものですから、何んだか厭やな氣になつて、折角聞いた教誨も何處かへ飛んで仕舞ふのです。

■而してそれは止むを得ないことではないか、既に刑を受け懲役に處せられてゐる以上は、どんな仕事だつてやる丈けの課程は上げなければならぬのだからネ。

▲そりや課程位は上げますよ、上げようと思へば上げられる樣に出來てゐるのですから。

けれども先生方の態度は、常に囚人を理解し又理解させて、十分、なつとくの出來る迄話して聞かせて指導すると云ふ、敎化的とでも云ひますか、非常に積極的精神的な處がありますけれども、工場の方へ行くとそうでなく何ぞと云へば法律だ命令だと云つて、頭から押へつけ主義で、どんな無理なことでも、反抗すりや憎まれたり懲罰になつたり損ですから、仕方なしに默つて從つてゐる樣なもののどうしたつて心から悅服すると云ふことがありませぬ。從つて自然に役人の目色顏色を伺ふ樣になり、ずるい惡見にもなるのです。囚人仲間には要領よくやると云ふ言葉がありますが、全く要領のよいのが勝ちなんですから。

又言葉でもそうです、頭ごなしに、この野郎とか、馬鹿とか、汚い言葉でこきおろされると、いくら囚人でも人間ですから、いゝ氣持ちはしませぬよ、それ許りでなく、いつも意地汚い言葉を聞いてゐますと、いゝ氣持ちがせぬ位で濟めばよいけれど、自然に、どうせ已等は人間仲間ぢやないと云つた樣な、自暴自棄の氣味になりまして、勝手にしろ、どうにでもなれ、と云ふ樣な氣持ちになりまして、高尙な觀念を植えつけられても、それが成長せずに消えて仕舞いますよ。

□今では人格の觀念が段々强くなり、書籍などにも注意せればならぬと云ふ思想が深くなつて來たから、そう無關なことは無からふと思ふがネ。

△どうして先生などは始終見てゐませぬから、わからないでしようけれど、まだ〳〵駄目です。そりや中には、精神家とも云ふ樣な立派な人格の人もありますが、野郎呼ばりや馬鹿呼ばりが、まだ絶えないのです。

それに今の監獄は制度が悪いと云ふのか、役人の知識が足りないと云ふのか、隨分とんちん漢なことがあります。

■お前も隨分ひどい勝手なことを云ふぢやないか、そんなことを云ふから、生意氣だとか何とか叱られたりするのだ。お前の缺點はその口の過ぎると云ふ處にある、どうしてもその缺點を反省して改める必要があるネ。

一就色國の所感に現はれた教諭と戒諭

▲でも先生全くですよ。先生の方では協働互助の観念が高調したり、奉仕的精神を鼓吹したり、勤恩報徳の教へを説いたりなさるけれども、そんなことは教諭堂の中で聞く丈けのことです。監督者が作業の督勵をするには、課程を上げろ〳〵と頻りに課程を貢めるのです。そして課程が上ると課程外を上げろ、そうすると賞與金がよくなるとか、榮轉がよくなるとか、色々恩典を示して利益を目先きにぶら下げて督勵するから、どうしたつて競爭心を煽る様なやり方ですよ。

競爭して業務を勵むのは善い事ぢやないかそれ位にしても作業に競爭する心を起さぬ様ぢやないかゑ。

▲そりや競爭して勉強するのは善いことですけれども、それが全部ぢや無いでしよう。皇室や國家や、一般の社會や、その外、親兄弟や、ほとけの御恩を味つて、感激に充ちた純な精神で、報恩感謝の精神が現はれてする仕事が、奉仕的と云ふのでしよう。何事をするにも奉仕的觀念が基となつて居れば、仕事に興味が出來、勉強しようと思はぬでも自然に勉強が出來る様になり、課程を上げようと思はぬでも自然に課程が上る様になり、仕事と自己とが二つでなく一體になる。そうなると自然に仕事が面白くなり、勉強も出來、課程どころかそれ以上を上げることも出來る様になりませう。

それを然うでなく只恩典や利益の方面から督勵せられると、どうしたつて競爭心を養ふことのみになりますよ。競爭ばかりに傾くと奉仕的精神がなくなつて、精神が卑しくなります。これは督勵する規定が悪いか、そうでなければ督勵する人の仕方が悪いので、まだ教諭の趣旨がわからぬ爲めだと思ひますゑ。

あんな風ぢや、只でさへ我利々々の人間の集りですから、一層利己主義的の精神を強くしまして、却つて卑劣な狡猾な人間を作る様になるかと思ひます。

それはお前が自分でそう考へる丈けの事だと思ふ。今はお前に云ふ必要がないから云はぬが、決してお前の云ふ様な理窟のものぢやない。事實就いて見ると立派に反省して放免になつてゐるものが、隨分澤山あるぢやないか。それだから私は、お前の云ふ所を、カンそうかと、そのまま信ずることは出來ぬ、恐らくはお前が何か誤解してゐるのぢやないかと思ふ。

よし又假りにそれを事實としても、それは役人が悪いのでなく、結局私等が悪いのだ、つまり私等の教諭が下手な爲め、十分に徹底せぬからのことで、私は裏心慚愧に堪えない。

▲いつかも先生でしたか誰でしたか、教諭堂で如來様の御恩のことをお話される時、親が接見に來たことに就いて、親の恩の話がありましたが、その時涙をこぼした囚人に向つて後で戒護者がなんだ教諭聞いて泣く奴があるものかと云つてゐましたが、私は何だか一種の反抗氣分が起つて、餘程何か云つてやらふかと思ひましたが、自分のことでないからと思つて止めました。どうも戒護者に教諭の觀念のないのはいけませぬゑ。

或はそう云ふことがあるかも知れぬが、それを以て直に戒護者が悪いとは云へない。親のことを思はさせるのをまり、ひどく悲觀して意氣を衰へさせるのはよくないからゑ。お前の話は、特にそう云ふ風に云つて、元氣をつけなければならなかつた囚人であつたかも知れない。

Aそう仰しやれば或は私の誤解であつたかも知れませぬが、それにしても頭の幼稚な戒護者にかいつてはみじめですよ。全くやり切れませぬからゑ、その證據には頭の働く囚人を訓戒するにも、始終教諭堂でなんと云はれたと云ふ風に、教諭を利用してゐる人もありますが、そう云ふ人は大抵しつかりした人で、囚人からも相當に敬意を拂はれる樣ですよ。

ソプラノ(Soprano) 聲類で四部(ソプラノ、アルト、テノール、ベース)合唱する場合に、その内で最高音を出す部類を云ふ。ソプラノの名手と云へば、高い音聲で眩ふ人を指すのである。昨年音樂學校を出た鶯鑑子孃の如きはその花形として持囃されてゐる。

□

オーケストラ(Orchestra) ピアノ、ヴアイオリン、セロ、クラリオネット、ラッパ、ドラム、トランペット、其他色々な管絃を用ひて演奏する音樂を云ふのである。

□

ホームシツク(Home-sick) 故郷に空しく起居する者が、周圍の他情さにつけて、故郷の暖かい家庭を想ひ續け終には病むと云ふ心狀を云ふのである。

□

サイノロジー 鳴天下主義者を云ふ、即ち妻野呂士と譯す、一夫の漫畫によくお顏を列れるハイカラ紳士、何時も妻君のけんつくを喰つて仰せ賢しと三拜九拜する連中である、借問す、貴下は果してサイノロジーストの稱號を受くべき資格を有するや。

□

ホワイトハウス(White-House) 北米合衆國の大統領官邸を云ふ白墨館と云ふのと同じことであつて建築が全部白の大理石から出來てゐるから其の名が出たのである。

□

ロマンテツク(Rountic) 小說的物語的と云ふ意、「オイ馬鹿にロマンチツクな話ぢやない……」と云ふ言葉の裏面には大ていの場合情緒纏綿たる青年男女の戀愛問題が伏在してゐると思つて誤りはない。

□

セシテメンタル(Sentimental) 感傷的な精神狀態を云ふ、十五夜の月を見て、「去年之今夜」と云つたり、「來年の今月今夜」と述懷した人達の心理狀態を指してセンチメンタルと云ふ。



博言博士

□

プロレタリア(Proleta) 佛語で無産者のことを云ふ、現代勞働問題に常に運用される語であつてプロレタリア階級と云へば一般に所有すべき何物もない勞働者を指す。

プールジヨワ(Bourgeois) プロレタリアに對して資本家とか中產階級のことを云ふ。

□

コスモポリタン(Cosmopolitan) 一所不住の人とか世界同胞主義者と譯する、軍國主義とか國家主義者などに對する用語として用ひられる、米國にはコスモポリタンと云ふ雜誌がある。

ピユーリタン(Puritan) 元來では世の中の汚れに染まぬ清敎徒と云ふ意味であるが今日では、嚴格一方の人をピユーリタンと呼ぶ樣になつた。

□

ニコポン主義 ニコ〳〵して肩をポンと打つまり私等の教諭が下手な爲め、十分に徹底せぬからのことで、私は裏心慚愧に堪えない。

▲いつかも先生でしたか誰でしたか、教諭堂で如來様の御恩のことをお話される時、親が接見に來たことに就いて、親の恩の話がありましたが、その時涙をこぼした囚人に向つて後で戒護者がなんだ教諭聞いて泣く奴があるものかと云つてゐましたが、私は何だか一種の反抗氣分が起つて、餘程何か云つてやらふかと思ひましたが、自分のことでないからと思つて止めました。どうも戒護者に教諭の觀念のないのはいけませぬゑ。

或はそう云ふことがあるかも知れぬが、それを以て直に戒護者が悪いとは云へない。親のことを思はさせるのをまり、ひどく悲觀して意氣を衰へさせるのはよくないからゑ。お前の話は、特にそう云ふ風に云つて、元氣をつけなければならなかつた囚人であつたかも知れない。

Aそう仰しやれば或は私の誤解であつたかも知れませぬが、それにしても頭の幼稚な戒護者にかいつてはみじめですよ。全くやり切れませぬからゑ、その證據には頭の働く囚人を訓戒するにも、始終教諭堂でなんと云はれたと云ふ風に、教諭を利用してゐる人もありますが、そう云ふ人は大抵しつかりした人で、囚人からも相當に敬意を拂はれる樣ですよ。

一就色國の所感に現はれた教諭と戒諭

▲でも先生全くですよ。先生の方では協働互助の観念が高調したり、奉仕的精神を鼓吹したり、勤恩報徳の教へを説いたりなさるけれども、そんなことは教諭堂の中で聞く丈けのことです。監督者が作業の督勵をするには、課程を上げろ〳〵と頻りに課程を貢めるのです。そして課程が上ると課程外を上げろ、そうすると賞與金がよくなるとか、榮轉がよくなるとか、色々恩典を示して利益を目先きにぶら下げて督勵するから、どうしたつて競爭心を煽る様なやり方ですよ。

競爭して業務を勵むのは善い事ぢやないかそれ位にしても作業に競爭する心を起さぬ様ぢやないかゑ。

▲そりや競爭して勉強するのは善いことですけれども、それが全部ぢや無いでしよう。皇室や國家や、一般の社會や、その外、親兄弟や、ほとけの御恩を味つて、感激に充ちた純な精神で、報恩感謝の精神が現はれてする仕事が、奉仕的と云ふのでしよう。何事をするにも奉仕的觀念が基となつて居れば、仕事に興味が出來、勉強しようと思はぬでも自然に勉強が出來る様になり、課程を上げようと思はぬでも自然に課程が上る様になり、仕事と自己とが二つでなく一體になる。そうなると自然に仕事が面白くなり、勉強も出來、課程どころかそれ以上を上げることも出來る様になりませう。

それを然うでなく只恩典や利益の方面から督勵せられると、どうしたつて競爭心を養ふことのみになりますよ。競爭ばかりに傾くと奉仕的精神がなくなつて、精神が卑しくなります。これは督勵する規定が悪いか、そうでなければ督勵する人の仕方が悪いので、まだ教諭の趣旨がわからぬ爲めだと思ひますゑ。

あんな風ぢや、只でさへ我利々々の人間の集りですから、一層利己主義的の精神を強くしまして、却つて卑劣な狡猾な人間を作る様になるかと思ひます。

それはお前が自分でそう考へる丈けの事だと思ふ。今はお前に云ふ必要がないから云はぬが、決してお前の云ふ様な理窟のものぢやない。事實就いて見ると立派に反省して放免になつてゐるものが、隨分澤山あるぢやないか。それだから私は、お前の云ふ所を、カンそうかと、そのまま信ずることは出來ぬ、恐らくはお前が何か誤解してゐるのぢやないかと思ふ。

よし又假りにそれを事實としても、それは役人が悪いのでなく、結局私等が悪いのだ、

最近獨逸

監獄に關する二改革

ハンブルヒ監獄社會部長
牧師哲學博士 ザイフアルト
判事 垂水克己譯

はしがき

獨逸刑事法新聞一九二一年七、八號所載 Strafreerliche Reformvorschlage. Von Dr phil Seyfarth. の譯である。飾氣のない又短かい論文であるけれども極めて穩健眞摯な而も自由な革新の提唱である。獨逸の一司獄官が如何に考へてゐるかと云ふ事は吾人の少からぬ興味であると共に、論者の說が實行し得べきこと、實行に因つてより幸福なる社會が出現するであらうことは實に此論文を貰からしめ吾人の興味を一層深からしめる。提案の一部が既に我國に於て行はれてゐるにも拘はらず茲に譯出した所以である。

其一 全獨逸監獄新聞創刊の必要

囚人の中には其受刑中にも尙ほ世の政治的、文化的及び經濟的の生活に於ける出來事に觸れてゐたいと云ふ熱烈なる慾求を持つてゐる者が澤山ある、此慾求に應することは刑罰執行官廳の義務である。永の年月外界の出來事を知悉し得ず若くはほんの不完全にほか知り得ない囚人は殊に世態の推移の甚だ速かなる現代に於ては放免の後再び生存の爲めの戰鬪に入らうとするときに、殆んど生活に對し茫然自失せざるを得ない。此事を認めて二、三の共和國では在監者に對し日刊新聞を讀むことを無條件に許してゐるところもあるが、歲月を經ると共に種々の不都合が起つた爲めに斯樣な試みは最早や今日では失敗に歸したものと觀るべきものである。是は敢て驚ろくには足らないので、蓋し今日の如く政治的に激動せる不安なる時代に於て國家秩序の大顚覆を直截に促進する新聞紙を若し監獄に廣めることにするならばそれは敎育と云ふ事に無智な又た國家の利益に背反する策であるからである。之に依つて由々敷き無紀律と反抗とが蔓延せざるを得ないのである。

然し乍ら前示の點を除いても監獄に於て日刊新聞を自由に交付することは深く熟慮せねばならぬ。囚人の多數は尙ほ犯罪傾向を持つてゐるから囚人をして行はれたる各種の犯罪に關する報知に接せしめることは刑罰の目的に合致しない。斯んな事をすれば刑期中に退治すべき筈の犯罪傾向を却つて助長することになつて終う。而も日刊新聞には斯樣な種類の報知が無い譯にはゆかぬ。然らば既に此一事だけでも——ほんの僅少な例外を除き——日刊新聞は監獄經營より之を遠ざけるべきものである。

日刊新聞に代つて到る處に行はるべきものは外界の出來事を知らんとする囚徒の需要は應じ而も上叙の危險を避ける所の監獄新聞である。此種の監獄新聞は毎週一回發行し、政治的及び社會的の出來事に關する各方面の當事者の聲明言說を客觀的に揭載することゝしたい。其他監獄新聞には囚徒にとつて其特別なる地位よりして有益であり又た其後日の發展のために價値ある事項は一切之を揭載する。右揭載事項としては私は先づ第一に勞働市場、出稼ぎ、殖民制度、社會的立法、免囚、等の保護所、其他に關する詳細の報知を數へる。刑の執行停止、恩赦期間の算入、其他の如き刑法上の處分に關する報告も亦同樣である。更に當局側からの善い話題の種や又文學論及び良書案內などに依つて囚徒の一般的精神敎養が良くなるやうにしたい。

たゞ此際希望する所は獨逸內の各國に各特別の新聞紙を創立するのではなく——是れならばそちこちに既に計畫せられてゐるが——獨逸國司法行政廳より速かに『全獨逸監獄新聞』を發刊しすべての獨逸の監獄に廣められんことである。斯かる企圖は高級なる社會敎育的の意義あることであり、又以て獨逸監

獄制度の統一に寄與することゝ思ふ。何よりも先づ之に依つて囚人は其孤獨に在るときに外界の躍動せる生きた生活と連絡を保つて居ることが出來そして多くの囚人が放免後に陷りし運命であつた所の世事に疎いことを免れることが出來るであらう。

（譯者曰、博士の此提議に對し獨逸刑事法新聞編輯部は立處に贊成の意を表し場合に依りては此事業を引受くる積りなりと言明し、廣く典獄諸氏、讀者等の意と資料とを徵せり。）

其二　監獄に於ける新教育制度

教育制度は刑の執行の組成部分であつて是は第一に改革する必要がある。監獄に於て就學の義務ある者はたゞ少年囚にして正規の初等教育に依り其學校的知識を確立すべかりしもの若くは尙引續き教養すべかりしものだけである。其以外の囚人はすべて教育に加入することは隨意になつてゐる。固より教育は一面に於て學校的知識を新たにし又た之を廣めやうと云ふ目的を持つてゐるには相違ないが其主たる目的は囚人を精神的に清新ならしめることゝ外界の事情に疎からざらしめて其自由なる世界に歸つて行つた後には社會的生活を爲し得べきやうに稗益することに存するのである。卽ちに育は社會教育上の目的に向つて進まねばならないのである。然るに從來監獄に於て行はれ來つた教育法は此目的の爲めには不適當であるので、教育法の新組織は急務である。

成年囚は教育を受けることは隨意であるから自己が興味を持つ教材及び自分の將來に有益なる教材を自由に選擇して採用することが出來る譯である。國民實科高等學校の式に倣ひ半年位毎に次の數ケ月間に授業する各專門科の授業科目表を揭示する、而もそれには聯絡ある授業課程でも單獨の講義又は回講でもあることにする。

監獄に於ける教育に適當なる科目として自分が擧げたいのは、宗教及び聖書學、初等教育（書方、算術、讀方）、最近年代史、社會的立法、免囚保護制度勞働市場及び出稼制度、酒精問題、外國語教育、簿記及び速記術、文學及び美術工藝史、農業法、唱歌教育等其他專門家が見て以上の授業に類似すると思ふもの種々である。

監獄に於ける教材の取扱及び授業は少年監獄を除く外は獨り之を教師の手にのみ委ねて置くべきではない。教師以外の各種の司獄官中にも囚人のために重要なる就れかの科目を良く教へ且つ適切な（判り易い）形式で講義し得る人が少からず居るから、斯んな人は皆教育の方へ來て貰ふことゝする。否、更に一步を進めて監獄以外の適當なる人物を此事に關與せしめねばならない。之に依つて同時に監獄の事が、漸次國民の事となるやうに、從來の如くほんの一部少數者の間に限られてゐる樣なことの無い樣にすることが出來るであらう。例へば少年囚の爲めには彼の少年行動の主因たる無制限に起り來る力に付て講義がせられなければならない。同樣に特別問題例へば酒精問題は此方面の本職の人に取扱つて貰はねばならぬ。

女監の爲めの教育科目としては家事及び割烹の課程を設くべきである。刑を受けてゐる多くの若い少女や獨身の婦女は其刑期の間に熱心に家事の修習に出る樣にさせられそならば其刑期を終つても後に殘る賜物があるであらう。

若し監獄の教育制度が此基礎の上に立つて新らしく組織せられるならば其時こそは刑の執行に清新なる精神が現はれて來るであらう。監獄教師の裁量に依つてのみ囚人に教材を與へてゐた在來の教育法は跡を絕ちそうして夫れに代つて遙かに大いに各個人の希望に叶ひ又た囚人の精神的及び社會的の發達に叶ふ所の一制度が出現するであらう。（完）

司法省の名は明治四年七月以後のことで從つてその長官の稱呼も刑法事務總督、刑法事務局督、刑法官知事、刑部卿司法卿司法大臣と變つて來た。

司獄官の待遇を改善せよ

憲政會
代議士　太田信次郎

昨年の議會に國民黨の鈴川代議士によつて免囚差別待遇撤廢に關する建議案が提出されたことは當時輔成會報に詳報したところであつたが、本年は太田代議士が同問題とそれに附加して司獄官の待遇改善に關して大々的に社會の注意を喚起したことは我々の見透してはならない事柄である。よつてこゝに提案の本文とその趣旨說明を速記錄より轉載して諸君の一讀を煩す次第である。因に免囚保護施設に關する部分は省略して輔成會報に分載した。

免囚保護施設及司獄官待遇改善に關する建議

犯罪防止の重要なる機關は監獄と免囚保護事業に在り然るに國家は未だ充分なる注意を拂はざるの結果累犯防止の成績の如き殊に見るべきものなく現に在監囚人の約六割は再犯以上の者あるに至りては眞に痛歎の至りに堪へず故に先づ司獄官吏、監獄醫、敎誨師の待遇を改善し之が向上を圖り免囚保護事業の奬勵に努め又監督を嚴にして更に危險性を帶びたる出獄人には特殊なる機關を設け保護方法を講じ以て政府は速に犯罪に據る社會生活の不安を除去せられむことを望む。

右建議す

建議の趣旨

簡單に提出の趣旨を說明致したいと存じます、本問題は社會の表面に現れまぜぬ所の全く隱れたる問題であります、故に甚だ興味の無い問題でありまするが如くに見えますが、併ながら是は又社會問題と致しまして重大なる關係を持つて居ります問題でございますから、暫時御淸聽を願ひたいと思ひます、此本問題の提出を致しましたのは、要するに犯罪の防止と云ふ事を主にして居るのであります犯罪と申すものは御承知の通り國民の平和なる生活を脅威し攪亂を致しますものであります、洵に恐るべきものでありますが、併し此犯罪を防止致しまする方法と致しましては、先づ第一に社會道德の進步、次には法律の制裁、其次に裁判所、それから警察、其次に監獄、其次には免囚保護、先づ此六點が犯罪に對して最も關係を持つて居りますものであります、其中の一關係を持つて居りまするのは警察と監獄、免囚保護、此三點が最も直接

關聯を致して居ります、所で文化が進步致し科學の知識が發達致しますに從ひまして、犯罪は益々巧妙となり、犯罪の巧妙なるのみならず近世の犯罪は非常に慘酷を極めまして、全く其爲に社會生活の不安を感じつゝある次第であります、左樣に致しまして犯罪が減じたかと申しまするに、益々犯罪の數は增加致して居るのであります、此點に付きまして政府も亦一般の國民も餘り重きを置かない所の累犯の防止と云ふことが、最も犯罪防止に重大なる關係を持つて居ると思ふのであります累犯の防止に任じますものが、先程申上げました中の監獄と免囚保護事業であります、(監獄數、監獄經費、累犯率等の說明は略す)司獄官即ち典獄及看守に對する社會の待遇と云ふものは、現在では甚だ薄いやうに思ふのであります、左樣致しまして典獄の如きは先づ第一に部下を統率し、或は在監囚人を敎化善導し、又は監獄作業等に付ては經濟的の知識を有し、又勿論法律に通じ、該博なる常識と知識に通じて居りまする所の而も篤志家で、全く德望のある人でなければならぬ、斯の如く有爲なる人物を得まするに、普通の奏任官よりは寧ろ此監獄の典獄は一級下に置いてあるのであります、同じ一級俸を給ひましても判檢事及各廳の奏任官は一號の一級俸でありまする、典獄に於きましては是は二號の一級俸に置いてあるのであります、故に此差が兎に角一階級下に見て居ると云ふことは、只今の人達は假に此職に甘んじて居りましても、將來有爲なる典獄を得ると云ふことは甚だ私は難い事であると思ふ、之に又附隨して居る所の看守、是は直接敎化に任じまして、指導監督致しまする重大なる任務を持つて居る地位に在つて、之が亦待遇法は普通の巡査よりは非常に劣つて居るのであります、巡査の方は同じ事でありしても、社會に現れたる事に從事致して居ります、監獄の看守の方は全く社會に見られない所の暗黑の裡に仕事をするのであります、而も其任や重く、其任務は全く重大であります、所が普通の巡査の手當は部長に致しますと手當其他宿料等を加へまして八十二圓六十三錢に當ります、最低に於きましても七十四圓十三錢と相成りますか、最低の巡査に致しましても監獄の看守は五十四圓九十五錢に外當らない、只今どなたからか此處で御說がありましたが、巡査の經濟と云ふものは頗る困難であると云ふことでありましたが更に一層看守は經濟に困難を致して居ります故に地方の看守は主に家族が內職を致しまして、それに依つて此經濟の一部を補つて居ると云ふやうな始末であります、左樣致しまして一方囚人の方を見ますと、犯罪者の敎育知識が年々向上を致して參ります、最近に於きまして大正十年に至りましては高等敎育を受けましたる所の受刑者が百三十五人ありまする。中等敎育を受けましたる者が千四百三十九人あるのであります、斯く段々受刑者の敎育が進んで參りまするにも拘らず、之を敎養改善致しまして、之を指導する所の看守が一向知識が進まないと云ふことは、大に監獄制度の大に考慮しなければならぬと思ふ、然らば敎育知識の進んだ相當なる看守を雇入れると

致しまするには、現在の俸給及現在の待遇に於ては之を滿足することの出來ないと云ふことは明かであります、更に監獄醫であります監獄醫と此教誨師であります、是亦監獄に於きましては實際醫者は普に身體の保護の任に當るのみならば、是は洵に在監人の慰藉若くは在監人の將來の健康之に依つて保持することが出來ると云ふ次第であります、而して在監人の衛生に付ては最も其重き任務を持つて居ります、又教誨師は精神の修養に當り、慰安教諭を致しまして、尙ほ更に彼等の好伴侶となつて彼等を善導教化を致します、實に容易ならぬ任務を持つて居る、然るに此教誨師及監獄醫に對して、是亦待遇が甚だ其當を得ない、普通の警察の警察醫とは非常に程度が低くなつて居ります、警察醫より監獄醫の方が程度が低くなつて居ります、是は兎に角斯の如き精神的若くは醫術的問題になりますれば、最も俸給を惜まずして更に〳〵改善を致しまして相當なる人を入れると云ふことが必要と私は考へるのであります、而して普に此俸給のみならず之が待遇も今迄は判任官待遇と云ふことになつて居ります、之を更に本官に直す必要があると私は信じます、更に此監獄の作業に付きまして、現在の監獄は作業は全く其目的が私は異つて居りはせぬかと思ふ、監獄作業費は普に監獄の經費を償ふと云ふの目的に非ずして、出獄人に更に出獄後の生活に付て安定を得せしむべき方法として、之に授產若くは怠惰の惡癖を矯正し、勤勉の習慣を作ると云ふことが、此監獄作業の目的ではないかと思ふ、小人閑居して不善を爲す所謂怠惰者は知らず識らずの裡に犯罪を犯すことに相成ります、是等に授くる所の仕事は殆ど內職的の仕事でのりまして、到底之を以て社會へ出て彼等が生活をして、一家族を率ゆると云ふことを覺ゆると云ふことは難いのであります、而して更に之を改善致しますには、相當な費用と相當な資金を監獄に提供して、さうして我國の工業が更に手工から致しまして機械的工業に移つて居るのでありますから、それに順應すべき作業を彼等に授くると云ふことが必要であると思ふ〳〵次に氏は免囚保護施設改善に付きて述べられんがこゝには略す〵以上述べました次第でありますから、司獄官、監獄醫、教誨師の待遇改善、免囚保護事業の改善を奬勵し危險性の犯罪者即ち出獄人の取締法を設けて之等の事を速に政府に於て考慮せられ然して其等を提出し之が取締をせられん事を希望致しまして此の法案を提出致しました次第であります。

因に同案は左の委員に附托審議中

委員長　高見之通
委員　大道寺慶男
同　高柳淳之助
同　大島貫太郎
同　久木田叶
同　太田信次郎
同　森山儀文治
同　上島益三郎
同　森達三



費府に於ける刑事調査機關の設置

綱紀肅正—司法權の確立—は今や我國の議會に於ても問題になつてゐるが、お隣りの米國にでも各地にそれに類似した正義の行使に對して論議されてゐるのは妙な現象である。

それは外でもないフヰラデルフヰヤの司法官たちが、

吾人は國內に於ける刑事法の施行上弛緩停滯の實情なきや之れを調査せざる可からず、其結果何等非難すべき餘地を見出さゝる時は一般に司法權の權威を事實に示すことゝなるべく、若し其間缺陷あるところあれば速かに肅正せんことを期すと云つたやうな決議をしたことに反對して國內に輿論が沸騰した爲法律協會の指名により七名の代表的法律家が調査委員を命ぜられたさうである。

でその委員の顏振を見ると、同協會の牛耳をとつてゐる前判事のセオドール、ゼンキンス氏、ペンシルベニアの前檢事總長のハンブトン●エル●カーゾン氏同フランシス●シュンク●ブラウン氏、退職檢事にして現代議士のジョージ●エス●グラハム氏、それから近頃上院議員になつたジョージ●ホアートン●ピーバ

ー氏、そして今二人は今や敏腕の聞え高き辯護士ジョン●ハンブトン●バアンズ氏（フイラデルフイヤ商業會議所法律顧問をしてゐる）とジエームス●コリンス●ジョーンズ氏とである。

而してこの問題に關してフインレター判事は司法官の立場から希望を述べて云はくこの調査はフイラデルフイヤの不良行爲剔抉施設の全般卽ち警察、裁判所、監獄その他の諸制度の上にも及ばされねばならぬ。そして次の諸問題に對して滿足な解答が與へられたならば結構であると云つてゐる。

一、實際上「犯罪の波」などゝ云ふものがあるのか
一、犯罪は漸次增加せるものか、或は單に一時的に激增したものか
一、戰爭が犯罪を多かしめたるか、或は輕微なるコソ泥をして窃盜犯たらしめたるか
一、禁酒令施行以來酩酊による犯罪を減少せしか
一、審理上刑事裁判と民事裁判とは全然判事を區別すべきか、刑事ならば刑事專門の判事にのみ審理せしむべきや
一、民刑分劃の法廷制度が果して判事をして或は苛酷的或は感情的ならしめるか何うか

又この問題に對して「パブリック　レッヂヤー」及「ノース　アメリカン」の兩紙共に社說に於てこの調査は決してお役目的の事項にあらざるが故に熟練せる專門家によつて行はれざる可からずと熱望し、事務家協會並に博愛會を含む公民團は熱心に之に贊助し充分なる資金の提供を委員に申出でたと云ふことである。（K生）

鐵道省は免囚保護事業代表者よりの請願により斯業に對して左の通特殊待遇を與へる旨公報せり。

一、當省ニ於テ指定スル免囚保護會ノ保護ヲ受ケル者歸住又ハ就職ノ爲旅行ノ場合ハ割引證引換ニ三等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス

二、前項ノ場合ニ於テ被保護者カ逃走ノ虞アル爲當省ニテ特ニ附添人ヲ要スト認ムルトキハ被保護者一人ニ付附添人一人ヲ限リ被保護者ト同一ノ割引ヲナス

○謹　告

ホフアツケル博士の千九百十九年獨逸刑法草案の批判は正木檢事によつて連載され本號を以て終結しました、實はその草案の本文も參考のため揭載したかつたのですが、紙面の都合上見合せました。然し丁度「法學志林」の三月號にその草案正又が出てゐますから御入用の方は見られるとよろしい。（三月號では未結）又その中感化及保安の制度に就ては朝鮮司法協會雜誌第一卷第二號に出てゐます。

——編輯者——

本會に於ける寄附行爲が改正せらるゝと同時に、會員の救濟、慰籍、表彰に付て最善を策し以て會員の向上を圖り、其福祉を增進する爲め、種々の參劃施設を講ずることゝなり、外に對しては一般社會有識の士の援助を得て本會の基礎の鞏固を計り、內には此趣旨に於て會員諸君の同情と援助とを得て時代に順應する設備の達成を企劃する爲め應分の寄附を仰ぐことゝなつた、

□□□ 事務室より □□□

本會家屋の建設は明治四十四年であり總ての點に於て不便を感じて居たのであるが、寄附行爲の改正に依て犯罪豫防に關する研究を重ぬることゝなつたので高等の練習生や特殊の職員百名以上を連年養成する爲め今回約二萬圓の豫算を以て講堂及び事務室の增設並に圖書館を擴張することゝし四月初旬より其建築に着手することゝなつた。

協會雜誌の購讀者は監獄職員以外には稀く二百を出でぬと云ふことは所謂社中同人の常に遺憾とするところであつた、仍て今後は監獄學は勿論刑事々業界に於ける權威たらしむる爲め其點に於ての內容を充實し、雜誌の表題をも變更し先づ緣故尤も近き司法官並に辯護士、其他の官民法律家を會員に網羅する計畫を定めて近く之を實施することゝした。

囚人看讀書籍の出版は本會の年中行事の一に數へられて居たのであるが、年一二回の出版に依ては敎化上常に隔靴搔痒の感があるので、今回當局の承認を得て、文書的敎誨の大方針を襲踏し、月刊雜誌を發行して囚人敎化の方面に一層の努力をすることゝなつた。其他

會員の研究資料に供する爲めの海外通信や、外國に於ける監獄事業又は犯罪豫防事業に必要なる資料の蒐集飜譯物の提供等に就ては每號の紙上に於て之を紹介し之を實現することを怠らないつもりである。（K生）

獨逸刑法法典の改正（承前）

ウイルヘルム、ホフアツケル博士

檢事　正木亮譯

損裁判上の取調の場合の家庭の平和を破る事、學校課業の場合の身體傷害、留置と強制適用同じく學校課業の場合の監禁、死刑執行の場合の殺害としてあらはるる處の種々なる作用を各別個の範圍に導く、軍事練習の中には外觀上刑法々典の總ての構成事實があてはまる、然し若し此の行爲が法の關係の中に置かるるならば其の行爲は前から刑法上の構成事實の群に加へられないであらう、刑法々典は人民の犯行に對して各個人と團體を保護するが反對に國家行爲に對して人民を保護しない處の考は確に徹底的でなければならないといふ多くの反對法の原因を數へ擧げることは餘りに進み過ぎて居る、加ふるに此の認識は認識の遂行を望み得ることは明かである、偖然し重大事が生ずる、若し其關係が通じて考へられるならば刑事法上の方面の判斷に於て適法なる高權行爲と不適法なる高權行爲との區別に對して何等重要點が見出されないであらう、誤れる高權行爲は一の高權行爲である、其の高權行爲の訂正が如何にすれば生じ得るかといふことは自ら一の問題である、此の目的の爲めに法律の破毀、法律違背の刑の執行の如き特別の場合に於て刑事裁判の接近を刑事法上の特別活動に導くかも知れない、然し一般には不相應であつて且規定されない問題は又高權行爲の適法或は不適法の問題の解決に於てではなくして高權行爲と他の人民との區別の問題中に存する、卽ち其刑法法典は人民の刑法法典である。

(b) 統一方針

科學と實地とは上述の關係の他の見解を意識して表はされたと信じてはならない、尙實際科學と實地とは法基を通じて考へずして特有に構成した、然し科學と實地とはもつと不知の間に他の方向の中に推し進んで行つた、職務行爲は其事自體が刑罰行爲である處の既に述べられたる侵害に對し責任阻却原因である、或は例外的に許されたる刑罰行爲に對し責任阻却原因である、其の責任阻却原因の範圍内に於て職務行爲は適法

である、此の見解は大審院が嘗て爲したる（拙著三百二十二頁參照）軍事上の射撃演習の場合に於ける誤射の構成の說明の樣に明に說明しなかつた、軍事上の射撃演習は實際高權行爲である、然し誤射は高權行爲ではない、彈丸の飛び越すことは如何にしても望むことは出來ない、若し吾々が高權行爲は必要に應じ適法の範圍內に於て動き且射撃演習に於て常に適中するかも知れないと信ずるならば吾々は統一方針に從ふであらう、然し若し吾々が誤射を避くべからざるものとして又高權行爲に於て正鵠を得ざることを總ての人類行爲の結果として觀察するならば吾々は事實に異れる構成を除外し正しき（a）の下に說明したる解決に歸るであらう、喜ばしいことには最近大審院判事諸氏の刑法々典に對する註釋書は（覺書五六頁參照）死刑執行官と戰時中の兵士の行爲の判決に於て規定の例外の思考方法を除外して結果に於て正しき解決を爲した、其の樣に兩方の解決にて實際的政策的結果を互に遠ざからして居る、卽ち統一方針は何も政策を顧慮して影響されない、正鵠を得ざることに對する責任は吾々の全部の法學者の奸計を貫徹する誤りたる思考方法を伴ふ、それ故吾々法學者の見解によれば高權行爲は又大概所有權に對する侵害である、此高權行爲は概ね所有權に對する侵害であるといふ事が抽象的に又絕對的に天に到る迄又地球の中心に到る迄の一の物に對する支配として考へられ又此の多くの所有權に觸れる高權侵害に對し若し所有權が私法關係の中心主義のの中に置かれるならば全く不必要なる公法上の所有權制限の特別構成を必要とする（拙著百三十二頁）而して高權行爲が適法の範圍を越へたる場合には最早何も高權行爲でないといふ見解は法の形式要件の多くの他の變質中の一部である。

（拙著三百二十五頁參照）

註　千九百二十年七月六日の獨逸大審院第七民事部の一の新判決に於て射撃演習の判決に於ける場合の樣に同じ範圍に從つて居る消毒は若しも正しき蒸氣を用ふれば高權行爲であり若しも蒸氣が熱つ過ぎるか或は強過ぎる昇汞を使用し又は夫れによつて物を毀損するならば高權行爲は一民事上の法律事件に變ずる。

不同なる學術語の樣に一つの殆ど隱れたる他の實用を法の一つの全く異れる構成に導き得る樣に追求することは非常に敎訓的である、（a）の解決の場合には刑罰行爲が存するや否やの問題は直接捕へなければならない、若し百といふ數字を會得する爲めに法式通りに說明するならば百より二十五を引く場合に差が作り得られる、而して少くとも七十五といふ數を會得す、然し若し抽象と減法とにより百といふ數が會得せらるるとするならば千の抽象的刑罰行爲を定め夫れから九百の高權行爲を控除する、然らば百より二十五を引いて得たる差より遙に少い差は正しき百といふ數より大なるかけはなれを生じ得る、若し此の點が吾々にも亦重大である場合には統一的出發點から二つの思考方法を通じて考へ又行爲事實によつて吟味すべきである、吾々は所謂軍事犯罪の試驗に於て從來の方法の思考手段により問題の根本的評價に打ち克たない場合には此の點に對し一々理由がある、二つの思考法の區別は明にもつと深い區別があるに第二の思考方法の場合に於て實際行爲者に義務を負はして居る間中は（例へば軍人の武器使用或は警察官の武器使用）當該國家機關は只責任なく或は正しいものとしてのみ定めるであらう、國家課業の遂行は正當防衛或は緊急狀態として定められ眞の義務履行が例外的に正當なる犯行として定められる、何といふ價値のない立脚點ではないか、如斯見解に對し國家機關の課業を遂行する處の國家機關の無我は疑ふ餘地がある、又無分別が重大なる役を爲すことがわからない。

第三節　違法性の立法上の處置

結局草案第二十條は正しき解決の意味にて新しき解釋が加へられ得るだらう、然し草案の言葉の用法は規定の例外の思考方法に對し非常に惑はして居る、覺書は此の方法を揭げた故に第二十條を其の儘にすること

がもつと宜敷のである、違法性は具體的刑罰構成事實の特徴であり且それ故必要なる其の刑罰構成事實を數へ上げるべきであるといふことと離れて居る、各論の刑罰構成事實の大多數にては右の如きことは前から不必要である、即ち各刑罰規定中の設定があまり長たらしい時も亦刑罰行爲の場所の範圍に於ける樣に困らない、此の考は違法性の特徴を各論中の各本條に於てのみ定める樣にする、此れは現行法の方法である、只其特徴は刑罰行爲の大多數の場合特に身體傷害の場合にのみ疑を除く爲めに明に陳べられなければならぬ、故意が特に陳べられない所の（第十五條）草案の規定は一の隱れたる利益を持つ、他人の身體を違法に虐待したる者は……云々其場合には違法的身體虐待は一の表示として主張せられる、之に反し「故意又は違法に他人の物を毀損したる者」といふ從來の刑法法典の表示方法は違法性が責任の一部である樣な誤解に導くのである。

第八章　正當防衞、緊急狀態、緊急救助

違法性の本體の不明瞭且不正なる見解の明なる結果は正當防衞の處置、緊急狀態の處置及緊急救助の處置である、第二十一條第一項は「正當防衞は違法に非ず」といつて居る次に第二項に於て正當防衞が說明されて居る、第二十二條第一項は「即ち緊急狀態或は緊急救助に於て犯さるる行爲は違法に非ず」と豫め考へる「違法に非ず」といふ語は槪成上正しくない、刑法々典の物は或行爲が刑罰を科せらるるや否や即ち刑罰を免せられるべきであるや否やを定むべきである、免刑行爲が私法或は公法と一致するや否やに就ては刑法々典により判斷すべきではない、若し刑法々典が他の法に關係し樣と思ふなら其の範圍は全く見通しが付かなくなるだらう、故に刑法々典の意味に於ける正當防衞行爲及緊急狀態行爲の刑の免除から其の適法に就て何等結論を下すことを許さないであらう、此れが全く今日迄支配し來つた見解であつた、他方民法々典に關めら

れたる緊急狀態の槪念及正當防衞の槪念が根本的に存する、若しも正當防衞槪念が豫め存するならば之に關係する行爲は違法ではない、又事情により（物の毀損の場合に於ける如き）罰しない民法々典の意味に於ける正當防衞行爲と緊急狀態行爲は全く違法であり得ない、然し刑法々典の意味の解釋的正當防衞行爲、緊急狀態行爲、緊急救助行爲に對し其の行爲を刑の免除として違法性を全く斷念することは出來ない、吾々は刑事法上の物の規定の原因から消へ而して委敷說明なしに枝葉の消滅を私法其他の公法の中に入れて了ふことを欲しない、若し草案が正當防衞緊急狀態及緊急救助の違法性をあらゆる法の爲めに除外する事を目的としなければならぬなら夫れを必要とする毎に民法々典第二百二十八條と第九百八條の法定の緊急狀態槪念に對し新しい緊要狀態の關係を新に作るのに最も困難なる疑懼を高めるであらう。

緊急狀態の新しき槪念の說明及緊急救助の新しき槪念の說明は聊か了解し難い、覺書三十五頁は草案の目的を二、三の例に付て說明する、規定は若し崩壞せる家屋の仕事により日曜の安息をさまたげ消防隊の警鐘によつて家庭の平和を破ることが行はれる場合種々なる場合に刑を免じようと思ふだらう、此の點に關し立法者は再び行政規則を法の中心主義の中に組入れるべき上述規定の欠缺せる理解を繰返し示す、一般的には意味深いものである、行政法規は種々なる狀態によつて或他の形を含むことが出來る、夫れ故行政規則の停止は單に或事を解くのみならず反つて禁ずべきである、戰時に於ける行政規則は此の群に這入る、然し此の政策の管理は行政官廳の手に止めなければならない、若し今行政規則に結び付ける刑罰規則が異つて取扱はれ又全訴追義務が最後に規定せらるゝなら總ての場所に反對の意味が生ずる、此の考慮は再び刑罰規則と附屬的行政規則の結合を要求する樣になる、手短に謂へば行政刑事法の要求に導くのである、即不明瞭なる緊急狀態の規定と緊急救助との規定は役に立たないのである。

第九章　時　效

現行法は刑事訴追と刑罰執行の時效を認め而して明瞭なる千九百十九年の草案は時效の實體法上の實行を注意せしむる爲めにもつと用心深くすべきであつて犯行の時效と刑罰及他の處分の時效とを區別すべきことを信ずる（第百二十一條及第百二十五條）、草案は刑罰の處罰性の消滅を說明し而して夫れによつて不明瞭となる、何となれば時の經過によつて行爲のもとの處罰性を消滅することは出來ない、然し將來に對する處罰性を失ふ、如斯嚴格にいへば又刑罰執行可能性を消滅する、然し維持されたる特別なる時效の規定に服從せられなければならない。

第十章　刑　罰（附加刑）

「附加刑と附隨效果」は草案が刑罰と他の處分とを互に混同し且其の樣に全部の刑事法を混亂さすであらうといふことを注意せしむる爲めに草案の第十一章が委敷規定する、草案は私が拙著二百七十五頁乃至二百八十一頁にて委敷陳べた刑罰の概念に對し何等了解を示さない、「各個の場合に於て罰金は刑罰として見るべきや或は警察處分として見るべきやに就て科學と裁判に委ぬる樣に取殘して居る」ことは覺書の八十頁に揭げて居る、夫れにより吾々の獨立なる裁判所に對し不遜なるべからざる裁判が訓練されるのである、獨逸大審院は正しく最近に到る迄罰金を刑罰處分として觀察した、然し近時罰金は附加刑なりや保安處分なりやに就ての問題は只各別の法律の手にのみ責任を負はしめて居ることを發表した、而して之に對し今や最も惡い種類の法の不確實といふことを結び付けた、罰金は時としては刑法の解釋と異つて扱はれ又時としては大赦法の解釋として扱はれる。

第十一章　改善處分と保安處分

千九百十九年の草案は第十二章に於て「改善處分と保案處分」を逐語的に全く委員會草案に結び付けて居る、故に私は犯罪闘爭の私の批評に對し拙著四百三十一頁乃至四百七十三頁を關係せしむる事が出來る、單に執行規定は獨逸參議院に委ぬるのではなくて反て刑罰執行法に委ぬること及び第十二章は單に一時的に第九章に對する大黑柱として定められるるといふことのみを說明すべきである、少時吾々は如斯國家行政を惑はす規定を參酌せらるゝことを望む。

第十二章　總　括

刑事裁判の材料の過大なる負擔と內容の衰頹が根本改正を要求する中に草案は一のうはべの改正を表はす、刑事裁判の改正に並んで行政法の保護の改正及行政の改正が必要に迫られて居る、其關係を探究しようとする者は改正の必要が一般原因に立歸るべきであることを認めるであらう、而して刑事法改正は行政改正に又行政改正は刑事法改正に役立つ價がある、その點は槓杆が結び付けられなければならぬ處の國家行政の文化である（ホフアッケル—國家行政の學術語—行政寶卷第二十八卷二百四十四頁參照）、此の點に關し實際上新しい問題が示される、その問題の解釋に對しては科學が屬するのではなくて技術が屬するのである、二方面が開かれて居る或思想を中央に置き且其の點から他の世界には成立せられないかの如く制定せられ得るのである、草案が又其の中に傾いて居る統一方針は吾々に此の方法を示すであらう、故に單に處罰すべきのみならず爭ふ爲めにトムソン敎授の思想は一の章に入念に規定されて居る、此の思想に對して刑事法改正家

監獄統計

大正十一年一月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	四三、六五九	二、四〇二	二、九五四	四三、一〇七	四三、六五九	△五五二	△四、一四四
刑事被告人	二、五七五	二、一九七	二、〇二二	二、七五〇	二、七五七	一八五	△三九八
勞役場留置者	一三九	一三八	一四六	一三一	一三九	一八	△七
乳兒	三	一〇	一七	二三	二三	△五	△六
總計 男	四四、八九九	四、五四五	四、八九五	四四、五四九	四四、八九九	△三五〇	△四、三一一
總計 女	一、四九六	二七	一、四五六	一、四九六	一、七〇〇	△四〇	△二四四
總計 計	四六、三九五	四、七三三	五、一三一	四六、〇〇五	四六、三九五	△三九〇	△四、五五五

備考　内朝鮮人受刑者男一六三人、刑事被告人男一〇人、支那人受刑者男二八人、刑事被告人二人、英人受刑者男一人、伊人受刑者男一人アリ

は毎に特に自惚れるのである、世界は改善されるであらう、而して少年保護、精神病の本質、泥酔者の本質警察制度の部分が規定された、即ちその喜びが了らぬ中に困難なる事業を始めなければならぬ、次に違法性に對する刑事法改正が來る、本來違法性は各處罰性に對する條件となるものである、即ち刑事立法者は現行法に從つて向はなければならぬ然し刑事立法者が之に對し法を研究しなければならぬ場合には時として違法性を部分的に規定し夫れによつて現行私法と公法との中に入れる樣に選擇する、刑事立法者の刑罰に密接する思想の流れに於て物の支配と各人の自由の中に實現して行くのに適する國家機關の行爲は不釣合である、刑事立法者は國家機關の行爲を彼の思想の中に入れて其の行爲を例外に適法的なる犯罪として判斷する、然し處罰性に關しては刑事立法者は何等物的境界と場所的境界を知らない彼はどうしたものか殺人と菓子燒の如き總てを罰し又一般的に罰す、刑事立法者は根本的に世界的重罪、世界的違警罪を作り而して刑事立法者が豫め何人を追求し又追求し得るかといふことを追求する爲めに留保する、此の制定事業の方法は國家の中にある一般的に惡い制定事業であることは疑を容れない、然し總ての經驗によれば人は其方法を擴張しない、何となれば直ちに簡易委員會が根本危險を除く爲めに開かれるからである、總てを概括する無限の此の方法と相並んで一の他の方法がある、夫れによつて特徵は形と身體を與へられる爲めに各個の國家行政の文化を出來る丈け確實なる了解し易い特徵に結び付けることに努力せられる、然し總ての活動手段を以て準備することに努力せられ得る、又民事裁判は私法關係に刑事裁判は民事上の刑事違反の上に制限せられるであらう、而して行政に民事裁判が役立つ處の刑罰と手段を必要に應じて委ね各個の行政文化の範圍を制限し內容を豐富にするであらう、行政の具象化たる此の方法は吾々を確實に目的に導き且其の道の經過に於て或統一的觀察を刑事法改正の上に生ずる一の高い點を示す、吾々が作る法の概念は吾々が特徵や內容を給すれば給する程規定に近付くのである、吾々が刑事裁判に對し適應せる內的特徵を持て居る刑罰行爲たる一の使用すべき根本材料を選擇するならば勿論其の時は吾々は材料を技術的に作り、形を爲し又吾々が望み得る樣な刑法法典即ち善い材料の製作物、完全なる物の製作物を作り得るのである。（完）

質疑解答

辯護人ヨリ在監中ノ刑事被告人ニ訴訟記錄寫差入ニ關スル件

拜啓時下益御清勝慶賀之至ニ御座候陳者被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テ辯護人訴訟錄ヲ謄寫シ在監中ノ被告人ニ差入レントスルトキハ檢事又ハ典獄ハ之ヲ拒否スヘキヤ否ニ付管內ニ於テ疑問相生シ目下攻究中ニ有之候處之ヲ拒否スヘシトスルノ意見ハ訴訟記錄ノ內容ハ刑事訴訟法第九十七條第百八十條ノ例外規定ノ外ハ公廷外ニ於テハ之ヲ祕密ニスヘキモノニ屬シ且在監者ニ差入ヲ爲シ得ヘキ物ハ監獄法施行規則第百四十二條乃至百四十四條ニ制限シアリテ謄寫シタル訴訟記錄ノ如キハ該制限內ニ入ラサルカ故ニ全部之ヲ拒否スヘシトスルニ有之候而シテ之ニ關スル從來ノ取扱振ハ地方ニ依リ區々ニ相成居候ヤニ承知致候小職一應ノ所見トシテハ監獄法制定ノ當時ニ於テハ謄寫シタル訴訟記錄ノ差入ノ如キハ立案者ノ僅想以外ナリシトスルモ新訴訟法施行ト共ニ新ニ監獄法規ニ明確ノ規定ヲ見ルニ至ラハ格別現行法規現時ノ解釋トシテハ右監獄法施行規則第百四十三條ノ「文書」並ニ刑事訴訟法第八十五條ノ「書類」ナル文字ノ內ニ包含シ結局各場合ニ應シ差入ヲ許スヘキヤ否ヲ決スヘキモノニシテ法文ノ結果トシテ當然拒否スヘキモノト解釋スルハ穩當ナラサル樣思考候得共御意見承知致置度目下差掛リタル問題アリ至急決定ヲ要シ候條何分ノ儀先ツ電信ニテ御回示ニ預リ度此段申意候早々敬具

大正十一年二月十九日

中川札幌控訴院檢事長

林　刑事局長殿

山岡監獄局長殿

訓令通牒

刑事局長、監獄局長連名電信回答

大正十一年二月二十三日
監甲第二一七號

訴訟記錄寫差入ノ件貴見通

一二一號ニテ及通牒置候處會計法實施ノ日ヲ目睫ノ間ニ迫レル今日未タ大藏省ヨリ發表無之然ルニ帳簿ノ如キハ調製上相當日數ヲ要スルニ付同省ニ就キ打合セノ結果徵收簿外二種ハ先ツ別紙樣式ニ則リ設備セラレ度而モ他日同省ヨリ發表セシ樣式ト不一致ノ點モ相生シ候ハヽ適宜修正ヲ加ヘ使用セシメラレ可然候

帳簿設備ニ關シ依命通牒

會計帳簿ノ義ニ付客月十六日付司法省會甲第一四七號ニテ及通牒置候處會計法實施ノ日モ大正十一年二月十五日ニ迫レル今日未タ大藏省ヨリ發表無之候ニ付テハ差當リ別紙樣式ニ則リ設備セラレ度尙ホ他日同省ヨリ發表セラルヽ樣式ト不一致ノ點モ相生シ候ハヽ適宜修正ヲ加ヘ使用セシメラレ可然候

司法省會甲第四七七號

大正十一年二月十五日

司法大臣官房會計課長　近藤三郎

裁判所
監獄　御中

簿收徵（部時臨）部常經　入歲度年某

（目）ヽヽ何　（項）ヽヽ何　（款）ヽヽ何

日	月	年	摘要	額定濟調	額濟入收	額損缺納不	入收
大正	何	年々何		圓〇	圓〇	圓〇	圓〇
何							

簿納出金現

日	月	年	摘要	受	拂	殘
大正	何	年々何		圓〇	圓〇	圓〇
何						

簿出支（部時臨）部常經　出歲度年某

（目）ヽヽ何　（項）ヽヽ何　（款）ヽヽ何

日	月	年	摘要	額算豫拂支	額濟出支	額算豫拂支
大正	何	年々何		圓〇	圓〇	圓〇
何						

監獄統計報告様式改正

司法省訓令第二號

監獄

大正二年十月司法省訓令第七號監獄統計報告例及様式中別紙ノ通改正シ大正十一年分ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年二月二十四日

司法大臣伯爵　大木遠吉

第六表乃至第十二表ヲ削ル

表號中第十三表ヲ第六表ニ第十四表ヲ第七表ニ第十五表ヲ第八表ニ第十六表ヲ第九表ニ第十七表ヲ第十表ニ第十八表ヲ第十一表ニ第十九表ヲ第十二表ニ改ム

檢事局ニ行刑成績通知ノ件

司法省監獄局

監甲第一九八號

大正十一年二月二十七日

司法省監獄局長　山岡萬之助

檢事總長
檢事長
檢事正
御中

檢事局ニ行刑成績通知ノ件

標記ノ件ニ付今般別紙ノ通典獄ニ對シ訓令相成候條御了知相成度候

司法省

監獄局監甲第一九八號

典獄

檢事ヨリ行刑ニ關スル參考資料ノ通知ヲ受ケタル者恩赦、假出獄又ハ滿期ニ因リ釋放セラレタルトキハ直ニ刑ノ執行ヲ指揮シタル檢事局及刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事局ニ對シ別紙樣式ノ通知書ヲ作製シテ送付スヘシ典獄ニ於テ特ニ必要ト認メタル者ニ付亦同シ右訓令ス

大正十一年二月二十七日

司法大臣伯爵　大木遠吉

第　號

年　月　日

監獄典獄

裁判所檢事局宛

行刑ノ成績通知

受刑者ノ氏名	
確定判決言渡裁判所及言渡年月日	
執行指揮ノ年月日及日記番號	
罪名刑名刑期犯數	
行刑ノ經過	
性情ノ變化	
改悛ノ有無	
其他參考事項	

取扱例

一　刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所檢事局ト刑ノ執行ヲ指揮シタル檢事局ト異ナル場合ハ各檢事局ヘ本通知書ヲ送付ス

二　二刑以上引續キ執行スヘキ者ハ全部完了シタル際各刑毎ニ之ヲ作成ス

三　刑期滿了後引續キ勾留狀ヲ執行シ若クハ勢役場ニ留置スヘキ者ハ刑期滿了ノトキ

四　恩赦假出獄又ハ二刑以上引續キ執行シタル場合ノ如キ實告刑ト在監期間ト相違スルモノハ其事由竝ニ現執行シタル期間ヲ罪名刑名刑期犯數欄ニ記載ス

五　行刑ノ經過欄ニハ處遇ノ概要殊ニ檢事ヨリ通知ヲ受ケタル行刑ノ參考資料ニ付採リタル措置及受刑者ノ在監中ニ於ケル行狀其他參考トナルヘキ事項ヲ記載ス

六　性情ノ變化欄ニハ行刑ノ結果受刑者ノ性質習癖ノ變化及其ノ狀況ヲ記載ス

七　改悛ノ有無欄ニハ左ノ區分ニ依リ記載ス

一　改悛ノ狀アリ

二　稍改悛ノ狀アリ

三　改悛ノ狀顯メ難シ

四　改悛ノ狀ナシ

八　其他參考事項欄ニハ以上ノ外受刑者ノ裁判被害者親族竝故舊ニ對スル感想等其他參考トナルヘキ事項ヲ記載ス

病者小票作成ノ件

司法省
監獄局監甲二七八號
大正十一年三月九日

司法省監獄局長　山岡萬之助

典獄御中

病者小票作成ノ件ニ付爲念通牒

病者小票中作業種目欄ノ記入方ニ關シ疑義ヲ懷ク向有之哉ニ候處右改正ハ入監後ニ於ケル罹病者ニ就キ監獄作業ト疾病ノ關係ヲ調査セントスル目的ニ出テタルモノナルヲ以テ入監時已ニ疾病ニ罹リ居リタル者ニ對シテハ作業種目欄ノ記入ヲ要セサル儀ト御承知相成度候

彙報

供託物取扱規則制定

大正十一年三月一日附司法省令第二號（官報二八七一）を以て供託物取扱規則が公布された。關係の諸君は同第三第四第五號をも併せ見らるべし。本文長きを以てこゝには掲載せず。

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正案提出

先頃代議士佐野正雄氏により左の如き改正法律案が衆議院に上提され同氏によつて戰明されたる後直に委員付託となれり。

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中左の通改正す

第三條中「後ノ勤續年數ニ付第一條ニ依リ」を「前後ノ勤續年數ヲ通算シタル年數及後ノ退職當時ニ於ケル月俸ニ付第一條第二項ニ依リ」に改む

郡山出張所落成式

先頃落成事務を開始せし郡山出張所は國町長の盡力により去月十九日午前十一時同町及附近在住の官民代表者を招待して華々しく落成式を擧行した。當日會場積翠館に集れる六

十餘名の會衆は式後席を改めて饗宴を開き親を盡して散會したるは午後三時であつた。

會報

茶話會

去十一日例の通り茶話會を開催し機上に於て講演あり、講師は宮内省御用掛海軍大佐由本信次郎氏にて氏は莊重熟心なる口調にて次の如き講演をされ聽衆に感動を與へらるゝところ多大なりき。

◇殿下の御動靜◇

殿下の御外遊中は中々お忙がしかつたにもかゝわらず自分は日本國全體を代表する者であるとの御考へから朝六時に御起床遊ばしてから十二時頃御就眠あそばすまで常に御緊張の態度で渡らせられたので御疲勞も中々であつた樣に拜察されたが常に御元氣に渡らせられた。

◇御元氣な御精神◇

殿下が御上陸になりますとアレンビー元帥がヒラミットなどを御見物遊ばした際折り悪しく大風が起つて沙漠の沙が濃霧の如くに降つたので御案内申してゐたアレンビー元帥は大變心配して殿下の御機嫌が伺つた時殿下はニコ〳〵されながら「こう云ふことに出遇ふのは千載一遇のことだ」との御言葉を賜つたので一同恐懼した次第である。

又經隊が紅海の附近を通過する際、溫度が百度内外に昇つて心身共に倦怠に陷つてしまつた時殿下は經上に土俵を造れと宣せ出しになつて供奉員を相手に盛に角力をお取りになつた。所が供奉の者は體格に於て遙かに殿下を凌ぐ勇者揃ひだつたので殿下は度々土俵に叩き付けられに御なりになつた樣に拜しましたがそれにも御懲りにならず約四十日間も御繼續遊ばした事は殿下の御氣象や御元氣を證するものだと思はれる。

◇殿下の御孝心◇

殿下は非常に御孝心に富んで居られるので御起床から御就眠になるまで非常にお忙がしいのにも拘らず一時間までもお起きになつて兩陛下にお通信をお認めになつた。又パリーの寶石商に御出でになつた際兩陛下のために御土産品をお撰びになる御態度の立派なる事は恐れ多いことであるがただ〳〵感心の至りだつたと申上げる外はない。

◇在留民の赤心◇

香港には故あつて御上陸にならなかつたが經隊が發港する時在留民はランチやモーターボート等に乘つてひつしと後を追ひ別れを惜んだのは涙ぐましくも美はしい現象であつた。

◇諸國御訪問の繼續◇

英國では英陛下の御手厚き御もてなしと市民の熱烈な歡迎を受けさせられ、佛國でも殿下の御評判はすばらしいものであつた。其他白耳義や和蘭伊太利等に於かせられても熱心な歡迎を受けられて非常な御成功ををさめられた。その間各國の國情なり制度に就いて深く御視察遊ばされましたので今回の御旅行は日本國家にとつて實に幸福な出來事であつたと云はればならぬ。

◇日本國民の皇室に對する心得◇

今回殿下が御外遊あそばされるに當り國民は恰も寶草を取られる樣な感に打たれてお名殘りを惜み一日も早くお歸朝あそばされることを祈つたのであるが愈々九月三日に御歸朝あそばされるや國民は上下擧つてお祝ひ申し永らく失はれてゐた寶を取りかへしたかの如く喜んだのである。此の精神が吾國開闢以來國民に一貫して來た皇室中心の觀念であつて此の精神こそ吾國の精華として益々光彩を世界に放たねばならぬ。

因に當日の出席者は

佐藤 吉郎　野口 權平　太田 卯八
齋藤 敬二　双木文四郎　小笠原覺雄
柏原 平助　中田 圭稅　勝水 淳行
鈴井 正親　德永 憲淳　關 毅
渡邊末太郎　檜本恒太郎　末光 榮平
藤谷 兵吉　三ツ木忠藏　鎌田 善雄
鈴木 佐市　鈴木養之助　羽柴瑪之助
和田勝一郎　武笠 新藏　關谷政次郎
村瀨 隆幸　四宮仙太郎　高柳眞一郎
下村 テイ　巖 三乘　本田喜三郎
高橋 克巳　堀尾岩太郎　鈴木榮次郎
君塚庄次郎　龍野 善立　生田 一雄
黑木 麟鹿　武田 慧宏　石井俊三郎
長山 始　兒島 三郎　鈴木長次郎
吉野濱太郎　古矢 嘉助　杉山喜一郎
歸織 靜賢　和田 岩雄　柴崎 緣
花坂 四郎　扇谷 與三　飯島 勇造
菅原 唯定　日賀野敬吉　小林 清壽
小澤 市藏　坂本常太郎　濱口 壽夫
郡司源九郎　岡崎 司　子島 寅藏
矢作 留藏　藤原 敬圓　岡見 數馬
佐々木英夫　藤井 藤藏　石川猪太郎
島崎 哲馬　久恒忠次郎　落合 岩藏
岩西定二郎　永井梅太郎　瀧澤 重沼
瀨藤 義三　加藤勝次郎　吉田 吉藏
竹内 重雄　川島 宏司　矢次 宏
椎名 通藏　野口 讓造　正木 亮
加藤勝次郎　辻 敬助　芥川 信
有馬四郎助　北島 艮吉

監獄官練習所

同所の試驗期日切迫の爲め入所生は今や驗命の勉強中にあり、追て試驗終了後は査定の上成績を發表し來廿七日午前十時修業式を擧行する。因に本年は獨り司法省のみならず文部内務兩省より五十餘名の來賓を招待する筈。

贈與金

本會々員第十一條第一項第三號乃至第五號に據り故山形監獄看手鈴木芳吉氏遺族外廿一名に對し贈與金として金四圓以下の金員を本月十五日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付せり。

寄附金の募集

本會事業の擴張に充てる爲三月一日附にて山岡會長より各地方部長宛左の通寄附金募集依賴狀を發せられた會員諸君に於かれても何うかこの趣旨に御贊同下されたい。

拜啓　時下愈御清適の段奉賀候陳者當協會の經營及び事業の進興に付ては常に會員諸君

の御援助に依り漸次順調に向ひつゝあるは本會の爲め洵に欣幸とする所に有之候然れども仔細に寄附行爲に於ける目的を考へ協會として意義ある活動を爲すには更に大に施設を要すべき事少からず抑々本會の經濟狀態を案するに大多數を占むる八千五百の通常會員より毎月貳拾錢の會費を徵收し之に對して實費拾五錢餘の冊子を配布し一方規則に基き退官者其他に交付する贈與金は巨額の統計に於て之を一人當たせば參錢なるが故に會費より是等を控除したる差額約貳錢を以て協會に於ける他の總ての經費を支持せざるを得ざる狀態にあり而も贈與金の規模は全く現代の經濟事情に適應せず職務に殉じたる會員に對し僅々拾五圓以上參拾圓以下の贈與金を爲し得るに過ぎざるが如き監獄官吏の職務の忠誠を表彰し遺族を慰藉するの道にあらざるのみならず積勵格勤なる官吏の權威を傷ふるものあるを以て速に改廢すべきものたるは言を竢たず此故に本會は規則の有無に拘らず義に巢鴨監獄に於て殉職せる看守部長に對し特に五百圓又過和監獄に於て逃走囚の兇刃に重傷を負ひたる看守に百五拾圓を贈り以て此の如き司獄官の龜鑑たる職員の表彰竝に遺族の慰藉に努めたるは諸君の熟知せらるゝ所にして本會は時代の趨向に鑑み會員の救濟慰藉表彰に付き最善を策し以て會員の向上を圖るの施設を爲すことを急且つ切なりと思料す然るに本會の資力は設立當時に比し幾許の進展を見ず殊に輓近經濟的激變の爲め活動の餘力を失ひ辛じて舊態を維持せる有樣なるが故玆に一般社會有識の士に對し援助を得る爲め本會寄附行爲を改正し就中會員の表彰慰藉向上等に關する事項に就いて最も力を致し其基礎を增進するの參劃施設を爲すことに決定致候次第此際先づ會員諸君の御賛同を得て資金の一分を充當し速かに寄附行爲の目的を達成すべき端緒を開き度候何卒叙上の趣旨御諒承の上會員諸君にして貴下より其趣旨御勸奬の上可然御配慮被下度此段及御依賴候敬具

大正十一年三月一日

監獄協會々長　山岡萬之助

地下部ヵ脱

叙任

小菅監獄勤務ヲ命ズ　看守長　中田主稅（神戸）

叙從七位　看守長秋山金吉（宇都宮）△同北村源治郎（安濃津）△同安孫子代治郎（福岡）△小野寺彌七（安濃津）△同藤井武利（福岡）

叙正八位　看守長林鼎三（山口）△同出口米吉（京都）

叙勳五等　典獄山川一郎（千葉）△同寺崎勝治（豐多摩）

叙勳六等　典獄補　福村太三郎（松本）

叙勳七等　看守　阿武爲藏（山口）

叙勳八等　看守長　渡邊藤吉（長崎）　看守長　森　溫（廣島）

神戶監獄勤務ヲ命ス　看守　常石政次郎（豐多摩）

任看守長　看守長　渡邊藤吉（長崎）

月俸五十七圓給與　甲府監獄勤務ヲ命ス　監獄醫　布施千代雄（新潟）

依願免本官　看守長　山縣碩生（廣島）

依願免官　看守長　小澤義親（豐多摩）

月俸六十三圓給與　奈良監獄勤務ヲ命ス　看守長　仁科正次（奈良）

月俸六十三圓給與　豐多摩監獄勤務ヲ命ス　石井俊瑞

四人ノ個性調査ニ關スル事務ヲ囑託ス

日比谷よりの

◇春が來た——と云つたつて別段急くにはなからうと思ふほど今日は暖くて氣持のいゝ日だ

◇三月と云へば花笑ひ鳥歌ふ好シーズンだ。下らぬ理窟は云はぬが花であらう。花に醉ひ酒に狂ふは太平の象徴と見て置きませう。サーベルの花見は禁物と昔から決まつたもの、が然しさうばかりも云つてゐられぬと見えてサンガーとやら申すヤンキー女が降るアメリカから渡つて來て何だかオツかないことを喋りはすまいかと「相成らぬ」のお布令が出たと新聞がいゝ種にする。

◇いよ〳〵本號に於て「教誨教育問題」を提供し得たことはお互に喜びに堪えません。こゝに改めて寄稿家諸賢にお禮を申上ます。それについて更に本年始めに聲明しましたやうに尚引き續いて適當な時期に衛生問題及戒護檢束問題を提げて諸君の前に見えるでせう。その時に又々御願しなければなりません。どうかよろしく。

◇譯手なき言分でありますが、爾後本誌への寄稿はすべて原稿用紙にお認め願度い。巻紙や罫紙は御免を蒙ります。

◇今期議會には巡査看守諸君の遺族扶助料法中改正案が出るし、司獄官の待遇改善に關する建議案も出た。監獄事業は國民總動員でなければならぬ、大いに議政壇上にこれを宣傳して社會の注意を喚起し以て眞に民衆的に大事業を進めてゆくは今日の狀勢である。監獄事業を監獄官だけの專有物と考ふる人などは概らくあるまいが……

◇と云つたやうな氣燄も春なればお許しがあるだらう。

◇最後に近く本誌は更に大飛躍を試みて來月號より改題と共に範圍を擴張し、刑事々業全般に亘れるオーソリチーたらんことを計畫してゐる。とプロバつておきます。

——K　生——

定價表			
一冊（稅共）	金貳拾錢		
六冊（稅共）	金壹圓貳拾錢		
十二冊（稅共）	金貳圓四拾錢		

廣告料			
五號活字半段	一行	金壹圓	
一等一頁	金五拾圓		
二等一頁	金四拾圓		
普通一頁	金參拾圓		

注文規定

▼▼御注文はすべて前金のこと
御送金は郵便爲替なれば司法省郵便局取扱にて振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京貳五〇五九番監獄協會とすること
御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。

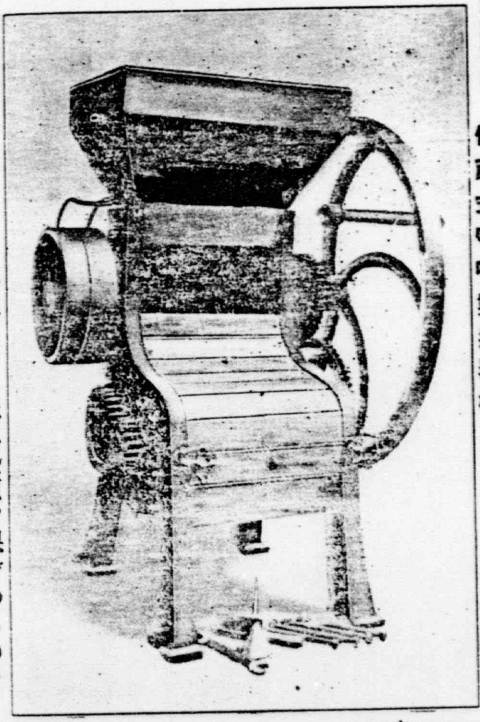
明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十一年三月十九日印刷納本
大正十一年三月二十日發行

東京市牛込區市谷富久町六〇番地　發行兼編輯人　北島良吉
東京市四谷區愛住町二番地　印刷人　磯村政富
東京市四谷區愛住町二番地　印刷所　東京書院印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地　發行所　監獄協會
電話銀座二三四四
東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

作業能率增進の理由？

◇專賣特許 伊藤式挽割麥機を使用したる爲！

平和博機械館内に
伊藤式豆麥切碎機
伊藤式味噌製造器械出品運轉



本機は既に數多の監獄に於て好成績を擧げつゝあり

賣特大念紀品出博和平

圓250金價特 渡所現品納監獄地内

◇本機の特長◇

○大麥の挽割は二割以上增量す

○人力用は運轉車二個付にて最も輕く一人にて廻轉し得又動力機は一馬力にて二臺を運轉することを得切碎量人力は一日十俵動力は三十俵

○本機は鐵製にして特許主要部のロールは當社獨特の材料を用ひ永久使用に堪え得る事は明治四十年より出形監獄にて日々使用し來れるも未だ一回の修理もせず製品優良證明證受領す

製發賣 伊藤合資會社 造元
山形市驛前 電話長九二七番